

指定都市基本施策比較検討調

〈 令 和 6 年 度 決 算 編 〉

福 岡 市 議 会 事 務 局

令和7年度 指定都市基本施策比較検討調

〈令和6年度 決 算 編〉

目 次

I 総 記

1 人 口	1
2 世 帯 数	1
3 従業地・通学地による人口	1
4 人 口 構 成	1
5 合計特殊出生率	2
6 面 積	2
7 土 地 利 用	2
8 産 業 構 造	3
9 経済活動別市内総生産額	4
10 商 業 機 能	4
11 製造品出荷額等	4
12 市 民 所 得	4
13 雇 用	4
14 国 際 化	5
15 家 計	5
16 消費者物価指数	5
17 平均消費者物価地域差指数	5
18 職 員 総 数	6
19 行 政 区	6

II 令和6年度決算

1 令和6年度普通会計決算及び各種指標	7
2 普通会計歳入内訳	9
3 普通会計性質別歳出の内訳	13
4 普通会計目的別歳出の内訳	17
5 資金不足比率	19
6 公営事業の経営状況	21

III 主要施策の現況

1 長期計画	31
2 姉妹友好都市提携（海外）	33
3 市税収納状況	35
4 法人市民税超過課税	35
5 交通事故件数	37
6 清掃施設等	37
7 保育所・認定こども園	39
8 高齢者保健福祉	45
9 介護保険事業	47
10 国民健康保険事業	49
11 生活保護	50
12 医療施設	51
13 公害関係	52
14 金融関係	53
15 中央卸売市場の実績	53
16 都市公園	55
17 道 路	57
18 河 川	58
19 住 宅	59
20 教育関係	61
(1) 幼稚園	61
(2) 市立小学校	62
(3) 市立中学校	63
(4) 義務教育学校	64
(5) 高等学校	65
(6) 中等教育学校	67
(7) 特別支援学校	68
(8) 私立学校への助成状況	69
(9) 市立大学	71
(10) 市立図書館	73
21 港 湾	74
22 上 水 道	75
23 工業用水道	76
24 下 水 道	77
25 交 通	79
(1) バ ス	79
(2) 高速鉄道（地下鉄）	81

26 消	防	83
------	---	----

IV 公共料金、助成・融資制度等

1 保育所徴収金	85
2 住宅融資制度	129

凡 例

- 調査事項は、特に指定のない限り、令和7年4月1日現在である。
(期日を異にするものは、その旨記入してある。)
- 資料中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」	単位未満
「△」	減少
「－」	皆無または該当数字なし
「…」	不詳
- 数字の単位未満は、小数点第2位以下四捨五入した数値である。

I 総 記

区 分	1	2	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	3	4													
	人 口 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)					世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)
単 位	人 (％)	世帯 (％)	人	人	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％
札幌市	1,964,894 (0.0)	1,007,309 (1.0)	2.0	1,974,164	100.0	100.0	11.1	△0.3	61.0	△ 2.7	27.9	3.0	14.2	0.9	13.6	2.0	47.7	1.5		
仙台市	1,091,266 (△0.1)	551,449 (1.1)	2.0	1,152,192	105.1	100.1	12.2	△0.3	63.6	△ 1.4	24.3	1.7	12.3	0.4	12.0	1.4	45.4	1.1		
さいたま市	1,353,045 (0.4)	623,479 (1.5)	2.2	1,229,480	92.9	100.0	13.0	△0.2	63.4	△ 0.6	23.6	0.8	11.1	△1.5	12.2	2.0	45.1	0.8		
千葉市	985,335 (0.4)	478,920 (1.8)	2.1	956,669	98.1	100.0	11.9	△0.8	61.2	△ 1.2	26.9	2.0	12.3	△1.8	14.0	3.2	46.9	1.5		
川崎市	1,553,920 (0.4)	790,411 (1.5)	2.0	1,342,397	87.3	100.0	12.7	△0.1	67.1	△ 0.6	20.2	0.7	9.9	△0.6	10.3	1.4	43.7	0.9		
横浜市	3,769,150 (0.0)	1,827,978 (1.1)	2.1	3,440,070	91.1	100.0	11.7	△0.9	63.2	△ 0.8	25.1	1.7	11.9	△0.6	13.2	2.3	46.4	1.5		
相模原市	722,148 (△0.2)	350,011 (1.1)	2.1	645,219	88.9	99.9	11.7	△0.7	61.9	△ 1.7	26.3	2.4	12.9	△0.9	13.4	3.3	46.7	1.9		
新潟市	761,588 (△0.8)	※ 351,362 (0.5)	※ 2.2	799,446	101.3	100.0	11.8	△0.4	58.3	△ 2.5	29.8	△2.9	14.7	1.1	15.2	1.8	48.3	1.5		
静岡市	668,452 (△0.8)	305,243 (0.8)	2.2	713,197	102.9	100.0	11.4	△0.8	57.9	△ 1.4	30.7	2.1	14.4	△0.3	16.3	2.4	48.8	1.3		
浜松市	770,969 (△1.0)	334,455 (0.7)	2.3	784,884	99.3	100.0	13.0	△0.6	58.7	△ 1.3	28.3	1.9	13.5	0.1	14.8	1.8	47.4	1.2		
名古屋市	2,329,646 (0.3)	1,182,555 (1.7)	2.0	2,594,018	111.2	100.0	12.4	△0.2	62.3	△ 1.1	25.4	1.2	12.0	△0.7	13.4	1.9	46.1	1.1		
京都市	1,430,552 (△0.4)	752,238 (0.8)	1.9	1,586,326	108.4	100.0	11.0	△0.3	60.7	△ 1.3	28.3	1.6	13.3	△0.7	15.0	2.4	47.4	1.5		
大阪市	2,800,023 (0.8)	1,577,343 (2.1)	1.8	3,534,521	128.4	100.0	11.0	△0.2	63.5	△ 0.1	25.5	0.2	12.0	△1.3	13.5	1.5	46.4	0.6		
堺市	804,163 (△0.5)	374,987 (0.7)	2.1	777,430	94.1	100.1	12.7	△0.9	58.5	△ 1.0	28.9	2.0	13.7	△1.3	15.2	3.3	47.4	1.6		
神戸市	1,486,033 (△0.5)	751,815 (0.7)	2.0	1,560,753	102.3	99.9	11.9	△0.2	58.8	△ 1.9	29.2	2.1	14.0	△0.3	15.2	2.4	48.0	1.4		
岡山市	716,253 (△0.4)	※ 338,076 (0.9)	※ 2.1	744,752	102.8	100.0	13.2	△0.5	60.4	△ 1.1	26.4	1.7	12.6	△0.3	13.8	2.0	46.0	1.3		
広島市	1,175,770 (△0.4)	567,176 (0.6)	2.1	1,214,150	101.1	100.0	13.6	△0.6	60.6	△ 1.5	25.8	2.1	12.8	△0.3	13.0	2.4	45.9	1.5		
北九州市	901,757 (△0.9)	438,266 (0.1)	2.1	958,487	102.1	100.0	12.2	△0.4	56.0	△ 2.1	31.8	2.5	15.1	0.2	16.7	2.3	48.9	1.4		
福岡市	1,660,254 (0.9)	894,630 (1.9)	1.9	1,753,857	108.8	100.0	13.4	0.1	64.5	△ 1.5	22.1	1.4	11.4	0.2	10.7	1.2	43.9	0.8		
熊本市	735,509 (△0.2)	343,638 (△0.1)	2.2	750,814	101.6	100.1	13.8	△0.3	59.7	△ 2.0	26.6	2.4	13.1	1.1	13.5	1.4	46.1	1.3		
各市注釈		新潟市:令和7年3月末 の住民基本台帳上世帯 数 岡山市:令和5年3月末 の住民基本台帳上世帯 数		新潟市:令 和7年4月1 日現在の推 計人口及び 令和7年3 月末の住民 基本台帳上 世帯数により 算出 岡山市:令 和5年3月末 の住民基本 台帳上人口 及び世帯数 により算出																

(注)

- ・ 1 の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在の推計人口。
- ・ 2 の世帯数は、令和 7 年 4 月 1 日現在の推計世帯数。
- ・ 3 の従業地・通学地による人口（昼間人口）及び昼夜間人口比率は、令和 2 年国勢調査結果の数値。
- ・ 4 の人口構成は、令和 2 年国勢調査結果の数値（年齢不詳を除く）。四捨五入のため、合計は100%になるとは限らない。また、5 年間の増減は、平成27年国勢調査結果の数値からの増減値。
- ・ 5 の合計特殊出生率（各都市独自算出）は、令和 5 年の数値を小数点第 2 位まで記載。
- ・ 6 の面積の市街化区域及び市街化調整区域の（％）は市域面積に対する比率（市域と都市計画区域の面積が同一でない場合は、両比率の合計は、100%にならない）。
- ・ 7 の土地利用の数値は、令和 7 年 1 月 1 日現在の地目別有租地面積の数値を小数点第1位以下四捨五入して記載。 国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、社寺境内地等の課税対象外の土地は含まない。

5	6						7									
	合計 特殊 出生率	面 積	市 街 化 区 域		市街化 調整区域		人口 密度 (1km ² 当たり)	土地利用 (小数点第 1位以下四 捨五入)	宅 地					田 畑	雑種地 その他	免税点 未満
			商 業	工 業	住 宅	その他			小 計							
	km ²	km ²	%	km ²	%	人	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	0.96	1,121.3	250.3	22.3	325.5	29.0	1,752	33,322	791	769	11,889	516	13,965	2,011	12,863	4,497
	1.05	786.4	180.5	23.0	262.6	33.4	1,388	31,784	754	1,250	7,380	989	10,373	5,932	14,480	999
	1.19	217.4	117.0	53.8	100.5	46.2	6,224	14,607	324	330	6,840	712	8,206	3,676	2,154	571
	1.14	271.8	128.8	47.4	143.3	52.7	3,626	17,807	282	1,531	5,466	1,023	8,302	3,642	4,965	898
	1.14	144.4	127.3	88.2	17.1	11.8	10,744	8,961	239	2,085	5,157	2	7,483	489	941	48
	1.12	438.2	337.7	77.4	98.9	22.6	8,601	27,225	965	2,966	16,596	7	20,534	2,455	3,786	450
※	1.07	328.9	68.6	21.0	41.7	12.6	2,196	14,723	145	567	4,129	9	4,850	1,628	7,318	927
	1.20	726.5	129.9	17.9	596.6	82.1	1,043	51,046	854	1,570	6,126	3,507	12,057	32,857	4,825	1,307
※	1.17	1,411.9	※ 105.4	7.5	129.5	9.2	473	77,266	180	996	5,206	548	6,930	8,824	56,748	4,764
	1.27	1,558.1	98.9	6.3	415.6	26.7	494.8	65,127	216	898	9,376	160	10,650	13,645	35,462	5,370
	1.20	326.5	302.6	92.7	23.8	7.3	7,136	18,324	1,148	1,923	12,141	192	15,404	861	1,967	92
	1.08	827.8	149.8	18.1	330.7	39.9	1,728	32,690	273	837	6,700	500	8,310	2,092	20,146	2,142
※	0.95	225.3	211.5	93.8	13.9	6.2	12,426	11,264	1,444	2,373	6,794	0	10,611	66	492	95
	1.27	149.8	107.5	71.8	42.3	28.2	5,367	8,913	491	1,758	4,236	3	6,488	1,012	1,094	319
※	1.27	556.9	203.5	36.5	353.8	63.5	2,668	26,965	554	1,754	6,665	1,144	10,117	4,736	10,902	1,210
※	1.39	790.0	104.2	13.2	481.8	61.0	907	41,894	1,072	650	4,648	2,637	9,007	15,328	14,445	3,114
	1.29	906.7	162.9	18.0	238.1	26.3	1,297	42,311	325	919	6,685	716	8,645	3,215	26,647	3,805
※	1.40	492.5	203.2	41.3	285.5	58.0	1,831	24,286	585	3,901	6,990	559	12,035	2,808	7,877	1,566
※	1.20	※ 343.5	163.9	47.7	176.9	51.5	4,834	18,453	1,019	1,029	6,699	684	9,431	2,022	5,689	1,311
	1.27	390.4	※ 108.0	27.7	※ 246.4	63.1	1,884	26,323	92	276	5,867	1,996	8,231	11,498	4,900	1,694
相模原市:出生数(厚生労働省「人口動態統計」)と日本人人口(総務省「住民基本台帳人口」)を基に独自に算出。 静岡市:令和3年9月30日現在の住民基本台帳人口による女子人口(日本人)で算出。 大阪市:令和5年3月末の数値 神戸市:令和2年の数値 岡山市:令和3年9月末現在の住民基本台帳人口の年齢(各歳)別人口を基に岡山市独自に算出 北九州市:令和5年10月1日現在の推計人口(母の年齢5歳階級別)を分母、令和5年の出生数(母の年齢5歳階級別)を分子にして求められた数値を基に、本市独自に算出。 福岡市:令和2年の数値		福岡市:令和7年1月1日現在の数値	静岡市:令和5年3月31日時点。 熊本市:令和6年10月1日現在。													

区 分	8 産業構造														
	事 業 所 数							従業者数							
第一 次 産 業	第二 次 産 業	第三 次 産 業	第一 次 産 業	第二 次 産 業	第三 次 産 業	第一 次 産 業	第二 次 産 業	第三 次 産 業	第一 次 産 業	第二 次 産 業	第三 次 産 業	第一 次 産 業	第二 次 産 業	第三 次 産 業	
所	所	%	所	%	所	%	人	人	%	人	%	人	%	人	%
札幌市	72,451	96	0.1	8,757	12.1	63,598	87.8	838,911	894	0.1	95,808	11.4	742,209	88.5	
	73,576	108	0.2	9,261	12.6	64,207	87.3	930,326	1,179	0.1	101,704	10.9	827,443	88.9	
仙台市	48,419	62	0.1	5,851	12.1	42,506	87.8	554,801	614	0.1	71,455	12.9	482,732	87.0	
	47,923	101	0.2	5,800	12.1	42,022	87.7	610,095	1,101	0.2	70,972	11.6	538,022	88.2	
さいたま市	41,330	55	0.1	6,371	15.4	34,904	84.5	509,450	384	0.1	73,970	14.5	435,096	85.4	
	40,700	61	0.1	6,140	15.1	34,499	84.8	534,144	492	0.1	73,316	13.7	460,336	86.2	
千葉市	29,326	50	0.2	3,859	13.1	25,417	86.7	406,378	478	0.1	55,392	13.6	350,508	86.3	
	28,344	63	0.2	3,871	13.7	24,410	86.1	449,403	494	0.1	56,216	12.5	392,693	87.4	
川崎市	40,934	64	0.2	6,863	16.8	34,007	83.1	543,812	650	0.1	98,902	18.2	444,260	81.7	
	41,731	74	0.2	6,946	16.6	34,711	83.2	578,007	561	0.1	99,796	17.3	477,650	82.6	
横浜市	114,930	163	0.1	16,984	14.8	97,783	85.1	1,475,974	1,403	0.1	220,836	15.0	1,253,735	84.9	
	117,684	176	0.1	17,443	14.8	100,065	85.0	1,618,721	1,641	0.1	220,396	13.6	1,396,684	86.3	
相模原市	22,480	73	0.3	4,553	20.3	17,854	79.4	248,832	786	0.3	57,296	23.0	190,750	76.7	
	22,055	79	0.4	4,427	20.1	17,549	79.6	263,504	811	0.3	54,242	20.6	208,451	79.1	
新潟市	35,510	139	0.4	5,811	16.4	29,560	83.2	364,667	2,006	0.5	72,771	20.0	289,890	79.5	
	33,746	190	0.6	5,424	16.1	28,132	83.4	392,788	2,514	0.6	72,438	18.4	317,836	80.9	
静岡市	35,194	70	0.2	6,711	19.1	28,413	80.7	340,623	662	0.2	76,142	22.4	263,819	77.4	
	33,987	101	0.3	6,190	18.2	27,696	81.5	370,283	887	0.2	76,704	20.7	292,692	79.0	
浜松市	35,552	150	0.4	7,893	22.2	27,509	77.4	367,526	1,908	0.5	105,715	28.8	259,903	70.7	
	34,295	219	0.6	7,308	21.3	26,768	78.1	402,549	2,564	0.6	109,702	27.3	290,283	72.1	
名古屋市	119,510	50	0.0	18,399	15.4	101,061	84.6	1,417,153	385	0.0	228,649	16.1	1,188,119	83.8	
	118,472	68	0.1	17,881	15.1	100,523	84.8	1,527,059	551	0.0	221,941	14.5	1,304,567	85.4	
京都市	70,637	73	0.1	11,781	16.7	58,783	83.2	739,542	967	0.1	118,929	16.1	619,646	83.8	
	70,491	103	0.1	11,124	15.8	59,264	84.1	786,278	989	0.1	118,170	15.0	667,119	84.8	
大阪市	179,252	51	0.0	25,408	14.2	153,793	85.8	2,209,412	452	0.0	314,897	14.3	1,894,063	85.7	
	178,312	60	0.0	24,483	13.7	153,769	86.2	2,394,461	678	0.0	316,730	13.2	2,077,053	86.7	
堺市	28,733	22	0.1	5,456	19.0	23,255	80.9	314,806	201	0.1	76,164	24.2	238,441	75.7	
	27,597	28	0.1	5,373	19.5	22,196	80.4	331,782	200	0.1	79,302	23.9	252,280	76.0	
神戸市	66,882	81	0.1	7,615	11.4	59,186	88.5	727,130	685	0.1	110,402	15.2	616,043	84.7	
	62,846	111	0.2	7,277	11.6	55,458	88.2	748,935	1,014	0.1	111,187	14.8	636,734	85.0	
岡山市	31,798	102	0.3	4,626	14.5	27,070	85.3	341,398	1,198	0.3	58,364	17.1	281,836	82.7	
	33,300	144	0.4	4,928	14.8	28,228	84.8	378,508	1,433	0.4	61,475	16.2	315,600	83.4	
広島市	53,327	83	0.2	7,365	13.8	45,879	86.0	581,331	732	0.1	100,932	17.4	479,667	82.5	
	53,218	104	0.2	7,352	13.8	45,762	86.0	634,618	1,031	0.2	103,706	16.3	529,881	83.5	
北九州市	41,772	39	0.1	5,972	14.3	35,761	85.6	434,714	419	0.1	88,145	20.3	346,150	79.6	
	40,659	48	0.1	5,960	14.7	34,651	85.2	460,429	654	0.1	88,032	19.1	371,743	80.7	
福岡市	72,284	54	0.1	7,077	9.8	65,153	90.1	866,930	441	0.1	86,051	9.9	780,438	90.0	
	75,779	76	0.1	7,568	10.0	68,135	89.9	967,803	715	0.1	91,895	9.5	875,193	90.4	
熊本市	28,310	107	0.4	3,524	12.4	24,679	87.2	305,105	1,096	0.4	41,662	13.7	262,347	86.0	
	30,891	157	0.5	3,821	12.4	26,913	87.1	358,440	1,688	0.5	42,741	11.9	314,011	87.6	
各市注釈															

- (注)
- ・ 8の産業構造のうち、上段については、平成28年経済センサス（活動調査）における民営の数値。下段の事業所数については、令和3年経済センサス（活動調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。
 - ・ 9の経済活動別市内総生産額は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（令和3年度）の数値（名目値）。また、内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、各産業の合計は市内総生産額と一致しない。
 - ・ 10の年間商品販売額（卸売業）及び同（小売業）は、令和3年経済センサス（活動調査）の数値。
 - ・ 11の製造品出荷額等は、2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）の数値（「従業者規模：計」の数値）。
 - ・ 12の市民所得及び雇用者報酬は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（令和3年度）の数値。
 - ・ 13の有効求人倍率は、一般の常用と臨時、季節及びパートタイムを合計した全数の数値とし、令和7年2月時点の公共職業安定所公表数値（パートを含む）を小数点第2位まで記載。
完全失業率は、令和2年国勢調査結果数値から算出（なお、新聞報道等で一般的に使われている完全失業率は、就業・不就業の状態を明らかにすることを目的に行われる労働力調査に基づく数値）。

9					10 商業機能		11	12			13 雇用	
経済活動別市内総生産額	(伸び率)	第一次産業	第二次産業	第三次産業	年間商品販売額(卸売業)	年間商品販売額(小売業)	製造品出荷額等	市民所得(1人当たり)	(伸び率)	雇用者報酬(1人当たり)	有効求人倍率	完全失業率
億円	(%)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	千円	(%)	千円	倍	%
74,661	(0.3)	22	8,881	64,467	71,827	22,787	5,932	2,815	(3.6)	4,598	0.93	4.7
50,606	(0.4)	38	7,346	42,736	71,955	14,879	11,121	3,103	(1.4)	5,312	1.49	4.2
※	...	...	...	...	38,987	13,231	9,295	※	...	...	1.21	3.6
42,419	(2.9)	33	6,497	35,511	26,398	11,620	15,430	3,221	(4.3)	5,232	1.31	4.0
61,439	(0.3)	17	16,673	44,298	20,375	11,572	39,571	3,491	(0.0)	5,327	1.04	3.3
146,676	(2.7)	65	21,825	123,426	68,758	38,461	42,957	3,321	(3.9)	5,152	1.20	3.6
...	...	...	...	...	※ 5,584	※ 6,009	※ 11,617	...	...	...	0.82	4.1
31,984	△2.6	245	6,683	24,741	22,169	8,957	12,194	3,028	(5.4)	4,670	※	3.9
35,009	(5.1)	86	10,738	23,980	21,248	7,726	25,031	3,441	(4.4)	...	※	3.5
32,585	(3.3)	261	9,729	22,461	19,190	8,727	22,169	3,254	(9.8)	5,739	1.27	3.8
139,363	(4.1)	9	19,562	117,674	226,045	32,329	35,623	3,945	(6.6)	5,261	1.75	3.7
66,476	(8.4)	49	18,979	46,910	44,850	16,587	26,758	3,158	(11.6)	5,108	1.34	4.5
201,577	※ (5.1)	5	24,567	174,993	※ 356,003	※ 41,271	44,999	4,035	※ (5.9)	6,045	※	4.9
36,464	(6.9)	14	15,520	20,568	10,261	7,450	48,107	3,227	(9.3)	4,041	0.97	4.5
70,587	(1.1)	78	18,068	51,641	43,752	17,882	38,391	3,050	(2.4)	5,469	1.05	4.3
29,791	(△0.3)	147	5,774	23,715	23,099	8,842	10,657	3,260	(1.3)	4,605	※	4.0
51,836	(△0.3)	59	10,303	41,044	60,214	14,067	30,906	3,171	(1.5)	4,849	※	3.5
39,579	(8.4)	70	11,970	26,924	17,140	10,040	27,678	2,908	(11.4)	4,684	1.20	4.5
78,277	(4.0)	49	7,441	69,931	114,375	21,206	6,545	3,136	(5.1)	4,968	1.33	4.7
...	...	...	...	...	1,484,098	842,172	453,338	...	...	...	※	3.9
さいたま市:令和元年度から推計をとりやめ 大阪市:「令和3年度大阪市民経済計算」における令和2年度から令和3年度の伸び率					相模原市:億円未満を四捨五入 大阪市:令和3年経済センサス(活動調査)の数値。	相模原市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	さいたま市:9に同じ 大阪市:「令和3年度大阪市民経済計算」における令和2年度から令和3年度の伸び率			新潟市:市の値がないため新潟県の値を使用 静岡市:静岡市の外に、焼津市及び島田市を含めた中部管内の数値 大阪市:吹田市を含む。労働力状態不詳分を除いて算出 岡山市:岡山市の外に、吉備中央町の一部及び瀬戸内市を含めた岡山管内及び西大寺管内の数値 広島市:広島市外の府中町、海田町、熊野町、坂町を含めたハローワーク広島及び広島東管内の値を使用 熊本市:市の値がないため熊本県の値を使用	

区 分	14 国際化			15 家計						16 消費者物価指数 (R2年=100)	17 平均消費者物価地域差指数 (全国平均=100)	
	外国人居住者	姉妹都市等の数	国際会議開催件数	1世帯1箇月当たり(二人以上の世帯)								
				世帯人員	有業人員	世帯主の年齢	消費支出	実収入 (勤労者世帯)	消費支出 (勤労者世帯)			
単 位	人	箇所	件	人	人	歳	円	円	円			
札幌市	20,971	5	43	2.7	1.3	58.7	285,502	584,830	309,513	110.9	101.7	
仙台市	16,806	7	60	2.9	1.2	57.0	315,200	651,796	342,537	111.7	100.8	
さいたま市	※ 35,167	※	6	1	3.0	57.9	357,858	764,566	386,467	107.5	101.3	
千葉市	40,272	7	34	2.8	1.2	60.0	336,883	749,974	382,820	107.7	100.9	
川崎市	57,355	8	0	2.9	1.4	59.1	328,314	762,089	364,836	107.2	104.2	
横浜市	128,914	※	15	98	2.9	1.2	61.9	330,558	691,153	345,750	108.3	104.0
相模原市	20,687	2	0	2.8	1.1	60.5	299,872	663,914	327,543	108.4	102.3	
新潟市	7,159	※	7	14	3.0	1.4	61.0	300,430	652,599	342,981	107.4	98.2
静岡市	14,067	5	3	2.9	1.4	60.9	325,429	667,048	344,434	107.8	99.9	
浜松市	30,286	4	9	3.0	1.6	59.6	309,757	630,224	338,090	110.7	98.4	
名古屋市	103,134	※	8	62	3.0	1.4	59.5	308,854	672,365	327,674	108.8	99.1
京都市	61,119	15	172	2.8	1.3	59.8	295,508	672,922	307,862	108.6	101.2	
大阪市	195,208	※	8	45	3.0	1.3	58.2	280,737	581,632	297,017	109.3	99.4
堺市	19,906	※	4	1	2.9	1.2	64.0	310,282	659,052	347,757	108.3	99.8
神戸市	59,501	10	54	2.7	1.1	65.5	280,207	545,755	306,406	107.7	99.1	
岡山市	13,880	8	1	3.0	1.4	57.9	303,131	555,070	321,431	103.0	97.9	
広島市	23,297	6	30	2.9	1.3	60.7	298,903	631,633	309,982	108.4	99.0	
北九州市	16,930	6	45	2.8	1.3	60.1	291,269	561,473	314,068	109.3	98.5	
福岡市	52,347	※	8	79	2.8	1.2	289,403	563,374	317,952	108.2	98.5	
熊本市	10,681	8	11	2.9	1.3	59.5	325,357	616,671	351,255	108.2	99.8	
各市注釈	さいたま市: 2025.4.1時点	さいたま市:姉妹都市4、友好都市2 横浜市:姉妹都市7都市、友好都市1都市、パートナー都市7都市 新潟市:姉妹都市5、友好都市1、交流協定1 名古屋市:姉妹都市5、友好都市1、パートナー都市2 大阪市:姉妹都市5、友好都市2、パートナー都市1(令和7年9月末時点) 堺市:姉妹都市2、友好都市2 福岡市:姉妹都市7、友好都市1										

(注)

- ・14の外国人居住者は、令和7年3月末現在の住民基本台帳による外国人住民数。姉妹都市等の数は、全市的に交流している都市。国際会議開催件数は、日本政府観光局（JNTO）が公表済の令和5年開催分とする。
- ・なお、「国際会議」とは①50人以上の参加者のある会議で、②参加国数が日本を含む3カ国以上、③開催期間が1日以上会議とする。
- ・15の数値は、総務省統計局所管家計調査に基づく令和6年の平均の数値。
- ・16の消費者物価指数は、令和6年平均の数値。
- ・17の消費者物価地域差指数は、「全国平均＝100」として計算した令和6年平均の数値。
- ・18の職員関係の数値は、令和7年地方公務員給与実態調査の数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。市民千人当たりの職員数及び市民千人当たりの一般行政職職員数は、令和7年4月1日現在の推計人口により算出。
- ・ラスパイレース指数は、令和7年4月1日現在の数値。
- ・19の行政サービスコーナーとは、市民の利便性の向上のため、市が市内の主要な箇所に直接設置し、又は他施設の一部を利用して設置し、市職員を配置し、住民票の写しの交付等の行政サービス及び行政情報等を提供する施設であって、区役所、支所、出張所等総合的な市行政サービスを行う施設以外のものをいう。

18								19						
職員総数（伸び率）		一般行政職平均年齢	一般行政職平均給与	給与	市民千一人の数	市民千一人の職数	ラスパイレス指数	行政区	支所数	出張所数	行政サービスコーナー			
人	(%)	歳		円	人	人		区	所	所	所			
23,096	(0.1)	40.3	※	333,165	※	11.8	※	3.6	98.7	10	84	2	2	
15,260	(0.3)	41.2		361,262		14.0		3.9	102.2	5	2	－	10	
16,315	(2.2)	40.8		390,357		12.1		3.2	101.0	10	16	0	9	
12,446	(1.0)	41.3		388,900		12.6		3.7	99.8	6	－	－	※	17
20,270	(1.0)	42.0		403,591		13.0		3.7	100.3	7	2	4	6	
46,585	(0.5)	41.5		393,293		12.4		3.4	100.2	18	－	－	10	
※ 8,109	(0.1)	※ 41.3	※	372,183	※	11.2	※	4.1	※ 98.3	3	－	※ 18	※	6
11,520	(1.2)	43.3		359,445		15.1		4.0	99.1	8	0	14	15	
9,097	(△0.2)	40.7		358,271		13.6		3.8	99.1	3	3	－	28	
9,133	(0.3)	42.5		361,800		11.8		3.5	100.0	3	－	－	55	
35,877	(0.2)	41.3		385,934		15.4		3.7	98.8	16	6	0	※	31
20,153	(△1.0)	42.8		385,220		14.1		4.1	101.3	11	3	14	5	
36,354	(0.3)	43.0		392,958		13.0		4.0	99.3	24	－	※ 2	※	7
10,678	(1.5)	42.2		375,226		13.3		4.3	100.6	7	－	－	－	
21,533	(0.1)	43.6		393,667		14.5		4.2	100.2	9	2	14	1	
9,074	(0.7)	42.8		383,900		12.8		3.7	101.5	4	4	13	12	
15,843	(0.1)	40.8		366,340		13.5		4.0	100.5	8	－	12	9	
12,341	(△0.1)	45.9		377,778		13.7		5.0	102.1	7	－	9	1	
18,916	(2.3)	39.6	※	362,300		11.4		3.8	100.9	7	－	2	3	
10,724	(0.7)	41.2		336,839		14.7		4.6	99.8	5	－	8	※	2
相模原市：給与実態調査調査票「05表」から転記		相模原市：総務省公表資料「kyuyo_h07_1-2(比較データ)」から転記	札幌市：平均給与月額314,300円＋扶養手当8,765円＋地域手当10,100円＝333,165円 相模原市：総務省公表資料「kyuyo_h07_1-2(比較データ)」及び総務省公表資料「kyuyo_h07_3-2(比較データ)」から算出 福岡市：100円未満切り捨て	札幌市：R7.4.1時点の人口(1,964,894人)を元に算出 23,096人/1,964,894人×1000≒11.75≒11.8人 相模原市：給与実態調査調査票「05表」及び「4.1の推計人口」から算出	札幌市：R7.4.1時点の人口(1,964,894人)を元に算出 7,096人/1,964,894人×1000≒3.611≒3.6人 相模原市：左記に同じ	相模原市：総務省公表資料(令和7年地方公務員給与実態調査結果等の概要)から転記			相模原市：まちづくりセンター14、出張所4 大阪市：東淀川区役所出張所、東住吉区役所矢田出張所	千葉市：市民センター12、連絡所5 相模原市：連絡所数を掲載 名古屋市：サービスセンター1、地下鉄駅長室30 大阪市：大阪市サービスカウンター(3：梅田、難波、天王寺)、大阪役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー(1)、住之江区南港ポートタウンサービスコーナー(1)、平野区サービスセンター(2：北部、南部) 熊本市：マイナンバーカードセンター、マイナンバーカードサテライト(東区)				

Ⅱ 令和6年度決算

1 令和6年度普通会計決算及び各種指標

区分	歳入総額	前年度伸び率	歳出総額	前年度伸び率	実質収支	実質収支比率	単年度収支	実質単年度収支	基準財政需要額	基準財政収入額
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	千円
札幌市	1,239,448,780	2.5	1,229,157,420	2.4	4,610,028	0.8	△ 1,641,236	△ 7,566,026	474,109,798	324,718,484
仙台市	624,902,682	5.4	616,736,747	5.6	2,850,473	1.0	△ 1,218,998	△ 4,770,388	242,513,185	207,067,789
さいたま市	726,012,093	6.4	716,726,634	7.4	5,476,966	1.6	△ 6,480,316	△ 5,465,696	273,560,244	257,168,456
千葉市	535,358,439	4.7	531,075,337	4.8	2,981,132	4.6	132,034	△ 4,856,387	218,681,051	190,016,206
川崎市	821,547,303	1.1	811,845,119	1.3	6,728,187	1.6	2,035,692	△ 3,644,946	312,864,741	334,150,201
横浜市	2,055,885,110	3.6	2,025,762,829	3.5	17,460,697	1.7	5,726,352	△ 3,324,691	822,216,152	775,094,233
相模原市	362,646,868	4.8	352,271,790	4.5	9,197,668	4.9	2,137,290	367,290	155,286,117	126,406,514
新潟市	465,821,549	5.8	453,934,065	6.5	6,781,614	29.8	1,558,745	1,591,085	207,823,854	129,023,688
静岡市	386,462,288	6.0	375,251,244	6.4	6,948,486	3.4	238,659	103,930	165,963,002	132,663,856
浜松市	416,549,107	5.6	403,626,364	5.3	7,490,566	3.3	△ 151,067	389,959	187,828,009	147,979,128
名古屋市	1,488,889,175	5.4	1,468,251,421	5.3	5,485,297	0.8	△ 3,955,618	△ 16,780,940	552,201,567	544,734,043
京都市	980,215,852	1.4	971,708,856	1.7	5,794,311	1.4	△ 2,699,716	△ 8,263,498	347,398,412	276,027,822
大阪市	2,089,131,638	5.8	2,064,170,370	5.8	20,568,345	2.3	4,135,686	22,288,686	720,848,859	675,932,213
堺市	480,020,385	0.1	472,192,847	6.5	7,295,679	△ 0.9	△ 64,707	3,561,708	199,636,902	144,113,547
神戸市	1,005,169,825	5.5	984,587,697	5.7	1,410,769	△ 6.8	△ 103,653	△ 647,303	382,304,408	283,799,570
岡山市	407,872,192	4.0	389,501,609	3.1	13,200,712	6.2	2,388,447	1,434,608	176,863,698	127,251,851
広島市	724,426,839	1.8	720,666,916	1.8	2,267,683	△ 18.6	△ 519,545	△ 294,532	295,673,779	220,704,481
北九州市	626,051,961	1.3	621,430,401	1.2	1,882,876	0.6	△ 345,424	△ 2,202,624	244,655,737	164,040,517
福岡市	1,131,768,029	0.8	1,113,379,745	0.8	9,444,963	2.0	82,600	75,489	380,315,089	325,495,487
熊本市	431,338,303	3.5	421,832,522	4.0	6,839,466	3.2	△ 140,763	△ 111,514	181,215,399	119,147,984

標準財政規模	財政力指数	公債費負担比率	経常収支比率	減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率	積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額	健全化判断比率			
								実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千円		%	%	%	千円	千円	千円	%	%	%	%
564,838,895	0.706	13.7	98.0	100.1	104,272,474	1,113,125,482	330,620,521	-	-	3.2	22.2
299,118,178	0.873	14.5	98.8	100.3	117,619,814	757,422,978	264,043,316	-	-	4.9	44.6
340,434,092	0.952	13.0	98.4	99.1	79,783,691	499,712,669	166,915,250	-	-	6.1	20.7
266,667,224	0.884	16.3	98.8	100.2	25,172,854	695,697,269	179,270,022	-	-	10.4	120.1
419,203,322	1.056	-	99.3	99.3	30,809,317	808,948,551	225,234,043	-	-	8.4	111.4
1,026,783,460	0.943	13.3	99.0	99.6	71,051,013	2,460,075,576	488,788,530	-	-	9.2	114.9
188,825,625	0.827	11.7	97.5	99.2	54,354,907	250,017,788	79,869,538	-	-	2.9	-
245,081,660	0.642	15.9	94.9	97.0	8,997,772	618,090,044	27,220,382	-	-	12.4	121.7
203,028,710	0.817	13.8	95.3	97.0	40,945,422	437,956,472	53,063,333	-	-	5.9	30.9
228,440,968	0.808	11.9	93.3	95.1	36,768,755	238,158,797	225,599,157	-	-	3.3	-
697,193,943	0.983	13.3	101.2	101.2	77,843,053	1,405,632,264	366,035,956	-	-	6.4	84.2
426,834,516	0.807	15.9	100.4	102.1	61,677,880	1,272,193,711	130,636,751	-	-	12.0	132.0
911,210,185	0.947	14.8	89.8	90.4	356,748,931	1,464,317,080	350,160,585	-	-	0.1	-
241,288,915	0.750	12.9	100.0	102.1	67,304,627	454,765,521	428,608,913	-	-	5.0	-
463,449,254	0.760	15.2	98.7	100.6	89,859,644	1,123,240,309	341,022,133	-	-	4.9	64.5
212,740,091	0.719	13.9	91.2	93.0	66,428,407	338,939,637	256,453,061	-	-	5.7	-
358,258,463	0.771	14.6	97.3	99.3	12,598,254	1,098,519,970	197,747,864	-	-	8.8	161.3
292,156,624	0.688	18.1	99.3	101.3	45,380,233	1,002,178,426	93,314,518	-	-	10.6	143.0
470,514,285	0.868	15.3	93.6	94.9	132,902,629	1,076,385,624	239,129,961	-	-	7.7	58.8
214,885,728	0.679	13.2	95.4	97.4	34,782,492	493,247,935	112,144,298	-	-	5.9	93.1

2 普通会計歳入内訳

区分	歳入内訳									
	市税		地方交付税		普通交付税		特別交付税		使用料及び手数料	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	356,657,215	28.8	※ 153,237,388	12.4	149,114,969	12.0	4,122,398	0.3	19,930,683	1.6
仙台市	233,179,032	37.3	38,070,583	6.1	35,395,444	5.7	2,675,139	0.4	12,338,186	2.0
さいたま市	291,478,524	40.2	※ 18,392,251	2.5	16,635,119	2.3	1,757,070	0.2	7,998,095	1.1
千葉市	211,936,891	39.6	※ 30,028,869	5.6	28,816,373	5.4	1,203,957	0.2	9,703,744	1.8
川崎市	390,944,061	47.6	※ 380,625	0.1	—	—	380,625	0.1	15,727,664	1.9
横浜市	893,707,735	43.5	48,814,285	2.4	47,121,919	2.3	1,692,366	0.1	41,432,893	2.0
相模原市	137,316,400	37.9	29,606,311	8.2	28,356,348	7.8	1,249,963	0.4	4,673,935	1.3
新潟市	133,999,625	28.8	※ 85,460,834	18.3	79,592,354	17.1	5,868,480	1.2	7,454,889	1.6
静岡市	141,926,166	36.7	34,795,574	9.0	33,299,248	8.6	1,496,326	0.4	5,320,141	1.4
浜松市	151,900,602	36.5	※ 42,819,882	10.2	39,677,408	9.5	3,142,438	0.7	4,456,928	1.1
名古屋市	635,823,199	42.7	8,600,805	0.6	7,467,524	0.5	1,133,281	0.1	36,998,320	2.5
京都市	324,261,648	33.1	※ 73,789,369	7.5	71,370,588	7.3	2,418,781	0.2	21,428,831	2.2
大阪市	830,468,466	39.8	※ 46,533,790	2.2	45,229,729	2.1	1,303,966	0.1	69,450,972	3.3
堺市	156,531,305	32.6	※ 56,599,719	11.8	55,608,205	11.6	991,480	0.2	5,426,080	1.1
神戸市	324,372,624	32.3	99,916,373	9.9	97,319,944	9.7	2,596,429	0.3	35,040,753	3.5
岡山市	134,225,241	32.9	51,482,341	12.6	49,624,621	12.2	1,857,720	0.4	5,831,277	1.5
広島市	249,905,332	34.5	77,666,296	10.7	75,011,440	10.3	2,654,856	0.4	10,736,140	1.5
北九州市	180,177,794	28.8	83,236,657	13.3	80,615,220	12.9	2,621,437	0.4	14,630,479	2.3
福岡市	383,742,341	33.9	56,351,318	5.0	54,638,915	4.8	1,712,403	0.2	26,103,256	2.3
熊本市	127,753,091	29.6	65,325,731	15.2	62,067,415	14.4	3,258,316	0.8	8,449,239	1.9
各市注釈			札幌市：地方交付税には、震災復興特別交付税21千が含まれる。 さいたま市：地方交付税には、震災復興特別交付税62千が含まれる。 千葉市：地方交付税には、震災復興特別交付税9,373千が含まれる。 川崎市：地方交付税には、震災復興特別交付税223千が含まれる。 新潟市：地方交付税には、震災復興特別交付税733千が含まれる。 浜松市：地方交付税には、震災復興特別交付金36千が含まれる。 京都市：地方交付税には、震災復興特別交付税61千が含まれる。 大阪市：地方交付税には、震災復興特別交付税95千が含まれる。 堺市：地方交付税には、震災復興特別交付税34千が含まれる。							

(注) %は構成比

国庫支出金		県(道・府)支出金		市債		その他	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
313,456,113	25.3	68,336,548	5.5	95,419,000	7.7	232,411,833	18.7
130,408,769	20.9	31,179,847	5.0	54,177,600	8.7	125,548,665	20.0
151,767,641	20.9	34,510,031	4.8	80,184,760	11.0	141,680,791	19.5
116,501,482	21.8	26,930,541	5.0	47,046,981	8.8	140,256,912	17.4
172,787,310	21.0	41,659,485	5.1	58,284,000	7.1	141,764,158	17.2
432,712,659	21.0	106,753,490	5.2	109,571,020	5.3	422,893,028	20.6
81,469,009	22.5	21,824,286	6.0	18,603,000	5.1	69,153,927	19.0
90,360,933	19.4	29,298,820	6.3	39,135,300	8.4	80,111,148	17.2
76,670,289	19.8	21,178,384	5.5	31,320,200	8.1	75,251,534	19.5
82,894,935	19.9	22,939,091	5.5	26,675,800	6.4	92,483,768	20.4
284,322,829	19.1	77,491,210	5.2	146,042,000	9.8	299,610,812	20.1
188,096,568	19.2	47,292,681	4.8	42,581,000	4.3	282,765,755	28.9
562,212,087	26.9	111,880,804	5.4	130,231,500	6.2	338,354,019	16.2
127,957,687	26.7	30,311,018	6.3	28,854,300	6.0	74,340,276	15.5
215,663,905	21.5	51,392,916	5.1	80,252,500	8.0	198,530,754	19.8
87,230,242	21.4	20,309,587	5.0	36,418,900	8.9	72,374,604	17.7
167,850,985	23.2	36,416,901	5.0	54,245,150	7.5	127,606,035	17.6
139,283,005	22.3	33,260,991	5.3	55,748,100	8.9	119,714,935	19.1
220,466,235	19.5	51,144,371	4.5	58,579,000	5.2	335,381,508	29.6
102,581,822	23.8	26,191,642	6.1	32,356,600	7.5	68,680,178	15.9

区分	市税の内訳 市民税											
			個人分		法人分		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	169,310,412	47.5	141,551,012	39.7	27,759,400	7.8	130,467,196	36.6	3,043,422	0.9	16,290,496	4.6
仙台市	113,302,398	48.5	89,956,457	38.5	23,345,941	10.0	85,967,698	36.9	2,069,515	0.9	8,122,778	3.5
さいたま市	160,529,359	55.1	139,945,505	48.0	20,583,854	7.1	95,249,468	32.7	1,848,472	0.6	8,319,470	2.8
千葉市	110,135,288	51.9	94,036,455	44.4	16,098,833	7.5	74,125,586	35.0	1,536,526	0.7	6,985,748	3.3
川崎市	204,469,410	52.3	182,543,970	46.7	21,925,440	5.6	136,694,597	35.0	1,062,606	0.3	9,784,047	2.5
横浜市	481,811,490	53.9	422,523,914	47.3	59,287,576	6.6	300,780,121	33.7	3,665,325	0.4	22,911,491	2.6
相模原市	67,033,975	48.8	60,852,243	44.3	6,181,732	4.5	50,644,142	36.9	1,303,964	0.9	5,023,265	3.7
新潟市	62,992,300	47.0	52,570,630	39.2	10,421,670	7.8	50,091,565	37.4	2,581,956	1.9	5,250,630	3.9
静岡市	65,963,059	46.4	56,457,035	39.7	9,506,024	6.7	54,368,448	38.3	1,991,708	1.4	4,471,456	3.2
浜松市	74,340,632	48.9	63,256,792	41.6	11,083,840	7.3	56,476,030	37.2	2,828,194	1.9	4,842,668	3.2
名古屋市	303,497,985	47.7	231,342,052	36.4	72,155,933	11.3	241,748,691	38.0	3,310,212	0.5	17,112,388	2.7
京都市	148,341,897	45.7	117,659,958	36.3	30,681,939	9.4	122,784,265	37.9	2,200,273	0.7	9,349,883	2.9
大阪市	365,349,895	44.0	230,098,701	27.7	135,251,194	16.3	333,432,492	40.2	2,251,566	0.3	32,149,011	3.9
堺市	70,586,149	45.1	59,982,943	38.3	10,603,206	6.8	61,820,693	39.5	1,509,799	1.0	6,093,232	3.9
神戸市	153,437,618	47.3	125,248,221	38.6	28,189,397	8.7	124,319,348	38.3	2,053,274	0.6	9,878,606	3.0
岡山市	63,899,637	47.6	52,982,140	39.5	10,917,497	8.1	50,138,615	37.4	2,331,031	1.7	5,117,310	3.8
広島市	122,036,175	48.8	98,502,907	39.4	23,533,268	9.4	91,291,330	36.5	2,673,841	1.1	7,825,790	3.1
北九州市	74,963,091	41.7	62,436,097	34.7	12,526,994	7.0	73,644,211	40.9	2,379,904	1.3	7,428,939	4.1
福岡市	181,124,973	47.2	138,355,783	36.1	42,769,190	11.2	144,730,428	37.7	2,423,390	0.6	13,170,365	3.4
熊本市	60,859,462	47.6	51,780,344	40.5	9,079,118	7.1	47,362,060	37.1	2,294,424	1.8	5,504,927	4.3
各市注釈												

										市民1人当りの 市税額	財源構成				
特別土地保有税		法定外普通税		都市計画税		事業所税		その他			自主財源			依存財源	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	%	千円	%	
-	-	-	-	28,232,667	7.9	8,941,535	2.5	371,487	0.1	181.5	519,751,414	41.9	719,697,366	58.1	
-	-	-	-	17,680,111	7.6	5,802,751	2.5	233,781	0.1	220.0	315,571,876	50.5	309,330,806	49.5	
-	-	-	-	20,601,188	7.1	4,926,301	1.7	4,266	0.0	215.6	378,095,291	52.1	347,916,802	47.9	
-	-	-	-	13,621,659	6.4	5,524,505	2.7	7,579	0.0	※ 216.5	265,776,391	49.6	269,582,048	50.4	
-	-	-	-	28,999,594	7.4	9,833,036	2.5	100,771	0.0	251.6	478,633,170	58.2	342,914,133	41.8	
-	-	-	-	64,721,726	7.2	19,730,786	2.2	86,796	0.0	238.0	1,179,456,370	57.4	876,428,740	42.6	
-	-	-	-	10,003,442	7.3	3,307,612	2.4	-	-	192.0	176,207,487	48.6	186,439,381	51.4	
-	-	-	-	8,226,668	6.2	4,731,415	3.5	125,091	0.1	176.0	181,617,167	39.0	284,204,382	61.0	
-	-	-	-	10,761,271	7.6	4,330,748	3.1	39,476	0.0	216.5	183,659,660	47.5	202,802,628	52.5	
-	-	-	-	7,649,411	5.0	5,653,638	3.7	※ 111,029	0.1	195.6	196,271,109	46.3	220,277,998	51.9	
-	-	-	-	53,201,966	8.4	16,951,957	2.7	-	-	272.7	839,164,796	56.4	649,724,379	43.6	
-	-	-	-	27,233,182	8.4	7,953,742	2.4	6,398,406	2.0	225.6	561,779,560	57.3	418,436,292	42.7	
-	-	-	-	67,549,642	8.1	29,417,380	3.5	318,480	0.0	301.7	1,051,475,497	50.3	1,037,656,141	49.7	
-	-	-	-	11,461,952	7.3	5,059,142	3.2	338	0.0	194.7	195,150,393	40.7	284,869,992	59.3	
-	-	-	-	24,457,263	7.5	9,915,876	3.1	310,639	0.1	212.7	483,072,225	48.1	522,097,600	51.9	
-	-	-	-	8,564,421	6.4	4,143,844	3.1	30,383	0.0	193.6	173,303,332	42.5	234,568,860	57.5	
-	-	-	-	18,925,651	7.6	7,075,003	2.9	77,542	0.0	212.5	329,119,037	45.5	395,307,802	54.5	
0	0.0	-	-	12,654,886	7.0	7,403,938	4.1	1,702,825	0.9	199.8	268,362,770	42.8	357,689,191	57.2	
-	-	-	-	30,464,463	8.0	8,572,265	2.2	3,256,457	0.8	231.1	664,886,594	58.7	466,881,435	41.3	
-	-	-	-	9,124,394	7.1	2,570,963	2.0	36,861	0.0	175.4	169,731,082	39.3	261,607,221	60.7	
								浜松市：市税の内訳の その他は 財産税、入湯税 の計		千葉市：R6.1.1時点の 住基人口(978,899人) で算出。					

3 普通会計性質別歳出の内訳

区分	義務的経費		人件費		扶助費		公債費		投資的経費	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	685,921,818	55.8	175,040,048	14.2	415,545,999	33.8	95,335,771	7.8	145,329,904	11.8
仙台市	342,216,010	55.5	124,493,558	20.2	157,271,437	25.5	60,451,015	9.8	76,865,059	12.5
さいたま市	377,189,032	52.6	138,473,987	19.3	184,543,537	25.7	54,171,508	7.6	113,002,844	15.8
千葉市	308,254,164	58.0	104,361,641	19.7	150,143,686	28.3	53,748,837	10.1	63,726,445	12.0
川崎市	493,240,471	60.7	164,219,269	20.2	253,650,102	31.2	75,371,100	9.3	96,769,540	11.9
横浜市	1,203,783,782	59.4	386,294,741	19.1	621,491,633	30.7	195,997,408	9.7	201,358,816	9.9
相模原市	223,282,254	63.4	78,666,379	22.3	116,828,981	33.2	27,786,894	7.9	24,612,880	7.0
新潟市	252,184,554	55.5	97,716,631	21.5	105,902,434	23.3	48,565,489	10.7	※ 58,734,442	12.9
静岡市	210,778,227	56.2	79,137,268	21.1	94,731,716	25.3	36,909,243	9.8	46,769,327	12.5
浜松市	219,574,083	54.4	82,290,360	20.4	103,495,499	25.6	33,788,224	8.4	58,353,310	14.5
名古屋市	852,695,637	58.1	285,465,576	19.4	435,217,778	29.6	132,012,283	9.0	158,795,631	10.8
京都市	517,297,697	53.2	167,307,290	17.2	259,521,315	26.7	90,469,092	9.3	68,697,460	7.1
大阪市	1,271,232,025	61.6	321,996,966	15.6	743,166,888	36.0	206,068,171	10.0	252,321,487	12.2
堺市	299,533,652	63.4	93,804,148	19.9	167,750,788	35.5	37,978,716	8.0	※ 40,621,482	8.6
神戸市	565,970,660	57.5	191,519,269	19.5	269,662,710	27.4	104,788,681	10.6	137,800,480	14.0
岡山市	229,909,828	59.0	84,520,137	21.7	108,265,832	27.8	37,123,859	9.5	55,047,121	14.1
広島市	421,840,515	58.5	149,328,386	20.7	201,247,487	27.9	71,264,642	9.9	74,113,768	10.3
北九州市	357,402,503	57.5	111,880,669	18.0	175,195,788	28.2	70,326,046	11.3	76,108,743	12.2
福岡市	556,616,189	50.0	158,243,583	14.2	301,106,437	27.1	97,266,169	8.7	101,690,893	9.1
熊本市	256,211,537	60.7	88,868,916	21.0	130,243,439	30.9	37,099,182	8.8	※ 49,084,956	11.6
各市注釈									新潟市:投資的経費には災害復旧事業費3,327,620千円が含まれる。 堺市:投資的経費には災害復旧事業費30,083千円が含まれる。 熊本市:投資的経費には災害復旧事業費2,361,905千円が含まれる。	

(注) %は構成比

普通建設事業費						その他の経費		維持補修費		物件費		補助費等	
		補助事業費		単独事業費									
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
145,154,210	11.8	54,940,622	4.5	88,884,594	7.2	397,905,698	32.4	31,609,376	2.6	124,916,696	10.2	65,968,072	5.4
76,429,549	12.4	28,125,832	4.6	47,438,550	7.7	197,655,678	32.0	11,967,249	1.9	79,793,793	12.9	36,891,361	6.0
※ 113,002,844	15.8	62,648,143	8.7	48,104,668	6.7	226,534,758	31.6	6,013,699	0.8	94,829,701	13.2	35,828,901	5.0
63,684,673	12.0	25,447,124	4.7	38,237,549	7.2	159,094,728	30.0	7,596,880	1.4	68,562,951	12.9	32,202,204	6.1
※ 96,769,540	11.9	35,375,688	4.4	53,481,144	6.6	221,835,108	27.4	6,870,006	0.8	98,830,676	12.2	48,429,280	6.0
※ 201,358,816	9.9	70,927,014	3.5	119,258,343	5.9	620,620,231	30.6	8,452,418	0.4	221,082,196	10.9	152,009,127	7.5
24,469,638	7.0	3,735,748	1.1	20,733,890	5.9	104,376,656	29.6	4,263,474	1.2	46,541,330	13.2	14,847,029	4.2
※ 55,406,822	12.2	28,592,433	6.3	24,155,845	5.3	143,015,069	31.6	8,527,281	1.9	52,734,777	11.6	34,232,340	7.5
41,824,810	11.2	17,128,160	4.6	20,782,996	5.6	117,703,690	31.3	5,841,367	1.6	43,243,982	11.5	28,640,426	7.6
51,689,285	12.8	18,039,515	4.5	31,436,251	7.8	125,698,971	31.1	8,576,025	2.1	57,039,589	14.1	22,992,419	5.7
158,795,631	10.8	44,549,747	3.0	111,847,151	7.6	456,760,153	31.1	28,859,012	2.0	145,809,028	9.9	117,641,012	8.0
68,543,183	7.1	25,886,818	2.7	42,656,365	4.4	385,713,699	39.6	9,142,917	0.9	70,505,390	7.3	54,832,749	5.6
252,321,487	12.2	116,333,868	5.7	134,090,315	6.5	540,616,858	26.2	29,219,051	1.4	159,252,911	7.7	182,427,015	8.8
※ 40,591,399	8.6	16,375,380	3.5	23,713,352	5.0	132,037,713	28.0	5,846,827	1.2	53,528,493	11.3	23,091,846	4.9
137,728,091	14.0	53,568,503	5.4	75,147,913	7.6	280,816,557	28.5	8,487,724	0.9	108,266,803	11.0	64,306,003	6.5
55,045,636	14.1	18,292,163	4.7	33,176,454	8.5	104,544,660	26.9	5,441,322	1.4	43,465,957	11.2	22,127,552	5.7
73,745,477	10.2	31,731,083	4.4	39,598,890	5.5	224,712,633	41.2	5,015,562	0.7	84,072,200	11.7	50,751,804	7.0
75,936,239	12.2	47,575,693	7.6	28,360,546	4.6	187,919,155	30.3	7,241,143	1.2	64,593,091	10.4	28,923,413	4.6
101,330,855	9.1	31,450,263	2.9	67,801,324	6.2	455,072,663	40.9	12,455,808	1.1	117,900,432	10.6	53,642,698	4.8
46,723,051	11.1	22,643,155	5.4	24,079,896	5.7	116,536,029	27.6	2,845,049	0.7	49,220,064	11.7	20,693,914	4.9
さいたま市：普通建設事業費には国直轄事業負担金2,023,000千円、県営事業負担金227,033千円が含まれる。 川崎市：普通建設事業費には国直轄事業負担金6,866,778千円、県営事業負担金37,712千円が含まれる。 横浜市：普通建設事業費には国直轄事業負担金10,791,478千円、県営事業負担金381,981千円が含まれる。 新潟市：普通建設事業費には国直轄事業負担金1,933,167千円、県営事業負担金725,377千円が含まれる。 堺市：普通建設事業費には国直轄事業負担金502,667千円が含まれる。													

区分	投資及び出資金		積立金		貸付金		繰出金	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	3,563,135	0.3	4,290,596	0.3	87,565,018	7.1	79,992,805	6.5
仙台市	3,625,770	0.6	11,542,700	1.9	17,394,521	2.8	36,440,284	5.9
さいたま市	116,526	0.0	17,150,998	2.4	33,424,654	4.7	39,170,279	5.5
千葉市	3,557,956	0.7	8,199,781	1.5	7,938,852	1.5	31,036,104	5.9
川崎市	2,198,976	0.3	2,417,752	0.3	19,612,249	2.4	43,476,169	5.4
横浜市	5,407,221	0.3	25,685,012	1.3	82,303,123	4.0	125,681,134	6.2
相模原市	-	-	5,031,045	1.4	10,165,757	2.9	23,528,021	6.7
新潟市	341,000	0.1	5,807,675	1.4	11,584,178	2.5	29,787,818	6.6
静岡市	3,522,912	0.9	8,320,061	2.2	745,614	0.2	27,389,328	7.3
浜松市	931,474	0.2	9,152,408	2.3	227,562	0.1	26,779,494	6.6
名古屋市	6,129,186	0.4	4,450,888	0.3	59,894,447	4.1	93,976,580	6.4
京都市	1,538,097	0.1	39,927,276	4.1	126,808,246	13.1	82,959,024	8.5
大阪市	2,248,603	0.1	25,675,750	1.3	8,614,528	0.4	133,179,000	6.5
堺市	15,300	0.0	8,400,252	1.8	2,299,160	0.5	38,855,835	8.2
神戸市	3,418,285	0.3	20,314,827	2.1	10,334,912	1.0	65,688,003	6.7
岡山市	1,868,086	0.5	3,907,454	1.0	810,440	0.2	26,923,849	6.9
広島市	3,390,969	0.5	7,200,459	1.0	26,019,644	3.6	48,261,995	6.7
北九州市	603,733	0.1	6,156,419	1.0	32,124,417	5.2	48,276,939	7.8
福岡市	4,442,722	0.4	26,079,652	2.4	175,030,373	15.7	65,520,978	5.9
熊本市	2,535,072	0.6	7,478,846	1.8	1,835,994	0.4	31,927,090	7.6
各市注釈								

4 普通会計目的別歳出の内訳

区分	議会費		総務費		民生費		衛生費		労働費		農林水産業費	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	1,846,530	0.2	63,919,426	5.2	542,980,101	44.2	83,845,065	6.8	946,780	0.1	740,754	0.1
仙台市	1,462,462	0.2	55,862,907	9.1	222,454,159	36.1	50,657,722	8.2	327,212	0.1	2,112,124	0.4
さいたま市	1,627,172	0.2	64,346,741	9.0	262,826,062	36.7	84,986,467	11.9	229,787	0.0	1,551,633	0.2
千葉市	1,242,865	0.2	39,915,964	7.5	208,439,152	39.2	55,339,175	10.4	245,389	0.0	1,853,285	0.3
川崎市	1,842,602	0.2	56,133,829	6.9	326,100,635	40.2	74,062,842	9.1	668,844	0.1	456,688	0.1
横浜市	3,115,473	0.2	116,548,755	5.8	834,752,957	41.2	128,260,373	6.3	1,295,830	0.1	1,904,222	0.1
相模原市	971,493	0.3	29,173,026	8.3	154,322,741	43.8	27,934,891	7.9	392,985	0.1	808,359	0.2
新潟市	971,035	0.2	29,853,723	6.6	165,124,841	36.4	31,325,375	6.9	1,022,525	0.2	8,932,841	2.0
静岡市	1,040,932	0.3	33,188,249	8.9	131,552,335	35.1	39,559,915	10.5	546,349	0.1	3,968,320	1.1
浜松市	931,784	0.2	32,453,695	8.0	140,580,503	34.8	31,375,006	7.8	471,611	0.1	6,151,517	1.5
名古屋市	2,156,408	0.2	79,111,474	5.4	589,854,183	40.2	113,272,509	7.7	247,444	0.0	1,503,977	0.1
京都市	2,055,239	0.2	108,974,924	11.2	366,253,863	37.7	45,979,893	4.7	28,041	0.0	2,126,084	0.2
大阪市	2,289,484	0.1	103,896,333	5.0	954,023,875	46.2	108,330,608	5.2	208,702	0.0	105,377	0.0
堺市	1,184,004	0.3	31,506,425	6.7	226,888,916	48.1	29,769,365	6.3	321,397	0.1	941,506	0.2
神戸市	2,005,650	0.2	74,339,862	8.0	384,382,435	41.3	64,319,940	6.9	302,722	0.0	7,327,333	0.8
岡山市	1,116,917	0.3	36,762,414	9.4	155,748,078	40.0	29,633,005	7.6	219,531	0.1	6,945,252	1.8
広島市	1,587,331	0.2	39,429,462	5.5	270,722,625	37.6	72,323,173	10.0	884,641	0.1	4,767,938	0.7
北九州市	1,544,846	0.2	43,801,353	7.0	239,717,764	38.6	57,519,614	9.3	455,647	0.1	2,230,821	0.4
福岡市	1,802,699	0.2	69,280,063	6.2	386,970,614	34.7	61,888,959	5.6	120,366	0.0	4,767,727	0.4
熊本市	1,106,193	0.3	36,076,981	8.6	172,900,143	41.0	25,931,705	6.1	467,896	0.1	5,624,623	1.3

(注) %は構成比

商工費		土木費		消防費		教育費		災害復旧費		公債費		諸支出金	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
96,187,732	7.8	142,205,446	11.6	19,754,263	1.6	174,961,868	14.2	175,694	0.0	95,923,538	7.8	5,670,223	0.5
24,206,627	3.9	60,580,015	9.8	15,594,957	2.5	118,440,175	19.2	435,510	0.1	60,638,555	9.8	3,964,322	0.6
33,661,237	4.7	68,167,205	9.5	18,802,875	2.6	126,225,949	17.6	0	0.0	54,301,506	7.6	-	-
12,489,017	2.4	54,880,935	10.3	13,383,617	2.5	89,201,002	16.8	41,772	0.0	54,043,164	10.2	-	-
25,263,435	3.1	77,255,087	9.5	18,870,401	2.3	154,318,721	19.0	0	0.0	75,675,296	9.3	1,196,739	0.2
92,606,142	4.6	236,206,539	11.7	45,043,394	2.2	355,259,670	17.5	0	0.0	196,244,448	9.7	14,525,026	0.7
12,124,523	3.5	28,599,815	8.1	9,745,336	2.8	60,208,884	17.1	143,242	0.0	27,846,495	7.9	-	-
8,360,371	1.8	66,157,154	14.6	11,253,228	2.5	78,938,919	17.4	3,327,620	0.7	48,666,433	10.7	-	-
6,031,151	1.6	46,996,246	12.5	13,708,891	3.7	56,805,096	15.1	4,944,517	1.3	36,909,243	9.8	-	-
8,518,849	2.1	49,463,468	12.3	11,773,875	2.9	81,370,694	20.2	6,664,025	1.7	33,871,337	8.4	-	-
76,811,862	5.2	152,121,993	10.4	35,655,159	2.4	256,876,763	17.5	-	-	132,402,747	9.0	28,236,902	1.9
134,506,780	13.8	60,660,924	6.2	20,493,927	2.1	134,243,270	13.8	154,277	0.0	90,892,813	9.4	5,338,821	0.6
80,471,699	3.9	239,737,917	11.6	47,106,799	2.3	317,937,609	15.4	-	-	206,392,277	10.0	3,669,690	0.2
4,020,407	0.9	41,857,581	8.9	13,017,965	2.8	84,588,593	17.9	30,083	0.0	38,056,278	8.1	10,327	0.0
7,606,914	0.8	140,279,141	15.1	20,533,380	2.2	166,571,279	17.9	72,389	0.0	105,108,489	11.3	11,738,163	1.3
3,024,035	0.8	42,612,622	10.9	10,574,596	2.7	65,703,284	16.9	1,485	0.0	37,160,390	9.5	-	-
13,287,858	1.8	102,888,642	14.3	14,568,245	2.0	128,460,480	17.8	368,291	0.1	71,378,230	9.9	-	-
38,480,052	6.2	59,753,185	9.6	13,531,541	2.2	92,886,969	14.9	172,504	0.0	70,692,504	11.4	643,601	0.1
184,894,514	16.6	94,578,736	8.5	15,387,827	1.4	188,412,015	16.9	360,038	0.0	97,556,573	8.8	7,359,614	0.7
6,426,473	1.5	44,871,039	10.6	9,412,961	2.2	78,948,828	18.8	2,361,905	0.6	37,147,275	8.8	556,500	0.2

5 資金不足比率

資
金

不

足

比

率

札幌市		仙台市		さいたま市	
病院事業会計	5.4	下水道事業会計	-	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	-
中央卸売市場事業会計	-	自動車運送事業会計	4.5	東浦和第二土地区画整理事業特別会計	-
軌道整備事業会計	-	高速鉄道事業会計	-	浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計	-
高速電車事業会計	-	水道事業会計	-	指扇土地区画整理事業特別会計	-
水道事業会計	-	ガス事業会計	-	江川土地区画整理事業特別会計	-
下水道事業会計	-	病院事業会計	-	大門下野田特定土地区画整理事業特別会計	-
		中央卸売市場事業特別会計	-	水道事業会計	-
				病院事業会計	-
				下水道事業会計	-
千葉市		川崎市		横浜市	
病院事業	-	病院事業会計	-	港湾整備事業費会計	-
下水道事業	-	下水道事業会計	-	中央卸売市場費会計	-
水道事業	-	水道事業会計	-	中央と畜場費会計	-
農業集落排水事業	-	工業用水道事業会計	-	市街地開発事業費会計	-
中央卸売市場事業	-	自動車運送事業会計	-	風力発電事業費会計	-
動物公園事業	-	卸売市場事業特別会計	-	下水道事業会計	-
		港湾整備事業特別会計	-	埋立事業会計	-
		生田緑地ゴルフ場事業特別会計	-	水道事業会計	-
				工業用水道事業会計	-
				自動車事業会計	-
				高速鉄道事業会計	-
				病院事業会計	-
相模原市					
下水道事業会計	-				
簡易水道事業会計	-				
新潟市		静岡市		浜松市	
下水道事業会計	-	病院事業会計	-	病院事業会計	-
水道事業会計	-	水道事業会計	-	水道事業会計	-
病院事業会計	-	下水道事業会計	-	下水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-	簡易水道事業会計	-	と畜場・市場事業特別会計	-
と畜場事業会計	-	農業集落排水事業会計	-	中央卸売市場事業特別会計	-
		清掃工場発電事業会計	-		
		中央卸売市場事業会計	-		

名古屋市

市場及びと畜場特別会計	-
名古屋城天守閣特別会計	-
市街地再開発事業特別会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
自動車運送事業会計	-
高速度鉄道事業会計	-

京都市

中央卸売市場第一市場特別会計	-
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	-
土地区画整理事業特別会計	-
水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
自動車運送事業特別会計	-
高速鉄道事業特別会計	-

大阪市

水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-
港営事業会計	-
下水道事業会計	-

堺市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-

神戸市

自動車事業会計	19.6
---------	------

岡山市

該当なし	
------	--

広島市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-

北九州市

該当なし	
------	--

福岡市

モーターボート競走事業会計	-
集落排水事業会計	-
下水道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
高速鉄道事業会計	-
中央卸売市場特別会計	-
港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-

熊本市

病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
交通事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
食品工業団地用地会計	-

(注)単位: %

6 公営事業の経営状況

区分	(公共)下水道事業			病院事業			交通事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	一部	△ 699,004	18,194,727	全部	△ 2,053,725	2,584,936	全部	29,744	2,192,981
仙台市	一部	2,210,371	6,168,401	全部	△ 1,670,328	2,857,371	-	-	-
さいたま市	一部	575,674	4,615,721	一部	△ 4,112,704	2,807,954	-	-	-
千葉市	一部	951,270	8,530,109	全部	△ 1,272,384	5,962,777	-	-	-
川崎市	全部	2,564,031	12,021,297	全部	△ 3,114,218	5,945,718	-	-	-
横浜市	一部	3,846,275	35,394,118	全部	△ 3,210,092	7,472,689	全部	4,652,124	22,229,940
相模原市	一部	141,700	4,130,000	-	-	-	-	-	-
新潟市	一部	997,512	14,343,763	全部	△ 1,791,449	3,478,331	-	-	-
静岡市	全部	560,458	7,514,489	一部	△ 1,249,915	2,826,488	-	-	-
浜松市	全部	1,863,475	5,509,273	一部	△ 835,753	3,143,848	-	-	-
名古屋市	全部	△ 1,111,243	34,825,689	-	-	-	-	-	-
京都市	全部	3,403,794	18,669,848	-	-	-	全部	3,585,034	5,078,172
大阪市	一部	2,749,870	24,277,040	-	-	-	無	△ 106,452	3,669,690
堺市	全部	1,808,782	8,769,346	-	-	-	-	-	-
神戸市	一部	351,151	4,076,993	-	-	-	-	-	-
岡山市	一部	33,389	7,911,447	一部	△ 11,815	81,627	-	-	-
広島市	一部	921,872	14,968,925	一部	△ 1,394	211,865	-	-	-
北九州市	全部	2,772,310	5,775,956	全部	△ 12,272,357	562,940	全部	△ 2,442,647	353,198
福岡市	一部	7,010,185	19,927,613	-	-	-	全部	9,316,495	6,452,703
熊本市	全部	1,054,750	6,156,619	全部	2,441,070	2,244,378	全部	△ 138,231	556,500

(注) 法適用とは、地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業

自動車(運送)事業			高速(度)鉄道(電車)事業			(上)水道事業			工業用水道事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	全部	10,403,413	3,249,218	全部	8,716,397	2,238,753	-	-	-
全部	△ 1,119,325	2,698,516	全部	△ 473,910	1,246,169	全部	4,465,330	1,970,972	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	4,209,474	85,647	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	-	1,642,235	-	-	-
全部	216,473	1,196,739	-	-	-	全部	1,657,262	605,802	全部	5,706,667	136,544
-	-	-	-	-	-	全部	7,056,026	3,549,654	全部	572,705	1,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	390,315	557,365	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,588,581	272,458	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	△ 252,054	496,460	-	-	-
全部	50,088	11,443,319	全部	9,668,819	16,793,583	全部	434,280	592,902	全部	27,928	1,926
-	-	-	-	-	-	全部	4,764,128	1,231,105	-	-	-
無	1,357	0	無	△ 107,809	3,669,690	全部	10,685,571	263,133	全部	△ 29,236	706
-	-	-	-	-	-	全部	669,910	108,307	-	-	-
全部	△ 75,732	1,317,714	全部	△ 2,099,588	7,238,440	全部	2,851,461	611,416	全部	46,974	990
-	-	-	-	-	-	全部	2,469,536	134,858	全部	△ 48,793	720
-	-	-	-	-	-	全部	2,341	247,010	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	△ 327,644	184,512	全部	2,097,346	1,636
-	-	-	-	-	-	全部	6,451,126	1,909,504	全部	△ 22,509	10,240
-	-	-	-	-	-	全部	1,888,810	153,281	全部	550	0

区分	ガス事業			(中央卸売)市場事業			港湾整備事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	一部	△ 112,837	812,407	-	-	-
仙台市	全部	1,715,365	19,637	無	3,213	803,388	-	-	-
さいたま市	-	-	-	無	-	166,776	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	69,191	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	-	395,855	無	5,500,438	-
横浜市	-	-	-	無	945,643	118,362	無	9,146,687	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	17,154	255,324	-	-	-
静岡市	-	-	-	無	31,513	126,671	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	31,039	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	無	-	1,769,529	-	-	-
京都市	-	-	-	無	313,712	1,514,129	-	-	-
大阪市	-	-	-	一部	△ 346,444	986,945	一部	2,791,665	0
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	35,170	375,306	一部	2,671,975	-
岡山市	-	-	-	全部	70,128	130,465	-	-	-
広島市	-	-	-	無	-	248,916	-	-	-
北九州市	-	-	-	無	181,734	166,921	無	4,491,320	504
福岡市	-	-	-	無	42,968	1,749,073	無	△ 49,390	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

交通災害(共済)事業			国民健康保険事業			老人(保健・医療)事業			(公立)大学(付属)病院事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	623,519	19,657,772	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	285,974	9,498,554	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	819,085	8,248,642	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	58,299	5,952,354	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	109,583	10,831,881	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	16,452,475	27,550,906	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	401,293	5,772,220	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	429,531	5,970,723	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,361,334	5,525,402	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,677,305	4,806,345	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	428,585	23,320,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,007,314	16,744,456	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	0	37,280,799	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	908,741	9,986,302	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,277,761	16,063,502	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	222,896	6,147,845	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	80,797	10,394,955	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,998,071	10,969,097	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,936,310	19,781,039	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	923,464	8,713,841	-	-	-	-	-	-

区分	観光施設事業			と畜(場)事業			農業集落排水事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 148,714	141,118
さいたま市	-	-	-	無	-	135,696	-	-	-
千葉市	無	-	643,373	-	-	-	全部	-	453,144
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	-	無	184,598	2,455,982	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	2	123,346	一部	△ 62,714	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	43,796	318,874
浜松市	-	-	-	無	0	189,001	無	0	0
名古屋市	無	-	294,223	無	-	742,744	-	-	-
京都市	-	-	-	無	2,385	376,126	無	-	-
大阪市	-	-	-	無	0	1,492,971	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	0	406,364	全部	△ 10,482	917,348
岡山市	-	-	-	-	-	-	一部	0	476,065
広島市	無	-	1,092,689	無	-	813,392	一部	-	550,665
北九州市	-	-	-	無	38,612	239,711	無	7,831	31,585
福岡市	-	-	-	-	-	-	一部	0	234,859
熊本市	-	-	-	-	-	-	無	27,228	199,606

農業共済事業			宅地造成(再開発)事業			駐車場(整備)事業			有料道路事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	-	-	無	0	0	-	-	-
-	-	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	132,213,197	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	497,809	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	一部	△ 262,765	5,916,852	無	116,246	115,253	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	32,074	349,984	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	117	37,400	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	27,234	1,119	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	-	22,324	-	-	-
-	-	-	無	307,851	4,088	-	-	-	-	-	-
-	-	-	(臨海) 一部 (その他) 無	(臨海) △ 1,612,711 (その他) 0	(臨海) 0 (その他) 2,551,932	無	324,020	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	-	-	無	16,298	16,298	無	100,219	31,485	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	132,343	2,561,967	無	7	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 189,387 (その他) 683,586	(臨海) - (その他) 398	無	672,364	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 590,864 (その他) △49,403	(臨海) - (その他) 12,340	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	市街地再開発事業			墓地整備事業			簡易水道事業			交通(渡船)事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	141,211	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	43,972	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 26	182,800	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	一部	16,630	124,814	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	無	-	6,199	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	163,629	285,424
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	906,911
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

競馬事業			競輪事業			競艇事業			宝くじ事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	9,600	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	151,156	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	572,416	1,165,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,376,885	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	全部	1,249,061	2,525	全部	5,348,205	2,454	-	-	-
-	-	-	-	-	-	一部	4,653,132	△ 4,570,000	-	-	-
-	-	-	無	407,190	-	-	-	-	-	-	-

区分	(特別)収益事業			財産区事業			電気(ごみ発電)事業			開発事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	-	-	-	-	-	-	無	132,409	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	無	191,580	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	無	21	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

介護保険事業			(特定環境保全公共)下水道事業			後期高齢者医療事業			特定地域生活排水処理事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
無	22,687	26,977,974	一部	△ 369,991	1,084	無	1,517,624	7,600,444	-	-	-
無	1,416,651	13,157,449	一部	△ 56,763	17,345	無	91,074	2,928,569	一部	△ 227,194	42,794
無	2,032,766	15,704,034	-	-	-	無	80,337	13,718,036	-	-	-
無	1,937,691	12,720,066	一部	△ 263,407	488,645	無	106,967	2,160,669	-	-	-
無	1,183,302	17,056,277	-	-	-	無	72,347	2,964,509	-	-	-
無	7,836,766	50,341,325	-	-	-	無	470,067	40,742,711	-	-	-
無	1,239,637	8,924,347	-	-	-	無	377,593	1,917,639	-	-	-
無	669,018	12,586,875	一部	△ 330,995	-	無	20,886	10,839,931	一部	△ 6,968	-
無	492,419	11,162,348	全部	-	4,355	無	460,594	2,187,455	-	-	-
無	922,304	10,664,218	全部	△ 194,981	379,188	無	321,446	11,080,817	-	-	-
無	4,185,075	33,803,024	-	-	-	無	2,071,498	34,018,537	-	-	-
無	2,875,514	24,601,764	有	531	429,838	無	979,680	5,493,386	-	-	-
無	5,222,110	52,350,131	-	-	-	無	2,355,801	9,968,622	-	-	-
無	1,921,750	14,104,342	-	-	-	無	706,055	3,545,512	-	-	-
無	5,822,461	24,131,265	一部	△ 104,974	100,707	無	192,416	24,622,380	-	-	-
無	973,449	10,294,045	一部	△ 33,389	283,328	無	11,200	2,144,932	-	-	-
無	520,023	15,720,529	一部	-	194,847	無	88,024	3,307,469	一部	-	79,778
無	3,326,910	16,086,063	-	-	-	無	656,487	4,782,083	-	-	-
無	1,546,062	19,962,311	-	-	-	無	215,929	4,981,441	-	-	-
無	1,192,878	10,815,779	-	-	-	無	451,401	2,887,338	-	-	-

Ⅲ 主 要 施 策 の 現 況

1 長期計画

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	第2次札幌市まちづくり 戦略ビジョン 令和4年10月6日 (「ビジョン編」の議決)	— —	— —	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに 輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	同上 ※戦略ビジョンは「ビジョ ン編」と「戦略編」で構成 している。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興 計画基本計画 (令和2年11月26日 議決) (2030さいたま輝く未来と 希望(ゆめ)のまちプラン)	千葉市基本計画	川崎市基本計画
策 定 時 期	令和5年10月 (「戦略編」策定により全体が 完成)	令和3年3月	令和3年3月	令和4年9月	平成27年12月15日(議決)
目 標 年 次	計画期間:令和4～13年 度	令和12年度(2030年度)	令和12(2030)年度	計画期間:令和5(2023)～ 14(2032)年度	平成28年度から概ね10年 程度
改 定 予 定	—	—	令和7年度中に中間見直 し予定	—	—

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺 市	神戸市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	—	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	名古屋市総合計画2028	はばたけ未来へ！ 京プラン2025 (京都市基本計画)	—	堺市基本計画2025	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)
策 定 時 期	令和6年10月2日	令和3年3月26日	—	令和3年3月26日	平成23年2月8日
目 標 年 次	令和10年度(2028年度) ※計画には、計画期間を 超える令和22年頃を見 据えた基本方針、めざす 都市像もあわせて盛り込 んでいる。 ※策定は10月2日となっ ているが、計画期間の開 始は遡って令和6年4月1 日からとしている。	令和7年(2025年)	—	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年度)
改 定 予 定	基本構想の改定と次期 総合計画の策定に向け て、審議会や市政の課 題に関する検討調査、市 民ニーズ調査を実施	令和7年中(※基本構想 を含め、総合計画の在り 方を検討中)	—	令和7年度中に次期基本 計画を策定予定	令和7年度中に次期「基本 計画」を策定予定

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市総合計画 (新潟市総合計画2030) (令和4年12月23日)	静岡市基本構想 (第4次静岡市総合計画) (令和4年12月16日)	浜松市総合計画 基本構想 (平成26年12月12日)
横浜市中期計画2022～2025	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (新潟市総合計画2030)	静岡市基本計画 (第4次静岡市総合計画)	浜松市総合計画 基本計画
令和4(2022)年12月	令和2年3月	令和4年12月	令和4年12月16日	令和6年12月
令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和12年度(2030年度)	令和12年度 (計画期間:令和5～12年 度)	令和16年度 (計画期間:令和7～令和16 年度)
あり	令和9(2027)年度	令和8年度(2026年度) に実施計画を中間見直し予 定	令和8年度より、基本構想、 基本計画及び実施計画を 改定予定	—

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (令和2年6月25日)	北九州市基本構想 北九州市・新ビジョン (令和6年3月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第8次総合計画 基本構想 (令和6年3月22日)
岡山市第六次総合計画 後期中期計画	第6次広島市基本計画	北九州市基本計画 北九州市・新ビジョン ※「北九州市・新ビジョン」 は、基本構想及び基本計画 で構成している。	第10次福岡市基本計画	熊本市第8次総合計画 基本計画
令和3年6月23日	令和2年6月25日	令和6年3月8日 (議決)	令和6年12月19日 (議決)	令和6年3月22日 (議決)
令和7年度(2025年)	目標年次は設定していない。 (参考)計画期間 令和2年度(2020年度)から令 和12年度(2030年度)	令和22年(2040年)	2034年度(令和16年度)	令和13年度(2031年度)
令和7年度中に次期「長期 構想」及び「基本計画」を策 定予定	令和12年度(2030年度)	社会経済情勢や市民ニー ズの変化、計画の進捗状況 などに応じて、概ね5年ごと に内容を検証し、適宜、計 画の見直しを行う。	—	計画期間の中間年である令 和9年度に見直しを 実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提 携 都 市 名 (国 名) (提 携 年 月 日)	○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)	○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンズ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アカブルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)	1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日) ○ピッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)	○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)	○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提 携 都 市 名 (国 名) (提 携 年 月 日)	1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (台湾) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和国) (令和元年12月18日)	1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キーウ市 (ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○ブラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日) ○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ピエンチャン特別市 (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)	1 姉妹都市 ○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日) ○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) ○グレーター・マンチェ スター合同行政機構 (英国) (令和7年9月5日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)	1 姉妹都市 ○パークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日) ○ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) 2 友好都市 ○連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ○ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)	1 姉妹都市 ○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデーサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結)	○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市)	1 姉妹都市 ○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ピロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日)	姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日)	姉妹都市 ○キャマス市 (アメリカ合衆国) (昭和56年9月29日) ○ボータービル市 (アメリカ合衆国) (昭和56年10月2日) ○シェヘリス市 (アメリカ合衆国) (平成2年10月22日) ○ロチェスター市 (アメリカ合衆国) (平成18年10月12日) 友好都市等 ○ワルシャワ市 (ポーランド共和国) (平成2年10月22日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (平成22年8月28日) ○杭州市 (中華人民共和国) (平成24年4月6日) ○台北市 (台湾) (平成25年7月31日)

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日) ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○プロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティラインディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日)	1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日)	○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日) ○ブノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)	○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) 行政交流都市 (平成元年10月24日) 姉妹都市 (平成19年2月2日) ○アトランタ市 (アメリカ合衆国) パートナーシップ都市 (平成5年7月20日) 姉妹都市 (平成17年2月8日) ○ヤンゴン市 (ミャンマー連邦共和国) (平成28年12月7日)	○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイデルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和6年度決算)

区分	調定総額	収 入 済 額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	359,684,460	356,657,215	99.6	41.2	99.2	99.3	45.2	98.5	99.7	25.8	99.2
仙台市	235,899,079	233,179,032	99.5	41.7	98.8	99.1	41.8	97.9	99.9	23.6	99.5
さいたま市	295,362,568	291,478,524	99.5	36.4	98.7	99.3	33.8	97.9	99.8	61.1	99.6
千葉市	216,419,113	211,936,891	99.3	29.3	97.9	99.0	26.9	96.9	99.8	21.7	99.1
川崎市	392,632,098	390,944,061	99.7	60.8	99.6	99.5	57.9	99.3	99.9	54.1	99.8
横浜市	899,628,742	893,707,735	99.6	47.8	99.3	99.4	46.3	99.0	99.8	35.3	99.7
相模原市	139,912,890	137,316,400	99.4	31.5	98.1	99.0	32.9	97.0	99.9	13.1	98.6
新潟市	137,402,398	133,999,625	99.3	23.4	97.5	99.1	26.8	97.3	101.0	7.4	99.8
静岡市	142,811,896	141,926,166	99.7	53.5	99.4	99.5	52.3	99.0	100.3	26.1	100.1
浜松市	153,745,234	151,900,602	99.5	34.7	98.8	99.2	34.8	98.1	100.2	31.3	100.0
名古屋市	639,058,001	635,823,199	99.7	47.7	99.5	99.5	45.4	99.0	99.8	31.0	99.6
京都市	326,748,955	324,261,648	99.7	45.6	99.2	99.5	43.2	98.7	99.9	22.5	99.4
大阪市	839,886,232	830,468,466	99.6	33.2	98.9	98.9	31.8	97.1	99.8	21.5	99.4
堺市	158,429,903	156,531,305	99.4	46.5	98.8	99.0	41.0	97.9	99.8	16.4	99.3
神戸市	327,972,874	324,372,624	99.5	40.1	98.9	99.3	40.2	98.2	99.8	35.9	99.7
岡山市	136,826,154	134,225,241	99.4	28.7	98.1	99.1	28.4	97.0	99.6	18.2	98.6
広島市	252,805,467	249,905,332	99.6	38.1	98.9	99.2	38.3	98.0	99.8	30.5	99.3
北九州市	183,131,128	180,177,794	99.3	37.5	98.4	99.0	37.4	97.6	99.8	32.5	99.5
福岡市	388,345,813	383,742,341	99.5	38.1	98.8	98.9	36.2	97.5	100.4	15.4	99.6
熊本市	129,441,751	127,753,091	99.3	45.8	98.7	99.0	45.9	98.1	99.3	34.9	98.8
各市注釈											

4 法人市民税超過課税

区分	均等割 令和6年度 決算額	税率	実 施 年 月 日
単位	千円	%	
札幌市	-	-	-
仙台市	-	-	-
さいたま市	-	-	-
千葉市	-	-	-
川崎市	-	-	-
横浜市	※ 1,147,409	法人市民税均等割額 の9%	平成21年4月1日
相模原市	-	標準税率で課税	-
新潟市	-	-	-
静岡市	-	-	-
浜松市	-	-	-
名古屋市	-	-	-
京都市	-	-	-
大阪市	-	-	-
堺市	-	-	-
神戸市	-	標準税率:平成10年4 月1日より	超過課税実施時期: 昭和26年度分～平成9 年度分
岡山市	-	標準税率で課税	-
広島市	-	-	-
北九州市	616,207	60,000～3,600,000円	昭和51年10月1日
福岡市	1,199,486	資本金等の額が1,000 万円を超える法人・・・ 制限税率	昭和51年4月1日以後に 終了する事業年度分か ら実施(現行税率は、平 成6年4月1日以後に終 了する事業年度から適 用)
熊本市	505,756	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に 終了する事業年度分か ら実施(現行税率は、平 成6年4月1日以降に終 了するものから)
各市注釈	横浜市:現年課 税分の数値。令 和6年度地方財 政状況調査表 市町村税の徴収 実績(調査表06 表)の数値に同 じ。		

法人税割			
令和6年度 決算額	税率	実 施 年 月 日	
千円		%	
4,429,056	8.2% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率6.0% ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.2%を11.9%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和52年2月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
4,958,903	8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。 ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.4%を12.1%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和49年5月1日 (現行税率は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から)	
4,280,181	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	平成13年5月1日(14.7%、12.3%) (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
2,520,052	・資本金等の額が5億円以上の法人…8.4% ・資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% ・資本金等の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)、人格のない社団等…6.0%	平成26年9月30日まで(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)	
3,414,772	資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:6.0% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:7.2% 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:8.4%	超過課税は昭和50年9月1日以後に終了する事業年度から実施 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
※ 8,051,983	資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…6.0%	昭和49年9月1日	
459,092	資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から	
2,148,578	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については7.2%	昭和49年5月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
-	-	-	
-	-	-	
15,679,687	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下である法人については6.0%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度分から	
6,263,174	8.2% ただし、中小法人(次に掲げる法人(人格のない社団等を含む。))をいい、法人課税信託の受託法人を除く。)にあつては、6.0% ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 ・ 資本金等の額が3億円以下である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(他の市町村にも事務所等を有する法人にあつては、関係市町村に分割する前の額)が1,600万円以下であるもの ※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替え ※ 平成26年10月1日以後令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替え	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%	
28,635,887	・令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和12年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割:8.2% ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:6.0%	昭和51年4月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)	
2,199,784	8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については6.0%	昭和49年6月1日以後終了する事業年度分から(現行税率は令和元年10月1日以後開始する事業年度分から)	
6,173,845	8.4% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は6.0% (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2) 資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3) 人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、8.4%を14.7%に、6.0%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については8.4%を12.1%に、6.0%を9.7%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日	
2,308,148	8.4%	昭和56年8月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から実施)	
5,007,654	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、市税条例第23条第3項の規定によって法人とみなされるものを含む。)で、法人税割の課税標準となる法人税額が年240万円以下であるものについては6.0%	令和元年10月1日以後開始する事業年度から実施	
1,345,492	8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%	昭和51年10月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
9,076,085	資本金等の額が、1,000万円を超える法人等 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
1,773,983	8.4%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(現行税率は、令和元年10月1日以降に開始するものから)	
横浜市:「均等割」に同じ			

5 交通事故件数(令和6年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,419	18	5,179
仙台市	1,885	16	2,216
さいたま市	2,622	16	3,020
千葉市	2,204	14	2,563
川崎市	2,817	10	3,124
横浜市	7,263	40	8,321
相模原市	1,859	10	2,090
新潟市	1,191	12	1,361
静岡市	3,296	19	3,954
浜松市	4,795	13	6,064
名古屋市	8,378	35	9,735
京都市	2,288	21	2,581
大阪市	7,688	43	8,722
堺市	2,477	16	2,873
神戸市	4,051	21	4,697
岡山市	2,280	20	2,519
広島市	※ 1,930	※ 19	※ 2,230
北九州市	3,520	17	4,520
福岡市	5,446	15	6,683
熊本市	1,491	18	1,746
各市注釈	広島市:高速を除く。	広島市:左記に同じ	広島市:左記に同じ

(注)

・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量		
	1日当たりの設備規模能力			内 訳	
				家庭ごみ	事業ごみ
単位	所	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	551,508	358,005	193,503
仙台市	3	1,800	335,867	216,337	119,530
さいたま市	4	1,550	382,225	284,787	97,438
千葉市	2	1,005	325,414	194,766	130,649
川崎市	3	1,950	364,393	275,319	89,074
横浜市	4	4,140	※ 912,267	634,915	277,352
相模原市	2	975	※ 198,313	152,609	45,704
新潟市	4	970	240,640	165,957	74,683
静岡市	2	1,100	188,112	129,534	58,578
浜松市	※ 2	894	192,292	127,891	64,401
名古屋市	5	2,720	655,469	426,225	229,244
京都市	3	1,600	364,746	188,232	176,514
大阪市	※ 6	3,800	936,612	365,709	570,903
堺市	※ 2	910	※ 221,248	153,570	67,678
神戸市	3	2,100	441,128	261,986	179,142
岡山市	2	750	※ 196,809	121,315	75,493
広島市	3	1,100	※ 332,044	197,442	134,602
北九州市	3	2,038	309,544	156,277	153,267
福岡市	※ 4	※ 3,060	461,107	279,224	181,883
熊本市	2	880	241,665	142,985	98,680
各市注釈	浜松市:端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。 大阪市:焼却施設については、大阪広域環境施設組合における基準日時点での稼働施設数及び能力を記載している。端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。 堺市:R6年10月に1工場が休止。休止までは3工場で1060t/日の処理能力があった。 福岡市:令和7年3月末時点。焼却施設については、福岡市都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上)		福岡市:左記に同じ	横浜市:端数処理の関係により、一般廃棄物収集・搬入量と収集・搬入方法別の合計が一致しない場合がある。 相模原市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。 堺市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(12,314t)、自主資源化(1,423t)、庁内古紙(454t)、剪定枝等(5,703t)がある。年度間での処理の繰越等により、収集・搬入量と処理量が一致しない。 溶融処理により生成されるスラグ(8,618t)、メタル(1,785t)をリサイクルしているが、資源化に計上していない。 岡山市:一部事務組合による収集・搬入量を除く。端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。 広島市:処理の焼却量には、他都市分(752t)を含む。	

収 集 ・ 搬 入 方 法						処 理					
直 営		委 託		許 可 ・ 自 己 搬 入		焼 却		資 源 化		埋 立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
100,548	18.2	257,455	46.7	193,503	35.1	416,650	75.5	107,285	19.5	27,573	5.0
942	0.3	215,307	64.1	119,618	35.6	291,177	86.7	41,684	12.4	3,006	0.9
※ 41,361	※ 10.8	※ 225,871	※ 59.1	※ 106,823	※ 27.9	※ 339,104	※ 88.7	※ 56,193	※ 14.7	※ 10,204	※ 2.7
4,134	1.3	190,632	58.6	130,649	40.1	224,909	69.1	98,811	30.4	1,694	0.5
191,127	52.5	83,084	22.8	90,182	24.7	315,155	78.0	49,238	12.2	39,822	9.9
※ 513,602	※ 56.3	※ 119,387	※ 13.1	※ 279,279	※ 30.6	806,476	88.4	103,334	11.3	2,458	0.3
49,378	24.9	93,697	47.2	55,238	27.9	162,542	82.0	35,771	18.0	—	—
5,043	2.1	148,310	61.6	87,287	36.3	171,730	71.4	42,082	17.5	26,828	11.1
3,886	2.1	115,581	61.4	68,646	36.5	184,415	98.0	30,093	16.0	7,976	4.2
4,172	2.2	122,114	63.5	66,006	34.3	192,472	83.1	30,552	13.2	8,701	3.8
211,215	32.2	215,010	32.8	229,244	35.0	538,506	89.3	62,266	10.3	2,118	0.4
49,223	13.5	139,118	38.1	176,514	48.4	※ 330,282	※ 90.6	※ 27,322	※ 7.5	※ 978	※ 0.3
294,932	31.5	70,777	7.6	570,903	61.0	881,622	94.1	54,989	5.9	—	—
1,841	0.8	153,641	69.4	65,797	29.7	212,644	95.2	10,719	4.8	25	0.0
210,246	47.7	52,417	11.9	178,465	40.5	404,496	91.1	25,560	5.8	14,176	3.2
46,454	23.6	70,245	35.7	80,110	40.7	172,755	88.0	18,198	9.2	5,468	2.8
18,510	5.6	170,458	51.3	143,076	43.1	※ 273,063	82.2	47,707	14.3	12,026	3.5
1,149	※ 0.4	※ 179,868	※ 58.1	※ 128,528	※ 41.5	※ 290,799	※ 83.0	※ 17,600	※ 5.0	※ 42,039	※ 12.0
43	0.0	282,699	61.3	178,365	38.7	※ 427,689	82.9	※ 13,771	2.7	※ 74,290	14.4
33,720	14.0	107,346	44.4	100,599	41.6	※ 194,443	※ 80.5	※ 42,699	※ 17.7	※ 4,453	※ 1.8
さいたま市: 収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とらない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。 横浜市: (2) 一問目に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 北九州市: 処理の内訳に「破砕」がないことと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。	さいたま市: 左記に同じ。 横浜市: (2) 一問目に同じ 北九州市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 北九州市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 横浜市: (2) 一問目に同じ 北九州市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 北九州市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: バイオガス化や焼却灰からの金属回収等のため、収集量とは合致しない。 広島市: 他都市分(752t)を含む。 北九州市: 左記に同じ 福岡市: 令和7年3月末時点。処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。 熊本市: 添加水等の影響により、収集・搬入量と処理量の合計が一致しない場合がある。	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: 左記に同じ 北九州市: 左記に同じ 熊本市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: 左記に同じ 北九州市: 左記に同じ 福岡市: (2)「処理」「焼却」に同じ 熊本市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: 左記に同じ 北九州市: 左記に同じ 熊本市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: 左記に同じ 北九州市: 左記に同じ 熊本市: 左記に同じ	さいたま市: 左記に同じ。 京都市: 左記に同じ 北九州市: 左記に同じ 熊本市: 左記に同じ

7 保育所・認定こども園

区分	(1) 保育所						イ 入所児童数 (入所率)	
	ア 保育所数 (入所定員)		市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員		
単位	所 (人)		所	人			人 (%)	
札幌市	154	(10,917)	20	2,070	134	8,847	9,757	(89.4)
仙台市	131	(10,672)	31	3,009	100	7,663	10,244	(96.0)
さいたま市	※	334 (27,448)	59	6,343	275	21,105	26,329	※ (95.9)
千葉市		231 ※ (16,087)	48	5,340	183	10,747	14,956	(93.0)
川崎市	456	(34,152)	21	2,445	※	435	31,707	※ (104.8)
横浜市	870	(65,801)	56	5,499	814	60,302	63,423	※ 96.4
相模原市	94	(8,316)	22	2,475	72	5,841	7,239	※ (87.0)
新潟市	123	(9,468)	78	5,885	45	3,583	8,194	(86.5)
静岡市	49	(4,549)	－	－	49	4,549	4,205	(92.4)
浜松市	54	(5,500)	19	2,090	35	3,410	4,445	※ (80.8)
名古屋市	448	(38,401)	83	8,137	365	30,264	35,504	※ (92.5)
京都市	201	(18,278)	13	1,020	188	17,258	17,134	(93.7)
大阪市	471	(52,654)	※	82 ※	8,324	389	44,330	40,603 (77.1)
堺市	24	(2,225)	－	－	24	2,225	2,133	(95.9)
神戸市	123	(11,095)	56	5,828	67	5,147	10,390	※ (93.6)
岡山市	82	(9,547)	27	2,295	55	7,252	9,068	※ (95.0)
広島市	173	(19,686)	87	10,640	86	9,046	17,099	(86.9)
北九州市	※	112 (10,594)	17	1,655	95	8,939	9,500	(89.7)
福岡市	233	(31,399)	7	1,060	226	30,339	28,754	(94.7)
熊本市	89	(8,156)	19	1,805	70	6,351	7,633	(93.6)
各市注釈	さいたま市:分園2園を含む。 北九州市:保育所型認定こども園を含まない。 千葉市:入所定員:3歳未満児:6,455、3歳以上児:9,632、要保育児童数＝入所児童数＋入所待ち児童数 大阪市:公民を含む。 大阪市:左記に同じ 川崎市:入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。 川崎市:ア「私立保育所数」に同じ 横浜市:入所児童数には委託(市外園を利用している市民)を含み、受託(市内所在園を利用している他都市居住者)を含まない。 相模原市:入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,047人 就学前児童数(3歳以上児)は、14,177人。 浜松市:入園児数は、委託児童含み、受託児童を除く。 神戸市:入所児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。 岡山市:入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。 さいたま市:入所児童数／入所定員。 名古屋市:入所児童数／入所定員							

(注)
 ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
 ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
 ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳未満児				3歳以上児			
要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%	人	%
※ 4,736	※ …	※ 3,962	※ 13.0	※ 6,441	※ …	※ 5,795	※ 15.7
8,090	…	4,075	50.4	12,514	…	6,169	49.3
11,013	95.9	10,548	36.5	16,784	100.6	15,781	48.6
6,685	103.6	6,201	35.6	8,777	91.1	8,755	44.9
※ 16,387	※ 85.2	※ 15,254	※ 48.9	※ 20,667	※ 97.7	※ 20,535	※ 61.7
※ 28,937	※ 92.8	※ 26,212	※ 38.7	※ 37,477	※ 103.9	※ 37,211	※ 48.7
※ 3,354	※ 98.8	※ 2,854	※ 23.7	※ 4,458	※ 89.1	※ 4,385	※ 30.9
※ 7,985	…	3,101	23.9	※ 12,129	…	5,093	33.0
1,846	113.4	1,795	16.6	2,411	101.8	2,410	19.1
1,749	※ 75.7	※ 1,700	※ 97.2	※ 2,752	※ 86.2	※ 2,745	※ 99.7
※ 13,999	※ 109.8	※ 13,999	※ 100.0	※ 21,505	※ 107.1	※ 21,505	※ 100.0
※ 11,795	※ -	※ 6,765	※ 28.5	※ 16,026	※ -	※ 10,369	※ 39.1
※ 26,054	※ …	※ 23,707	※ 43.4	※ 32,642	※ …	※ 32,484	※ 58.3
1,003	101.7	934	6.0	1,210	99.6	1,199	7.0
※ 12,529	…	※ 3,841	※ 15.2	※ 17,674	…	※ 6,549	※ 22.3
3,783	※ …	※ 3,574	※ 24.9	5,533	…	5,494	34.7
6,876	110.0	6,473	27.9	10,641	114.0	10,626	40.5
※ 7,188	※ 63.2	4,016	24.6	※ 9,233	※ 65.5	5,484	28.9
15,786	81.4	11,471	32.4	22,551	82.2	17,283	44.7
7,792	※ …	3,007	38.6	14,606	※ …	4,626	31.7
札幌市：入所児童数＋待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数（待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため）。 川崎市：ア「私立保育所数」に同じ 横浜市：保育所入所児童数＋未入所児童数（＝保育児童数（認定こども園、地域型保育事業希望者も含む））。 相模原市：入所児童数＋保育児童数の施設種別を問わない年齢ごとの総数（保育児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため）。 新潟市：申込児童数－潜在的待機児童数。地域型保育事業所・認定こども園利用等も含む人数で集計。 名古屋市：入所児童数＋待機児童数 京都市：要保育児童数は、申込児童数－潜在的待機児童数。地域型保育事業所・認定こども園利用等も含む人数で集計。 大阪市：公民、地域型保育事業及び認定こども園も含む。 神戸市：イに同じ。申込児童数より算出。 北九州市：入所児童数（保育所・認定こども園）＋未入所児童数	札幌市：年齢別の定員を設定していないため算出不可。 仙台市：歳児別で定員を定めていないため、算定できない。 さいたま市：入所定員／要保育児童数。 浜松市：入所定員／要保育児童数 名古屋市：入所定員／要保育児童数 京都市：充足率は、歳児別で認可定員を定めていないため、算定できない。 大阪市：左記に同じ 岡山市：イに同じ 北九州市：入所定員／要保育児童数。 熊本市：入所児童数（保育所）／要保育児童数	川崎市：ア「私立保育所数」に同じ 横浜市：イ「全体の入所児童数」に同じ 浜松市：イに同じ 保育所のみ 大阪市：左記に同じ 神戸市：イに同じ 保育所のみ。 岡山市：左に同じ	札幌市：就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合（認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含めない）。 仙台市：入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。 横浜市：（1）「市立保育所数」に同じ 相模原市：イに同じ 浜松市：入所児童数／要保育児童数 名古屋市：入所児童数／要保育児童数 大阪市：左記に同じ 神戸市：左記に同じ	札幌市：イ「3歳未満児」要保育児童数と同様 仙台市：イ「3歳未満児・充足率」に同じ 川崎市：ア「私立保育所数」に同じ 横浜市：イ「3歳未満児」に同じ さいたま市：入所定員／要保育児童数。 相模原市：イ「3歳未満児・充足率」と同様 浜松市：入所定員／要保育児童数 名古屋市：入所定員／要保育児童数 京都市：イ「3歳未満時・要保育児童数」に同じ 大阪市：左記に同じ 神戸市：左記に同じ 申込児童数より算出。 北九州市：入所児童数（保育所・認定こども園）＋未入所児童数	札幌市：イ「3歳未満児・充足率」と同様 仙台市：イ「3歳未満児・充足率」に同じ 川崎市：ア「私立保育所数」に同じ さいたま市：入所定員／要保育児童数。 相模原市：イ「3歳未満児・充足率」と同様 浜松市：入所定員／要保育児童数 名古屋市：入所定員／要保育児童数 京都市：イ「3歳未満時・充足率」に同じ 大阪市：左記に同じ 岡山市：イに同じ 北九州市：入所定員／要保育児童数。 熊本市：イ「3歳未満児・充足率」に同じ	川崎市：ア「私立保育所数」に同じ 横浜市：イ「全体の入所児童数」に同じ 浜松市：イに同じ 保育所のみ 大阪市：左記に同じ 神戸市：イに同じ 保育所のみ。 岡山市：左に同じ	札幌市：イ「3歳未満児・保育率」と同様 仙台市：イ「3歳未満児・保育率」に同じ 相模原市：イに同じ 浜松市：入所児童数／要保育児童数 名古屋市：入所児童数／要保育児童数 大阪市：左記に同じ 神戸市：左記に同じ

区分	(2)認定こども園																	
	ア 園数 (入園定員)		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定こども園			
			市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員
単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人
札幌市	268	(34,958)	1	115	267	34,843	1	115	104	16,889	-	-	18	3,295	-	-	141	14,332
仙台市	134	(13,748)	-	-	134	13,748	-	-	57	7,053	-	-	21	2,587	-	-	56	4,108
さいたま市	21	(4,436)	-	-	21	4,436	-	-	11	2,540	-	-	9	1,856	-	-	-	-
千葉市	56	(8,215)	2	232	54	7,983	-	-	15	2,379	-	-	37	5,533	2	232	1	35
川崎市	26	(4,102)	-	-	26	4,102	-	-	5	785	-	-	21	3,317	-	-	-	-
横浜市	77	(14,881)	-	-	77	14,881	-	-	62	12,033	-	-	15	2,848	-	-	-	-
相模原市	76	(10,964)	2	210	74	10,754	2	210	41	5,874	-	-	25	4,223	-	-	8	657
新潟市	135	(15,854)	1	150	134	15,704	-	-	83	10,415	-	-	14	1,158	1	150	36	4,096
静岡市	115	(14,500)	52	5,698	63	8,802	52	5,698	56	8,070	-	-	4	465	-	-	3	267
浜松市	※ 86	(12,692)	1	146	85	12,546	1	146	81	11,963	-	-	-	-	-	-	4	583
名古屋市	115	(17,870)	-	-	115	17,870	-	-	86	12,890	-	-	7	1,267	-	-	22	3,713
京都市	96	(10,345)	-	-	96	10,345	-	-	49	6,215	-	-	14	570	-	-	33	3,560
大阪市	141	(27,769)	2	320	139	27,449	-	-	65	13,542	2	320	40	8,970	-	-	34	4,937
堺市	138	(20,605)	16	2,297	122	18,308	16	2,297	103	15,155	-	-	16	2,758	-	-	3	395
神戸市	196	(25,588)	-	-	183	25,588	-	-	169	21,358	-	-	27	4,230	-	-	-	-
岡山市	80	(12,644)	24	4,797	56	7,847	24	4,797	50	6,589	-	-	6	1,258	-	-	-	-
広島市	80	(14,550)	1	68	79	14,482	-	-	35	7,597	-	-	10	1,770	1	68	34	5,115
北九州市	77	(8,715)	-	-	77	8,715	-	-	-	-	-	-	20	2,670	-	-	54	5,840
福岡市	69	(10,310)	-	-	69	10,310	-	-	8	1,100	-	-	4	969	-	-	57	8,241
熊本市	※ 106	(15,381)	-	-	※ 106	15,381	-	-	※ 93	13,270	-	-	※ 12	1,976	-	-	1	135
各市注釈		浜松市：入園定員は1号定員を含む。 熊本市：入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。入園児童数は、委託児童含み、受託児童を除く。 保育率は、入園児童数/就学前児童数				熊本市：ア(入園定員)に同じ				熊本市：ア(入園定員)に同じ				熊本市：ア(入園定員)に同じ				

地方裁量型認定こども園				イ 入園児数 (入園率)				3歳未満児				3歳以上児							
市立園数	入園定員	私立園数	入園定員			3号	要保育児童数		充足率	入園児数	保育率	1号	2号	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率	
園	人	園	人	人	(%)	人	人	%	人	%	人	人	人	人	人	%	人	%	
-	-	4	327	30,430	(87.0)	※	9,476	※	...	8,702	※	28.7	8,975	※	13,399	...	12,753	※	34.6
-	-	-	-	9,962	(72.5)	※	8,090	※	...	3,687	※	45.6	2,402	※	12,514	...	6,275	※	50.1
-	-	1	40	※	※	(90.4)	11,013	※	4.3	478	※	1.6	2,552	※	16,784	6.6	982		3.1
-	-	1	36	6,606	(80.4)	※	944		99.3	861	※	4.9	3,401		2,350	97.2	2,344		12.0
-	-	-	-	※	3,962	(...)	...	...	...	171	※	...	2,637	※	...	...	1,154	※	...
-	-	-	-		12,290	(82.6)	...	...	...	1,690	...	...	7,986	...	...	...	2,614	...	...
-	-	-	-	※	9,283	(84.6)	2,592		118.1	2,092	※	17.3	3,272		3,992	99.8	3,919	※	27.6
-	-	1	35	※	14,284	(90.1)	※	...	...	4,565		35.2	2,743	※	...	...	6,976		45.2
-	-	-	-		10,792	(74.4)	3,158		115.8	3,030		28.0	2,276		5,492	118.5	5,486		43.6
-	-	-	-	※	10,816	(85.2)	4,047	※	87.1	3,785	※	93.5	1,452	※	5,594	93.2	5,579	※	99.7
-	-	-	-	※	15,065	(84.3)	4,353	※	110.7	4,353	※	100.0	3,038	※	7,674	106.6	7,674	※	100.0
-	-	-	-		10,818	(104.6)	11,795	※	-	3,586		15.1	1,655	※	16,026	-	5,577		21.1
-	-	-	-		19,355	(69.7)	26,054	...	...	4,298		6.8	6,718		32,642	...	8,339		13.1
-	-	-	-		18,347	(89.0)	6,656		96.0	6,196		40.1	2,555		9,754	103.0	9,596		56.3
-	-	-	-	※	23,648	(92.4)	...	...	...	6,146	※	24.4	6,427	※	...	...	11,075	※	37.8
-	-	-	-	※	10,762	(85.1)	3,432	※	...	3,218	※	22.5	2,321	※	5,263	...	5,223	※	33.0
-	-	-	-		12,543	(86.2)	3,731		114.0	3,496		15.1	3,230		5,830	103.3	5,817		22.2
-	-	3	205	※	7,911	(90.8)	7,188	※	38.3	2,582	※	15.8	1,658	※	9,233	43.1	3,671	※	19.3
-	-	-	-		9,157	(88.8)	15,786		23.0	3,464		9.8	632		22,551	23.7	5,061		13.1
-	-	-	-		14,505	(94.3)	7,792	※	...	4,573	※	58.7	2,617		14,606	...	7,315	※	50.1
				さいたま市:1号の入園児数は、令和7年5月1日時点のもの。 川崎市:委託児童を含む受託児童を除く。 相模原市:入園児数は、委託児童を含む、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,047人。就学前児童数(3歳以上児)は、14,177人。 新潟市:委託児童を含む。浜松市:入園児数は、委託児童を含む、受託児童を除く。 神戸市:入園児数は、委託児童を含む、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数。 岡山市:入園児数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。	さいたま市:入園児数/入園定員 名古屋市:入園児数/入園定員	札幌市:入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。 千葉市:全体の入所定員:3歳未満児:951、3歳以上児:7,309、2・3号の入所定員:3歳未満児:951、3歳以上児:2,418、要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数 川崎市:(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。 新潟市:保育所分と不可分 名古屋市:入園児数+待機児童数 京都市:申込児童数-潜在的待機児童数。地域型保育事業所・保育所利用等も含む人数で集計。 神戸市:イに同じ 北九州市:入所児童数(保育所・認定こども園+未入所児童数)	札幌市:年齢別の定員を設定していないため算出不可。 仙台市:歳見別に定員を定めていないため、算定不能。 さいたま市:入園定員/要保育児童数。 浜松市:入所定員/要保育児童数 京都市:歳見別に認可定員を定めていないため、算定できない。 岡山市:イに同じ 北九州市:入所定員/要保育児童数。 熊本市:ア(入園定員)に同じ	千葉市:イ「3歳未満児・要保育児童数」に同じ 川崎市:イに同じ 神戸市:イに同じ 岡山市:イに同じ	札幌市:就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含まない)。 仙台市:入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。 千葉市:左記に同じ 相模原市:イに同じ 浜松市:入所児童数/要保育児童数 名古屋市:入園児数/要保育児童数 神戸市:左記に同じ 北九州市:保育率=入園児数/就学前児童数(0～5歳) 熊本市:ア(入園定員)に同じ	さいたま市:イに同じ 川崎市:イに同じ 岡山市:イに同じ	札幌市:イ「3歳未満児・要保育児童数」と同様 川崎市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ さいたま市:「3歳未満児・充足率」に同じ 浜松市:入所定員/要保育児童数 京都市:イ「3歳未満児・3号・要保育児童数」に同じ 神戸市:イに同じ 北九州市:要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園+未入所児童数)	札幌市:イ「3歳未満児・充足率」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ さいたま市:「3歳未満児・充足率」に同じ 浜松市:入所定員/要保育児童数 名古屋市:入園定員/要保育児童数 京都市:イ「3歳未満児・3号・充足率」に同じ 岡山市:イに同じ 北九州市:入所定員/要保育児童数。 熊本市:ア(入園定員)に同じ	川崎市:イに同じ 神戸市:イに同じ 岡山市:左に同じ	札幌市:イ「3歳未満児・保育率」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・保育率」に同じ 相模原市:イに同じ 浜松市:入所児童数/要保育児童数 名古屋市:入園児数/要保育児童数 神戸市:左記に同じ 北九州市:保育率=入園児数/就学前児童数(0～5歳) 熊本市:ア(入園定員)に同じ					

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育	(令和6年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所	(人)	人
札幌市	※ 111	※ 7	(1,245)	0
仙台市	※ 56	※ 5	(1,763)	0
さいたま市	※ 112	※ 10	(2,023)	0
千葉市	※ 77	※ 10	(5,048)	0
川崎市	※ 87	※ 7	(6,209)	0
横浜市	※ 592	※ 4	(1,077)	0
相模原市	※ 137	※ 3	(1,174)	8
新潟市	※ 272	※ 11	(7,375)	0
静岡市	※ 117	※ 3	(1,006)	0
浜松市	※ 131	※ 7	(3,336)	0
名古屋市	※ 71	※ 22	(17,167)	0
京都市	※ 64	※ 9	(5,362)	0
大阪市	※ 75	※ 37	(12,796)	0
堺市	※ 113	※ 5	(959)	0
神戸市	※ 355	※ 24	(14,503)	0
岡山市	※ 57	※ 8	(6,135)	0
広島市	※ 112	※ 13	(9,700)	0
北九州市	※ 67	※ 14	(13,736)	0
福岡市	保育所21 認定こども園4 地域型保育事業所7 ※	21	(36,953)	4
熊本市	※ 8	※ 8	(3,242)	0
各市注釈	札幌市:保育所が実施するもののみ。公立保育所8か所、公設民営保育所3か所を含む。 仙台市:一時預かりは、一般型のみ施設数(公立4か所・私立52か所)で、休日のみ実施する施設を含まない。 さいたま市:公立8か所、私立104か所(休止中31か所を含む)。 川崎市:一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立3か所を含む。 病児保育6か所、病後児保育1か所 横浜市:公立R7:58 民間R7:525(認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育)、横浜保育室R7:9の合計数 相模原市:公立含む 浜松市:一時保育は一般型・余裕活用型の合計。 名古屋市:公立4か所、民間67か所 京都市:一般型のみ施設数(公営5か所、民営59か所)で、休日のみ実施する施設を含まない。 堺市:公立保育所1を含む。 岡山市:令和6年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。 熊本市:令和6年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。			札幌市:病児保育を含む。 仙台市:病児保育施設を含む さいたま市:全て病児対応型。 千葉市:病児保育施設を含む。 川崎市:左記に同じ 横浜市:病児保育室25か所、病後児保育室4か所 相模原市:病児保育2か所 病後児保育1か所 新潟市:病児保育9施設、病後児保育2施設。 浜松市:病後児保育の内5施設は病児保育も実施。 名古屋市:病児・病後児20か所、病後児2か所 京都市:病児・病後児9か所、病児1か所 大阪市:病児・病後児あわせた箇所数(うち3か所休所中)、一時保育(うち11か所休所中) 堺市:病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応) 神戸市:病後児保育は、病児保育施設のみ 岡山市:病後児保育は病児保育施設を含む、利用延人数は病後児と病児の合計。 広島市:病児12施設 病後児1施設 北九州市:病後児保育は、病児保育施設のみ 熊本市:病児・病後児保育施設8か所

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率					(2) 高齢化推計比率 (西暦2030年)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)	
		65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	65歳以上の 推計人口	推計人口		公立 (入所定員)	
単位	%	人	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)
札幌市	28.9	119,667	132,076	312,176	563,919	31.3	610,262	1,949,619	4 (330)	1 (50)
仙台市	25.4	58,475	62,368	148,596	269,439	26.7	290,632	1,090,319	2 (210)	－ (－)
さいたま市	23.3	65,869	66,359	183,088	315,316	25.1	342,265	1,362,700	3 (290)	1 (50)
千葉市	※ 26.2	※ 49,100	※ 53,935	※ 155,078	※ 258,113	27.4	267,000	974,900	2 (130)	－ (－)
川崎市	※ 20.3	※ 68,014	※ 67,356	※ 177,042	※ 312,412	21.3	333,702	1,582,175	2 (190)	1 (140)
横浜市	※ 25.1	※ 191,450	※ 196,850	※ 554,480	※ 942,780	27.6	1,035,996	3,756,159	6 (498)	1 (50)
相模原市	26.7	36,975	41,095	112,891	190,961	27.2	195,500	719,711	1 (80)	－ (－)
新潟市	※ 31.1	※ 47,082	※ 53,364	※ 132,810	※ 233,256	32.5	240,104	738,295	1 (80)	－ (－)
静岡市	※ 31.2	※ 40,184	※ 44,798	※ 124,453	※ 209,435	31.5	212,211	673,766	2 (190)	2 (190)
浜松市	29.0	47,269	49,168	129,844	226,281	29.6	228,863	772,254	6 (360)	－ (－)
名古屋市	※ 25.0	※ 116,887	※ 120,407	※ 337,107	※ 574,401	27.1	621,496	2,291,900	6 (770)	2 (370)
京都市	28.6	72,313	79,244	240,218	391,775	30.0	423,856	1,411,864	9 (565)	－ (－)
大阪市	※ 24.1	※ 131,925	※ 141,639	※ 397,952	※ 671,516	26.2	709,184	2,705,793	12 (737)	－ (－)
堺市	※ 28.3	※ 39,778	※ 47,360	※ 142,119	※ 229,257	30.7	236,196	769,085	2 (190)	－ (－)
神戸市	※ 29.2	※ 86,656	※ 92,895	※ 255,580	※ 435,131	32.1	462,784	1,440,480	9 (533)	－ (－)
岡山市	※ 27.3	※ 38,361	※ 39,468	※ 111,199	※ 189,028	27.0	194,209	718,255	5 (310)	2 (130)
広島市	※ 26.6	※ 62,164	※ 67,187	※ 181,743	※ 311,094	27.0	319,720	1,183,031	8 (500)	－ (－)
北九州市	※ 31.6	※ 54,971	※ 62,822	※ 169,308	※ 287,101	33.5	292,660	873,315	9 (570)	－ (－)
福岡市	※ 22.3	※ 79,859	※ 83,945	※ 195,750	※ 359,554	23.8	395,194	1,659,766	4 (307)	－ (－)
熊本市	27.6	44,327	45,502	111,126	200,955	28.1	205,627	732,384	7 (440)	－ (－)
各市注釈	千葉市: 令和6年3月31日現在の人口 川崎市: 総務省が公表した「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」による年齢別人口を基数として、住民基本台帳の年齢別移動人口を増減して推計 横浜市: 令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 新潟市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 静岡市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 名古屋市: 住民基本台帳人口に基づく数値 大阪市: 老年人口比率は令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 堺市: 令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 神戸市: 令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 岡山市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 広島市: 令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値。 北九州市: 令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 福岡市: 令和7年3月末時点の住民基本台帳登録人口(外国人含む)。									

(注)

- ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
- ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)の数値
- ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

私立 (入所定員)	(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)			(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括 支援センター	(在宅介護 支援センター)	(7) 老人福祉 センター
	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)	所	(所)	所
3 (280)	96 (7,513)	1 (100)	95 (7,413)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10
2 (210)	73 (5,588)	- (-)	73 (5,588)	15 (568)	- (-)	15 (568)	53	(-)	8
2 (240)	78 (7,081)	- (-)	78 (7,081)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	(27)	10
2 (130)	67 (4,637)	- (-)	67 (4,637)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※ 32	(-)	15
1 (50)	59 (5,358)	- (-)	59 (5,358)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7
5 (448)	172 (18,150)	3 (190)	169 (17,960)	11 (645)	- (-)	11 (645)	147	※ (-)	18
1 (80)	46 (3,343)	- (-)	46 (3,343)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3
1 (80)	83 (5,667)	- (-)	83 (5,667)	23 (988)	- (-)	23 (988)	30	(0)	12
- (-)	36 (3,551)	- (-)	36 (3,551)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※ 30	(3)	8
6 (360)	66 (4,888)	- (-)	66 (4,888)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	0
4 (400)	126 (9,246)	1 (100)	125 (9,146)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16
9 (565)	110 (7,226)	10 (553)	100 (6,673)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(19)	17
12 (737)	172 (14,803)	1 (70)	171 (14,733)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26
2 (190)	56 (3,555)	- (-)	56 (3,555)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(24)	7
9 (533)	126 (7,656)	- (-)	126 (7,656)	31 (1,865)	- (-)	31 (1,865)	76	(-)	-
3 (180)	70 (3,334)	- (-)	69 (3,295)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	16	(21)	2
8 (500)	78 (4,830)	- (-)	78 (4,830)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3
9 (570)	84 (5,603)	1 (55)	83 (5,548)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1
4 (307)	92 (6,391)	- (-)	92 (6,391)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7
7 (440)	56 (2,547)	- (-)	56 (2,547)	18 (694)	- (-)	18 (694)	27	(1)	6
							千葉市:出張所4か所含む 静岡市:うち1か所は基幹型	横浜市:・条例改正により在宅介護支援センターの設置に係る規定を削除(令和元年10月4日施行)。 ・在介支の業務は、今まで通り、横浜市の地域ケアプラザ(地域包括支援センター)で実施。	

9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者						(2)要介護認定審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度	
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額:基準額)	ウ 保険料徴収率			概要			
単位	人	円	現年	遡納	計		件	有無	
札幌市	560,617	69,270	99.4	21.0	98.3		83,934	有	一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。
仙台市	268,461	72,900	99.6	36.6	99.3		40,964	有	保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、公費軽減前の第1・2段階と同額の年額保険料となるよう減免する。
さいたま市	313,567	76,872	99.3	18.8	98.1		45,362	有	所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。
千葉市	257,518	75,600	99.4	20.0	98.5		40,202	有	保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。
川崎市	311,731	79,090	99.6	36.4	99.1		47,771	有	・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。 ・保険料段階が第4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の50%に減額する。
横浜市	943,187	79,440	99.1	23.8	98.5		135,679	有	・本市における減免対象の規定に該当すると認められる場合に、当該被保険者の減免対象保険料を公費による軽減措置後の第2段階保険料相当額に減免する。 ・第1号被保険者が生活保護等を受けることとなった場合等の、未納分の保険料を減免する。
相模原市	189,684	79,800	99.4	23.5	98.6		24,511	有	低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。
新潟市	233,284	82,500	99.8	21.0	99.1		31,248	有	生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免
静岡市	209,158	76,200	99.7	29.3	99.1		28,484	有	低収入等のため保険料の支払いが困難と認められる者に対する保険料減免
浜松市	225,545	70,802	99.6	18.1	99.1		31,949	有	所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額
名古屋市	574,293	83,403	99.7	29.4	99.2		81,268	無	-
京都市	391,775	85,920	99.4	22.4	98.5		63,316	有	・所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21に減額する。 ①収入基準…前年の収入が380万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万3千6百円加算 ②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。 ・所得段階区分で第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5に減額する。 ①収入基準…前年の収入が380万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算 ②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
大阪市	670,774	110,988	98.9	17.2	97.2		156,912	有	生活に困窮している方への保険料の軽減制度 ●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容:消費税率の引き上げに伴い実施している、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階保険料額の2分の1に減額する。 ①世帯の年収が、次の額以下であること。1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯人員が1人増すごとに48万円を加算) ②扶養を受けていない。 ③活用できる資産を有しない。 ④介護保険料を滞納していない。
堺市	228,920	89,010	99.5	12.8	98.1		44,581	有	●対象者(次の全てに該当する方) ・所得段階が第1段階以外 ・申請日時点で世帯員全員が市民税非課税 ・世帯の年間収入が基準額(1人世帯:150万円、2人世帯:198万円、3人世帯:246万円、以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額)以下 ・世帯の資産・預貯金等の合計額が1人世帯で350万円(以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下 ・本人及び世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地・家屋を所有していない ●他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の被扶養者) ●減額内容 第1段階相当額の保険料に減額する。
神戸市	434,769	78,960	99.4	18.1	98.4		67,531	有	①保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。 ②保険料段階が第1～3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。
岡山市	188,847	79,680	99.8	25.9	99.2		33,200	有	保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相当額まで軽減する。
広島市	310,853	76,800	99.7	36.5	99.2		38,777	有	次の①及び②の人を対象とした減免制度 ①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人 ②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人
北九州市	287,811	79,070	99.2	22.7	97.7		46,681	有	概要「介護保険料の独自軽減」次のすべての要件に合致した場合、保険料を第1段階相当額に減額するもの。 ①保険料段階が第2段階又は第3段階 ②世帯全員の収入が基準額以下(基準額:世帯全員の収入(年間)(96万円+(世帯員の数-1)×48万円)+年間家賃負担額(年間家賃負担額は上限有り) ③世帯全員の現金及び預貯金の合計額が350万円以下 ④世帯全員が居住用以外の土地や家屋を保有していない(居住用の土地・家屋は、固定資産税の評価額の合計額が2400万円未満であれば保有可) ⑤他の世帯の収入に扶養されていない
福岡市	359,865	82,784	99.4	13.7	98.1		53,575	有	生活困難者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮
熊本市	200,593	76,800	99.2	14.6	97.5		29,572	有	①刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免 ②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額 ③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免
各市注釈	仙台市:令和7年3月末のデータ さいたま市:令和7年3月末のデータ 千葉市:令和7年3月末のデータ 相模原市:令和7年3月末時点のデータ 新潟市:令和6年3月末時点 静岡市:令和7年3月31日時点 浜松市:令和7年3月末 名古屋市:令和7年3月31日現在 京都市:令和7年3月末時点 大阪市:令和7年3月末 堺市:令和7年3月31日現在 (令和7年3月末の事業状況報告の数値) 神戸市:令和7年3月31日現在 岡山市:令和7年3月末の数値 広島市:令和7年3月末の数値 北九州市:令和7年3月末時点 福岡市:令和7年3月末時点 熊本市:令和7年3月末時点 仙台市:第9期基準額 千葉市:第9期計画基準額 新潟市:第9期基準額 浜松市:第9期基準額 静岡市:第9期基準額 大阪市:第9期基準額 福岡市:第9期介護保険事業計画値 仙台市:令和6年度決算値 さいたま市:令和6年度決算値 千葉市:令和6年度決算値 相模原市:令和6年度決算値(還付未済は除く) 新潟市:令和6年度決算値 静岡市:令和5年度決算値 浜松市:令和6年度決算値 名古屋市:令和6年度決算値 京都市:出納閉鎖時点における数値 大阪市:令和6年度決算値 堺市:令和7年5月31日現在 (令和6年度決算の還付未済を含む数値) 神戸市:令和6年度実績 岡山市:令和6年度決算値(還付未済含む) 広島市:令和6年度の数値 北九州市:令和6年度決算値 熊本市:令和6年度決算値 仙台市:令和6年度実績 千葉市:令和6年度決算値 相模原市:令和7年3月末時点のデータ 新潟市:令和5年度決算値 静岡市:令和6年度決算値 浜松市:令和6年度実績 名古屋市:令和6年度データ 岡山市:令和7年3月末時点 北九州市:令和6年度データ 福岡市:令和7年3月末時点 熊本市:令和5年3月末時点								

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被保険者 数	人口 加入率	(2)国保加入世帯 数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり費用 額	(5)被保険者 1人当たり費用額	(6)1件当たり費用額	(7)賦課限度額
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	円
札幌市	325,324	(16.5)	241,672	(24.1)	5,543,330	(1,703.9)	614,215	456,279	26,778	医療分:660,000 支援分:260,000 介護分:170,000
仙台市	174,395	(15.9)	125,369	(22.8)	3,307,320	(1,896.5)	572,269	411,393	21,693	医療分 660,000 支援分 260,000 介護分 170,000
さいたま市	204,157	(15.1)	145,169	(22.4)	3,690,821	(1,802.4)	545,457	387,400	21,494	医療分 660,000 支援分 260,000 介護分 170,000
千葉市	160,941	(16.3)	115,383	(23.1)	2,716,482	(1,687.9)	530,507	380,335	22,533	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
川崎市	226,875	(14.7)	166,181	(20.6)	4,058,297	(1,788.8)	543,034	397,761	22,236	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
横浜市	585,387	(15.6)	422,311	(22.4)	11,165,342	(1,907.3)	573,269	413,568	21,683	医療分 660,000 支援分 260,000 介護分 170,000
相模原市	130,014	(18.0)	91,472	(26.1)	1,384,946	(1,065.2)	559,644	393,740	22,910	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
新潟市	134,480	(17.6)	92,435	(26.3)	2,572,893	(1,913.2)	626,977	430,953	22,525	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
静岡市	※ 122,294	(18.2)	※ 85,572	(28.1)	2,288,078	(1,871.0)	603,099	422,003	22,555	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
浜松市	134,745	(17.2)	91,705	(25.6)	2,510,796	(1,863.4)	640,265	435,753	23,385	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
名古屋市	389,735	(16.7)	280,773	(23.9)	7,145,768	(1,834.0)	544,707	392,418	21,403	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
京都市	※ 254,480	(17.8)	※ 186,159	(24.7)	4,282,007	(1,062.4)	565,836	411,201	25,216	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
大阪市	※ 553,537	(19.8)	※ 406,864	(26.1)	※ 9,381,127	(1,694.8)	※ 536,479	※ 394,326	※ 23,267	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
堺市	142,025	(17.5)	98,280	(24.3)	※ 1,656,019	※ (1,166.0)	※ 510,452	※ 353,229	※ 30,294	医療:650,000 支援:240,000 介護:170,000
神戸市	276,125	(18.6)	196,700	(26.2)	5,090,878	(1,843.7)	600,371	427,680	23,197	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
岡山市	114,587	(16.4)	81,015	(23.7)	1,997,284	(1,743.0)	650,641	460,014	26,392	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
広島市	183,316	(15.7)	128,860	(22.0)	3,531,191	(1,926.3)	629,086	442,209	22,957	医療分 660,000 支援分 260,000 介護分 170,000
北九州市	168,185	(18.5)	118,615	(27.0)	2,068,761	(1,230.1)	659,974	465,457	37,840	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000
福岡市	292,568	(18.2)	210,762	(24.2)	※ 5,056,611	※ (1,728.4)	525,150	378,311	21,889	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
熊本市	132,752	(18.2)	90,126	(24.9)	1,560,086	(1,175.2)	540,244	366,774	31,210	(医療分)660,000 (支援分)260,000 (介護分)170,000
各市注釈	静岡市:令和6年度 の平均値 京都市:令和6年3 月末現在 大阪市:年報A表 参照		静岡市:令和6年 度の平均値 京都市:令和6年3 月末現在 大阪市:年報A表 参照		大阪市:年報C表(1) 参照 堺市:令和6年度事業 年報より算出 福岡市:調剤・療養費 を含む	堺市:左記に同じ 福岡市:左記に 同じ	大阪市:年報C表(1) より算出 堺市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ 堺市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ 堺市:左記に同じ	

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和6年3月～令和7年2月の平均値
 ・(1)～(6)の数値は、令和6年度決算により算出し、退職被保険者も含む
 ・(7)の数値は、令和7年度当初予算より算出

(8)保険料徴収率		
現年	滞納	計
%	%	%
※ 94.2	※ 28.4	※ 88.3
※ 94.6	※ 31.3	※ 90.5
94.9	26.2	87.1
93.3	19.8	82.8
95.2	42.7	91.3
96.2	50.3	94.4
93.1	26.2	81.2
94.2	20.5	83.7
94.8	24.3	88.6
93.6	18.1	84.1
95.2	34.4	92.4
95.7	41.7	92.2
※ 89.8	※ 22.6	※ 80.4
94.2	17.4	82.0
93.1	22.2	84.9
94.0	27.6	87.1
93.9	33.0	86.8
90.2	22.8	79.4
93.1	26.7	84.5
91.4	12.9	80.7
札幌市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 仙台市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 大阪市:年報B表(1)参照		

11 生活保護

区分	(1)生活保護人口	人口 保護率	(2)生活保護世帯 数	世帯 保護率	(3)生活保護費
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	71,099	(36.2)	57,785	(57.4)	132,573,506
仙台市	19,064	(17.5)	15,362	(27.9)	30,696,953
さいたま市	※ 18,727	(13.9)	※ 15,449	(24.9)	34,646,861
千葉市	20,845	(21.2)	17,490	(36.5)	※ 36,805,797
川崎市	27,282	(17.6)	22,629	(28.7)	55,643,294
横浜市	※ 68,389	(18.2)	※ 56,026	(30.8)	132,849,146
相模原市	14,168	(19.6)	11,382	(32.5)	25,143,797
新潟市	11,750	(15.4)	9,532	(27.2)	17,722,651
静岡市	※ 9,422	(14.1)	※ 7,792	(25.6)	※ 16,128,437
浜松市	7,199	(9.3)	5,930	(16.5)	12,623,373
名古屋市	※ 46,375	(19.9)	※ 38,734	(33.4)	※ 84,678,976
京都市	※ 39,175	(27.1)	※ 31,344	(42.0)	69,752,726
大阪市	128,200	(45.9)	109,962	(70.1)	※ 266,538,894
堺市	24,063	(29.7)	※ 19,398	(47.9)	46,867,921
神戸市	41,249	(27.8)	32,804	(43.6)	75,373,789
岡山市	※ 12,434	(17.9)	※ 9,959	(29.1)	21,268,078
広島市	※ 22,139	(18.9)	※ 17,888	(30.6)	38,562,765
北九州市	※ 21,788	(23.9)	※ 17,982	(40.9)	41,115,222
福岡市	42,123	(25.4)	34,110	(…)	77,463,910
熊本市	14,530	(19.7)	12,029	(35.1)	24,944,158
各市注釈	さいたま市:保護率算定に伴う人口・世帯数は、令和7年3月1日現在の推計人口・世帯数による。 横浜市:保護率算定に伴う常住人口(世帯・人員)は、令和7年3月1日現在の推計人口による。 静岡市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和5年10月推計人口による。扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。 名古屋市:令和7年3月中数値 京都市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和3年10月推計人口による。 岡山市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和7年3月末住民基本台帳人口世帯数による。 広島市:扶助別保護費の総額は、進学準備給付金を含む。 北九州市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和6年10月推計人口による。 名古屋市:令和5年10月の推計人口から算出 さいたま市:保護率算定に伴う人口・世帯数は、令和7年3月1日現在の推計人口・世帯数による。 横浜市:(1)に同じ 静岡市:(1)に同じ 名古屋市:(1)に同じ 京都市:(1)に同じ 岡山市:(1)に同じ 広島市:(1)に同じ 北九州市:(1)に同じ 名古屋市:(1)「人口保護率」に同じ 堺市:扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む) 千葉市:扶助別保護費の総額(施設事務費、委託事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む) 静岡市:(1)に同じ 名古屋市:進学準備給付金を含む 大阪市:扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)				

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和7年3月現在
 ・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和6年度決算の値

12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)		公的 病院数 (市立)		左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益
単位	所 (床)		所 (所)	床 (床)	所	床	所	所	千円
札幌市	198 (36,091)		3 (1)	1,403 (672)	195	34,688	1,495	1,188	※ 23,180,771
仙台市	56 (12,396)		3 (1)	1,155 (525)	53	11,241	974	598	18,101,130
さいたま市	39 (7,965)		3 (1)	1,591 (637)	36	6,374	1,079	700	21,392,939
千葉市	47 (9,283)		7 (3)	1,777 (717)	40	7,506	740	549	18,806,817
川崎市	38 (10,544)		3 (3)	1,472 (1,472)	35	9,072	1,140	789	31,430,521
横浜市	130 (27,628)		12 (3)	4,535 (1,584)	118	23,093	3,261	2,118	※ 35,686,409
相模原市	34 (6,843)		2 (0)	532 (0)	32	6,311	458	348	—
新潟市	42 (9,978)		5 (1)	2,357 (676)	37	7,621	661	484	23,616,865
静岡市	27 (7,101)		9 (1)	3,702 (463)	18	3,399	567	341	9,376,481
浜松市	32 (8,293)		8 (3)	3,366 (871)	24	4,927	666	381	※ 4,667,968
名古屋市	114 (22,932)		8 (2)	3,287 (170)	104	19,475	2,349	1,410	—
京都市	94 (19,498)		10 (1)	5,431 (100)	84	14,067	1,654	776	—
大阪市	172 (30,864)		13 (2)	7,377 (1,326)	159	23,487	3,911	2,172	—
堺市	※ 43 ※ (11,733)		※ 1 ※ (1)	※ 60 ※ (60)	※ 42	※ 11,673	※ 761	※ 463	—
神戸市	109 (18,645)		15 (4)	5,521 (1,626)	94	13,124	1,726	885	—
岡山市	56 (11,788)		10 (3)	1,975 (490)	46	9,813	690	456	※ 67
広島市	81 (13,230)		8 (1)	2,955 (140)	73	10,275	1,240	686	1,985,893
北九州市	90 (18,052)		6 (2)	1,721 (320)	84	16,331	949	618	※ 1,858
福岡市	113 (20,774)		5 (2)	1,503 (443)	108	19,271	1,770	1,048	—
熊本市	90 (14,495)		5 (2)	1,588 (498)	85	12,907	654	393	14,144,039
各市注釈	堺市: 令和7年4月1日現在	堺市: 左記に同じ	堺市: 左記に同じ				堺市: 左記に同じ	堺市: 左記に同じ	札幌市: 税抜 横浜市: 税抜 浜松市: 浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。 岡山市: 金川病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。 北九州市: 門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

(注)

- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
- ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
- ・(1)～(3)の数値は、令和7年3月31日現在
- ・(4)～(7)の数値は、令和6年度市立病院事業会計の決算額

(5)医業費用	(6)一般会計 繰入金	(7)患者1人 1日当たり 診療収入	入院	外来
千円	千円	円	円	円
※ 27,127,848	2,584,936	※ 50,702	※ 84,371	※ 25,861
20,106,329	2,857,371	45,519	84,718	20,368
27,344,149	2,807,954	45,163	81,480	18,692
25,371,537	4,216,696	37,411	※ 74,911	15,745
38,101,847	5,945,718	37,899	69,080	18,887
41,175,970	※ 7,472,689	※ 51,369	※ 80,733	※ 27,329
-	-	-	-	-
28,437,199	3,478,331	54,061	83,905	27,614
12,297,872	2,826,488	31,824	57,848	14,302
9,138,333	3,143,848	43,130	69,198	20,476
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
79,721	81,627	-	35,295	10,462
2,158,337	211,865	21,741	29,567	12,050
356,331	562,940	-	-	-
-	-	-	-	-
15,903,525	2,244,378	46,209	68,859	21,398
札幌市:税抜	横浜市:税抜	札幌市:税抜 横浜市:市 民・YBSC (入院+外 来)収益合 計/市民・ YBSC(入院 +外来)患 者数合計	札幌市:税 抜 千葉市:感 染症を含 む 横浜市:市 民・YBSC の入院収 益合計/市 民・YBSC 入院患 者数合計	札幌市:税 抜 横浜市:市 民・YBSC の外来収 益合計/市 民・YBSC 外来患 者数合計

13 公害関係(令和6年度実績)

区分	(1)苦情 件数	典型7公害	その他	(2)処理件 数 (翌年度繰 越を除く。)	典型7公害	その他
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	704	477	227	639	421	218
仙台市	233	233	0	181	181	0
さいたま市	449	448	1	449	448	1
千葉市	447	430	17	446	430	16
川崎市	715	707	8	646	635	11
横浜市	1,689	1,667	22	1,241	1,229	12
相模原市	169	169	0	168	168	0
新潟市	237	177	60	231	171	60
静岡市	163	163	-	163	163	-
浜松市	390	388	2	390	388	2
名古屋市	1,291	1,269	22	1,291	1,269	22
京都市	388	386	2	351	349	2
大阪市	1,704	1,683	21	1,436	1,419	17
堺市	427	363	64	309	266	43
神戸市	393	387	6	393	387	6
岡山市	254	248	6	254	248	6
広島市	322	321	1	319	318	1
北九州市	274	269	5	247	242	5
福岡市	553	550	3	547	544	3
熊本市	197	190	7	193	193	0
各市注釈						

(注)

- ・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。
- ・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和6年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	4,085	57,231,093	-	-
仙台市	891	12,445,825	-	-
さいたま市	889	10,718,282	-	-
千葉市	513	13,290,981	-	-
川崎市	2,724	41,712,781	-	-
横浜市	6,686	101,656,116	-	-
相模原市	1,381	14,121,428	-	-
新潟市	1,178	5,617,942	-	-
静岡市	710	3,574,796	-	-
浜松市	144	1,360,354	-	-
名古屋市	5,770	82,973,833	-	-
京都市	3,537	59,789,350	-	-
大阪市	4	34,000	-	-
堺市	35	382,838	-	-
神戸市	※ 452	※ 1,579,950	-	-
岡山市	860	4,560,830	-	-
広島市	※ 2,619	※ 17,514,737	-	-
北九州市	2,983	22,540,216	-	-
福岡市	3,909	36,082,319	-	-
熊本市	489	1,885,790	-	-
各市注釈	神戸市:平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載 広島市:令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。		神戸市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	

15 中央卸売市場の実績(令和6年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	264,106	-	154,592,638
仙台市	196,299	88,097,091	144,217,798
さいたま市	8,369	-	7,134,678
千葉市	-	-	-
川崎市	95,536	28,292,561	50,721,448
横浜市	363,937	-	179,540,105
相模原市	-	-	-
新潟市	93,374	33,092,708	66,555,972
静岡市	62,476	-	34,254,491
浜松市	83,356	-	42,073,373
名古屋市	568,804	-	285,482,989
京都市	236,579	-	123,290,022
大阪市	750,299	-	402,016,263
堺市	-	-	-
神戸市	145,475	32,619	99,161,696
岡山市	85,165	-	46,389,380
広島市	160,117	60,743,586	85,508,616
北九州市	105,926	-	35,777,483
福岡市	392,140	-	159,979,564
熊本市	-	-	-
各市注釈			

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
62,819	92,736,191	201,287	61,856,447	-	-	-	-	-
64,112	77,644,255	111,647	35,897,243	20,540	22,281,409	-	88,097,091	8,394,891
-	-	-	-	8,369	7,134,678	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
15,835	21,380,408	79,701	27,053,602	-	-	-	28,292,561	2,287,438
42,158	55,559,901	301,051	99,313,472	20,728	24,666,732	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,046	43,151,545	58,328	20,550,429	-	-	-	33,092,708	2,853,998
17,234	20,392,215	45,242	13,862,276	-	-	-	-	-
14,906	17,257,642	68,450	24,815,731	-	-	-	-	-
88,320	113,338,132	459,680	153,713,200	20,804	18,431,657	-	-	-
21,667	32,651,135	206,431	73,420,729	8,481	17,218,158	-	-	-
100,053	142,206,948	636,267	236,680,725	12,006	19,987,150	1,973	-	3,141,440
-	-	-	-	-	-	-	-	-
27,702	40,065,909	110,495	38,070,286	7,278	18,206,462	-	32,619	2,819,039
19,396	24,507,058	65,769	21,882,322	-	-	-	-	-
18,758	24,613,286	133,774	46,599,543	7,585	8,168,238	-	60,743,586	6,127,549
-	-	105,926	35,777,483	-	-	-	-	-
59,927	45,336,733	307,143	83,931,977	25,070	30,710,854	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率		
		都市計画上の公 園数		都市公園面積	都市計画区域 面積		市 街 化 区 域 内 都 市 公 園 面 積	市街化区域面積
単 位	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²
札幌市	2,744	1,229	4.3	25.0	575.8	5.4	13.5	250.3
仙台市	1,866	439	3.8	16.8	443.0	6.0	10.8	180.7
さいたま市	1,016	242	3.1	6.7	217.4	2.5	2.9	117.1
千葉市	1,180	454	3.6	9.8	272.1	5.8	7.5	128.8
川崎市	1,213	361	4.2	6.2	144.4	3.8	4.9	127.2
横浜市	2,737	736	4.3	18.8	436.5	4.0	13.6	339.1
相模原市	631	179	1.7	3.6	217.0	4.4	3.0	68.6
新潟市	1,461	205	1.2	8.4	726.3	3.7	4.8	129.9
静岡市	539	155	2.0	4.8	234.9	1.8	1.9	105.4
浜松市	593	185	1.3	6.5	514.6	3.2	3.2	98.9
名古屋市	1,497	749	5.0	16.4	326.4	5.4	16.3	302.6
京都市	970	283	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	997	739	4.3	9.7	225.3	4.3	9.1	211.5
堺市	1,195	190	4.8	7.2	149.8	6.1	6.5	107.5
神戸市	1,699	493	4.7	26.4	557.3	10.1	20.5	203.5
岡山市	467	203	2.0	11.5	586.0	4.8	5.0	104.2
広島市	1,194	426	2.1	8.6	401.0	3.8	6.2	162.9
北九州市	1,719	783	2.5	12.0	488.6	3.9	8.0	203.2
福岡市	1,708	494	4.2	14.3	340.8	6.5	10.7	163.9
熊本市	1,160	242	2.0	7.3	354.3	3.6	3.9	108.0
各市注釈								

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
		市民100人当たり 街路樹(高木)本数		市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m ²	本	本	本	本
12.7	203,028	11.0	435,974	22.3
15.9	47,486	4.5	※ 2,612,456	246.5
5.0	22,865	1.7	※ 1,044,030	77.2
10.0	54,563	5.5	238,511	24.2
4.0	※ 41,265	2.7	1,028,614	66.2
5.0	※ 131,174	※ 3.5	※ 4,136,565	※ 109.7
5.0	※ 49,760	※ 6.9	※ 489,703	※ 67.8
11.1	※ 34,874	4.6	※ 506,953	66.3
7.2	※ 20,776	※ 3.1	※ 47,836	※ 7.2
8.5	※ 61,356	7.9	※ 1,922,219	246.1
7.1	※ 2,326,433	10.0	※ 2,591,297	111.2
4.7	※ 100,000	7.0	※ 500,000	35.0
3.5	※ 135,000	4.8	※ 6,349,000	226.7
8.9	※ 45,242	5.6	※ 725,292	89.7
17.7	261,405	17.5	4,189,802	280.8
16.9	※ 59,157	※ 8.5	※ 662,786	※ 95.2
7.3	※ 36,057	3.1	※ 2,287,241	195.4
13.3	123,423	13.7	2,790,297	276.2
8.7	※ 54,201	※ 3.3	※ 1,830,354	※ 110.2
9.8	※ 13,814	※ 1.9	※ 725,860	※ 98.7
	川崎市:高木基準は3m以上 横浜市:高木基準3m以上で算出 相模原市:「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。 本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。 新潟市:令和5年度末現在(高木基準は3m以上)。 静岡市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 浜松市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 名古屋市:0.6m以上の中高木で集計 京都市:高木基準は3m以上。公園の樹木本数を記載。 大阪市:令和6年度末の数値。 堺市:樹高3m以上を高木として集計する 岡山市:令和6年12月末の数値。低木は㎡で把握しており、面積より換算した数値(5本/㎡) 広島市:令和7年3月末現在(高木基準は3m以上)。 福岡市:樹高3m以上を高木として集計する 熊本市:高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/㎡)	横浜市:令和7年4月の人口あたり(3,769,150) 相模原市:左記に同じ 静岡市:令和7年4月の人口(668,452人) 岡山市:左に同じ 福岡市:左記に同じ 熊本市:左に同じ	仙台市:面積より換算した数値(5本/㎡) さいたま市:面積より換算した数値(5本/㎡) 横浜市:中木(1≦H<3m)は(6)に集計。中木(生垣)は3本/㎡で換算、低木7本/㎡で換算 相模原市:左記に同じ 新潟市:令和3年度末現在。 静岡市:低木は㎡で把握 浜松市:(5)に同じ 名古屋市:0.6m未満の低木で集計 京都市:(5)に同じ 大阪市:令和6年度末の数値。 堺市:樹高3m未満を低木として集計する 岡山市:左に同じ 広島市:令和3年3月末現在(3m未満を低木として計上)。 福岡市:樹高3m未満を低木として集計する 熊本市:左に同じ	横浜市:令和7年4月の人口あたり(3,769,150) 相模原市:左記に同じ 静岡市:令和7年4月の人口(668,452人) 岡山市:左に同じ 福岡市:左記に同じ 熊本市:左に同じ

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)		
	都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積	
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²
札幌市	94.9	301	829.1	874.0	89.4	5,059.7	5,660.5	93.6	57.5	61.4
仙台市	86.2	155	370.8	430.1	98.5	3,751.0	3,807.3	99.4	31.3	31.5
さいたま市	55.6	165	206.1	370.7	85.0	3,596.9	4,229.5	87.1	21.4	24.6
千葉市	76.7	151	290.0	378.2	91.9	3,118.8	3,393.1	97.5	23.8	24.4
川崎市	70.8	110	219.5	310.2	90.8	2,254.5	2,481.8	97.0	16.0	16.5
横浜市	64.8	222	525.6	811.7	98.3	7,525.3	7,652.7	99.2	52.0	52.4
相模原市	76.9	74	136.8	177.8	86.5	2,072.8	2,396.1	89.0	13.0	14.6
新潟市	51.8	195	275.8	532.6	83.8	5,788.4	6,905.6	91.4	40.5	44.2
静岡市	78.1	132	283.6	363.2	98.0	3,146.0	3,208.7	99.5	21.4	21.5
浜松市	68.5	144	292.0	426.4	86.9	7,397.0	8,510.1	94.4	46.5	49.2
名古屋市	95.7	344	942.8	985.4	97.9	6,217.7	6,353.4	99.2	52.9	53.3
京都市	75.8	259	364.8	481.2	90.0	3,253.0	3,615.9	97.2	23.9	24.6
大阪市	80.5	190	413.9	513.9	93.5	3,437.8	3,676.2	98.2	33.1	33.7
堺市	74.0	96	204.1	276.0	99.5	2,107.2	2,117.7	99.8	17.1	17.1
神戸市	89.8	545	715.5	796.8	76.7	4,596.6	5,995.8	94.4	35.6	37.7
岡山市	71.3	106	219.3	307.7	83.3	5,455.9	6,549.9	94.1	31.7	33.7
広島市	78.8	146	325.3	412.7	94.6	4,126.8	4,364.1	98.0	29.7	30.3
北九州市	84.5	266	513.3	607.4	92.7	3,942.3	4,252.9	98.0	31.6	32.3
福岡市	85.2	265	431.4	506.3	98.3	3,824.1	3,887.9	99.3	28.3	28.5
熊本市	72.2	109	※ 175.0	242.3	94.5	3,679.9	3,891.8	98.0	24.5	25.0
各市注釈			熊本市:右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。							

(注)

・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和7年3月31日時点)

また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値

・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

18 河川

区分	総数（延長）		一級河川（延長）		二級河川（延長）		準用河川（延長）		普通河川（延長）	
単位	河川（km）		河川（km）		河川（km）		河川（km）		河川（km）	
札幌市	597	(1,182.9)	44	(290.0)	19	(72.5)	62	(109.0)	472	(711.5)
仙台市	44	(688.2)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.6)	※ …	(396.5)
さいたま市	6,128	(1,647.5)	13	(89.9)	－	－	15	(33.6)	6100	(1,524.0)
千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	－	－
川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	－	－	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※ …	(2,100.0)
相模原市	2,895	(636.8)	10	(95.3)	3	(27.4)	3	(17.6)	2879	(496.5)
新潟市	44	(330.3)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	－	－
静岡市	2,176	(1,993.6)	53	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2043	(1,493.5)
浜松市	13,370	(4,919.6)	41	(385.5)	29	(190.8)	66	(175.3)	13234	(4,168.0)
名古屋市	57	(1,756.8)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※ …	(1,542.2)
京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	－	－	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	－	－	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.6)
神戸市	415	(649.7)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	203	(236.0)
岡山市	519	(741.2)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	445	(391.1)
広島市	721	※ (1,010.3)	51	※ (374.1)	10	※ (88.8)	5	(6.3)	※	655 (541.1)
北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	131	(257.9)	－	－	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)
各市注釈		広島市：一級・二級河川は、市域外も含む河川の総延長。		広島市：「総数(延長)」に同じ		広島市：「総数(延長)」に同じ			仙台市：普通河川数は計測されていない。 横浜市：普通河川数は計測されていない。 名古屋市：令和7年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。 広島市：普通河川は、河川所管施設に限る。（下水道や農林が所管するものを除く）。	

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数	(床面積)	利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり 量数	1住宅当たり 居住室数	1住宅当たり 延べ面積	空家				持家	床面積	貸家
単位	戸	戸	%	量	室	m ²	戸		戸	(m ²)	戸	m ²	戸
札幌市	1,128,200	478,300	456,500	116.2	15.0	3.7	79.5	155,800	15,107	(1,081,861)	2,721	325,386	10,447
仙台市	604,700	262,300	248,500	112.5	13.9	3.7	78.4	67,600	10,935	(711,029)	1,497	172,677	6,504
さいたま市	656,300	359,000	207,700	109.6	13.6	3.9	81.3	56,500	11,292	(841,283)	2,027	239,436	5,625
千葉市	510,700	266,200	167,800	111.2	13.9	3.8	79.1	52,700	8,322	(585,786)	1,270	144,719	4,046
川崎市	836,900	349,300	371,700	109.7	12.4	3.2	63.9	75,100	14,138	(958,591)	1,168	133,404	5,698
横浜市	1,942,700	1,026,000	653,900	109.3	28.6	3.7	73.7	168,600	27,537	(1,808,582)	3,476	406,061	11,485
相模原市	369,300	203,900	113,700	109.1	13.3	3.9	77.4	30,200	5,452	(391,220)	890	99,048	2,286
新潟市	381,800	219,100	96,800	114.9	16.1	4.8	113.3	50,100	3,510	(324,818)	2,012	222,974	909
静岡市	346,100	183,200	99,000	117.4	14.4	4.4	94.6	52,700	3,699	(326,732)	1,557	176,692	1,468
浜松市	371,400	209,200	103,900	114.1	14.9	4.6	100.8	47,400	4,419	(375,027)	1,886	210,856	1,740
名古屋市	1,310,600	526,200	550,300	116.1	13.9	3.6	76.9	173,000	24,682	(1,626,337)	3,065	372,377	10,536
京都市	842,300	381,800	311,200	114.4	13.4	3.6	72.8	105,300	12,987	(855,226)	1,527	174,817	6,152
大阪市	1,827,900	609,900	819,400	119.7	12.5	3.1	60.1	294,600	33,860	(1,853,721)	1,289	161,332	21,753
堺市	427,800	222,600	129,300	114.8	13.8	4.2	82.9	55,200	5,944	(422,182)	1,125	129,590	2,567
神戸市	852,400	423,700	278,100	115.9	14.5	3.9	77.5	118,400	6,805	(508,849)	1,073	125,821	2,558
岡山市	387,900	185,100	132,800	117.6	14.8	4.3	90.6	56,100	※ 4,341	※ (354,853)	※ 1,573	※ 180,078	※ 1,828
広島市	628,800	295,700	235,900	113.1	14.1	3.9	80.0	73,700	7,858	(599,204)	1,342	156,070	3,808
北九州市	517,800	235,300	182,300	118.8	14.1	3.9	79.8	84,800	4,569	(353,450)	1,036	119,635	2,149
福岡市	944,000	320,300	509,600	110.2	12.9	3.2	64.1	79,700	14,951	(1,042,769)	1,421	167,083	8,903
熊本市	331,100	171,800	147,500	99.0	13.4	3.9	84.7	51,000	5,682	(444,511)	1,564	172,942	2,557
各市注釈									岡山市: 建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。	岡山市: 左に同じ	岡山市: 左に同じ		

(注)

- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出
- ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
- ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和6年中(1～12月)の数値
- ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

						(3)公的賃貸住宅数	市営住宅数	高齢者のみの世帯割合	高齢者単身世帯の割合	市住宅供給公社住宅数	道府県営住宅数	道府県住宅供給公社住宅数	独立行政法人都市再生機構住宅数
床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積	1住宅当たり延べ面積								
m ²	戸	m ²	戸	m ²	m ²	戸	戸	%	%	戸	戸	戸	戸
571,193	17	2,965	1,922	182,317	71.6	36,499	26,071	56.1	38.4	－	5,101	430	4,897
270,094	8	1,082	2,926	267,176	65.0	18,077	11,868	47.8	35.7	－	4,295	1,396	518
265,108	19	1,353	3,621	335,386	74.5	※ 19,671	2,507	55.2	38.7	－	※ 9,690	※ 301	※ 7,173
171,171	25	2,191	2,981	267,705	70.4	43,992	6,707	※ 50.4	※ 38.5	－	7,081	672	29,532
266,318	62	2,788	7,210	556,081	67.8	※ 32,469	17,477	56.6	40.7	1,732	4,107	2,235	6,900
442,041	66	4,009	12,510	956,471	65.7	※ 101,587	※ 31,172	58.0	44.2	※ 631	※ 17,762	※ 4,955	43,454
99,365	70	4,146	2,206	188,661	71.8	12,647	2,764	58.1	38.7	－	4,248	1,608	4,027
42,562	3	255	586	59,027	92.5	7,988	6,163	※ ー	39.5	－	1,545	280	－
83,462	15	2,469	659	64,109	88.3	11,497	6,766	54.8	41.1	－	4,044	－	687
91,537	44	2,690	749	69,944	84.9	8,245	5,715	48.9	35.3	－	2,530	－	－
513,783	87	10,171	10,994	730,006	65.9	109,176	61,495	※ 51.9	※ 36.0	1,554	19,129	2,461	24,537
274,796	270	11,270	5,038	394,343	76.8	40,788	22,562	※ 48.2	※ 36.1	508	4,211	71	13,436
946,822	68	10,693	10,750	734,874	54.7	※ 151,608	111,384	－	－	※ 3,067	75	※ 1,598	※ 35,484
114,443	20	3,928	2,232	174,221	71.0	56,920	5,938	※ 52.9	※ 36.2	－	26,076	7,431	17,475
117,450	13	1,053	3,039	253,877	74.8	90,683	44,732	56.2	43.6	※ 2,529	※ 12,543	※ 1,152	※ 29,727
※ 83,607	※ 5	※ 587	※ 935	※ 90,581	※ 81.7	※ 7,900	※ 5,515	※ 64.9	※ 49.9	－	※ 2,314	－	※ 71
186,433	3	435	2,705	256,266	76.3	23,450	14,443	53.1	39.7	－	8,076	94	837
104,548	152	6,605	1,232	122,662	77.4	51,546	32,650	※ 56.7	※ 42.3	2,790	3,775	2,847	9,484
441,304	71	7,614	4,556	426,768	69.7	※ 67,542	※ 31,111	※ 47.9	※ 33.4	※ 137	※ 4,134	※ 4,046	※ 28,114
122,371	11	1,214	1,550	147,984	78.2	20,062	13,226	※ 52.1	※ 38.0	－	6,836	－	－
						さいたま市：令和7年3月31日時点 川崎市：民間建設の特優賃・高優賃＝99戸を含む。 大阪市：令和7年3月31日時点 岡山市：R7.3.31時点 福岡市：R7.3.31時点	横浜市：公営住宅＋改良住宅 岡山市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ	千葉市：市営住宅入居戸数に対する割合 新潟市：未集計 名古屋市：令和7年3月31日時点（特定公共賃貸住宅は除く） 京都市：市営住宅入居戸数に対する割合 堺市：市営住宅入居戸数に対する割合 岡山市：市営住宅入居戸数に対する割合 北九州市：市営住宅入居戸数に対する割合 福岡市：左記に同じ 熊本市：市営住宅入居戸数に対する割合	千葉市：左記に同じ 名古屋市：左記に同じ 京都市：左記に同じ 堺市：左記に同じ 岡山市：左記に同じ 北九州市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ 熊本市：左記に同じ	横浜市：住宅供給公社 大阪市：（3）に同じ 神戸市：令和7年3月31日時点 福岡市：左記に同じ	さいたま市：（3）に同じ 横浜市：公営住宅＋改良住宅 神戸市：左記に同じ 岡山市：R7.3.31時点 福岡市：左記に同じ	さいたま市：左記に同じ 横浜市：住宅供給公社 大阪市：（3）に同じ 神戸市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ	さいたま市：左記に同じ 大阪市：左記に同じ 神戸市：左記に同じ 岡山市：R7.3.31時点 福岡市：左記に同じ

20 教育関係

(1)幼稚園（令和7年5月1日現在）

区分	ア 設 置 数（園児数）				イ 3歳児 就園率	ウ 4～5歳児 就園率		ウ 4～5歳児 就園率	エ 4～5歳児 就園率				
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）	園（人）		園（人）	園（人）		園（人）				
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人	%	人	人			
札幌市	※ 79 (9,387)	9 (253)	－ (－)	77 (9,134)	24.3	2,871	※ 11,820	25.2	6,516	※ 25,894			
仙台市	※ 56 (6,399)	1 (10)	1 (100)	54 (6,289)	27.2	1,956	7,195	29.7	4,443	14,968			
さいたま市	96 (12,418)	－ (－)	1 (76)	95 (12,342)	37.0	3,918	※ 10,600	39.0	8,500	※ 21,820			
千葉市	※ 46 (4,235)	－ (－)	1 (139)	45 (4,096)	20.6	1,326	※ 6,409	22.1	※ 2,909	13,110			
川崎市	※ 57 (7,620)	－ (－)	－ (－)	※ 57 (7,620)	20.8	2,290	※ 10,996	23.9	5,330	※ 22,283			
横浜市	227 (26,971)	－ (－)	－ (－)	227 (26,971)	34.8	※ 8,398	24,099	36.5	18,573	※ 50,841			
相模原市	15 (2,208)	－ (－)	－ (－)	※ 15 (2,208)	15.0	710	※ 4,710	15.8	1,498	※ 9,467			
新潟市	23 (1,110)	5 (114)	0 (0)	18 (996)	6.8	339	※ 4,964	7.5	771	※ 10,317			
静岡市	29 (2,316)	－ (－)	1 (60)	28 (2,256)	17.1	706	※ 4,132	19.0	1,610	※ 8,454			
浜松市	※ 88 (5,786)	※ 54 (1,090)	－ (－)	※ 34 (4,696)	33.0	※ 1,741	5,275	36.2	4,045	11,175			
名古屋市	154 (16,020)	20 (1,156)	1 (133)	133 (14,731)	31.3	5,027	16,040	33.1	10,993	33,188			
京都市	111 (8,221)	※ 15 (687)	※ 1 (89)	※ 95 (7,445)	31.1	※ 2,553	※ 8,197	32.9	※ 5,668	※ 17,211			
大阪市	118 (10,252)	※ 49 (2,079)	1 (127)	68 (8,046)	16.0	2,849	17,772	20.4	7,403	36,229			
堺市	24 (2,883)	4 (261)	－ (－)	20 (2,622)	15.5	850	※ 5,469	15.3	1,772	※ 11,542			
神戸市	94 (6,957)	28 (782)	－ (－)	66 (6,175)	21.8	2,065	※ 9,469	24.8	4,892	※ 19,762			
岡山市	38 (1,751)	※ 30 (634)	1 (109)	7 (1,008)	8.7	458	5,244	10.6	1,127	10,604			
広島市	※ 78 (6,461)	※ 18 (281)	－ (－)	※ 60 (6,180)	23.3	※ 1,957	※ 8,380	25.3	※ 4,504	※ 17,787			
北九州市	88 (9,491)	－ (－)	－ (－)	88 (9,491)	51.2	3,015	※ 5,890	51.0	6,477	※ 12,709			
福岡市	116 (13,559)	－ (－)	－ (－)	116 (13,559)	33.5	4,212	12,587	36.1	9,347	25,904			
熊本市	23 (1,996)	6 (180)	1 (81)	※ 16 (1,735)	※ 11.0	※ 666	※ 6,033	※ 11.1	※ 1,330	12,012			
各市注釈	札幌市:幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査による 広島市:学校基本調査	仙台市:満3歳児を含む 千葉市:満3歳児を含む 川崎市:満3歳児を含む 浜松市:満3歳児を含む 左記に同じ	京都市:市立幼稚園設置数・園児数は、学校現況調査 大阪市:幼稚園5園含む 岡山市:うち休園4園 左記に同じ	浜松市:満3歳児を含む 京都市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	京都市:幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査	相模原市:幼稚園型認定こども園を除く 京都市:左記に同じ 広島市:アに同じ 熊本市:満3歳児含む、私学助成は含まず	川崎市:満3歳児を含む 浜松市:満3歳児を含む 京都市:左記に同じ 広島市:左記に同じ 熊本市:左記に同じ	熊本市:左記に同じ	横浜市:満3歳児含む 浜松市:満3歳児含む 京都市:園児数は、学校基本調査 広島市:アに同じ 熊本市:左記に同じ	札幌市:令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口 さいたま市:令和7年5月1日現在の住民基本台帳人口 千葉市:3月末人口 川崎市:令和7年3月末日現在 横浜市:令和7年9月末現在の住民基本台帳人口 相模原市:令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口 新潟市:令和6年4月末現在の住民基本台帳人口 静岡市:令和6年3月末現在の人口 京都市:3歳児人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 堺市:住民基本台帳人口（令和6年4月末） 神戸市:令和7年4月末日現在の住民基本台帳人口による 広島市:令和6年4月末日現在の住民基本台帳人口 北九州市:令和7年9月末日現在の人口	熊本市:ア「私立」に同じ	千葉市:3月末人口 京都市:園児数は、学校基本調査 広島市:アに同じ 熊本市:左記に同じ	札幌市:イ「3歳児人口」に同じ さいたま市:イ「3歳児人口」に同じ 川崎市:令和7年3月末日現在の住民基本台帳人口 横浜市:令和7年9月末日現在の住民基本台帳人口 相模原市:イ「3歳児人口」に同じ 新潟市:イ「3歳児人口」に同じ 静岡市:令和6年3月末日現在の人口 京都市:4～5歳児人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 堺市:住民基本台帳人口（令和6年4月末） 神戸市:イ「3歳児人口」に同じ 広島市:令和6年4月末日現在の住民基本台帳人口 北九州市:令和7年9月末日現在の人口

・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

(2)市立小学校（令和7年5月1日現在）

2/市立小学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当たり児童数	ウ		ウ プール 保有率	プール保有校数	エ 1校当たりグラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
			学級数	児童数				
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	195	24.2	3,522	85,209	94.4	184	8,008.5	1,561,656
仙台市	118	23.8	2,078	49,509	100.0	118	8,323.8	990,534
さいたま市	104	27.0	2,535	68,557	99.0	103	8,257.2	858,754
千葉市	107	24.7	1,755	43,280	100.0	107	9,094.0	973,063
川崎市	115	24.8	2,894	71,745	96.5	111	6,894.0	792,812
横浜市	334	23.1	7,188	165,703	99.7	※ 334	3,731	1,249,991
相模原市	68	22.8	1,384	31,528	92.6	63	7,498.7	509,909
新潟市	105	21.1	1,669	35,235	99.0	104	9,726.1	1,021,237
静岡市	81	23.2	1,205	27,991	98.8	80	7,287.1	590,259
浜松市	95	23.3	1,644	38,329	100.0	95	8,900.2	845,516
名古屋市	260	23.6	4,547	107,280	96.9	252	6,622.0	1,721,719
京都市	※ 149	23.2	2,260	52,527	99.3	148	4,948.3	737,290
大阪市	※ 282	※ 21.2	※ 5,294	※ 110,158	100.0	282	4,963.7	1,399,757
堺市	92	21.2	1,788	37,990	100.0	92	8,401.1	772,901
神戸市	161	23.5	2,849	66,855	98.1	158	7,254.0	1,167,946
岡山市	85	21.2	1,603	34,002	98.8	84	9,594.8	815,555
広島市	140	22.6	2,608	59,102	99.3	139	7,511.4	1,059,114
北九州市	※ 127	23.2	1,829	42,377	99.2	126	8,072.7	1,025,231
福岡市	※ 147	24.3	3,377	82,207	99.3	146	7,689.7	1,130,379
熊本市	92	23.3	1,752	39,624	98.9	91	9,799.5	901,550
各市注釈	京都市：うち、4校休校中 大阪市：令和7年度学校 現況調査確報値 北九州市：うち、1校休校 中 福岡市：うち、1校休校中	大阪市：左記に同じ	大阪市：左記に同じ	大阪市：左記に同じ		横浜市：分校にもプール あるが学校数に分校をカ ウントしていないため、除 外		

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(3) 市立中学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 学校数	市立中学校数のうち中高一貫教育校		イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
		併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	95	－	－	28.7	1,503	43,194	107.8	1,385	1,493	1.1	1	10,894.6	1,034,990
仙台市	64	－	－	※ 26.0	※ 951	※ 24,734	120.0	834	1,001	100.0	64	12,330.0	789,121
さいたま市	58	1	－	31.8	989	31,401	※ 101.0	※ 830	※ 839	※ 100.0	※ 58	※ 13,542.8	※ 771,942
千葉市	53	1	－	29.2	751	21,922	111.3	736	819	100.0	53	13,576.1	719,535
川崎市	52	1	－	28.9	1,039	30,032	113.4	739	838	88.5	46	8,527.0	443,403
横浜市	143	2	－	29.6	2,535	74,966	76.9	2,066	1,589	100.0	144	6,419.0	※ 905,018
相模原市	34	－	－	27.5	576	15,816	105.6	463	489	100.0	34	12,558.1	426,974
新潟市	57	1	－	24.9	733	18,282	145.8	703	1,025	68.4	39	15,628.8	890,842
静岡市	43	－	－	25.3	555	14,035	100.1	555	563	97.7	42	11,490.2	494,079
浜松市	48	－	－	25.8	767	19,821	101.9	702	715	95.8	46	14,668.7	704,096
名古屋市	111	－	－	29.3	1,702	49,812	89.2	1,505	1,343	99.1	110	※ 9,997.9	1,109,771
京都市	※ 64	1	－	26.5	932	24,738	172.3	838	1,444	96.9	62	7,526.8	481,718
大阪市	※ 129	－	－	※ 25.4	※ 2,034	※ 51,231	109.0	1,664	1,894	100.0	129	7,903.8	1,019,595
堺市	43	－	－	26.5	745	19,434	125.8	586	737	100.0	43	13,345.5	573,857
神戸市	80	－	－	29.2	1,119	32,633	99.1	1,607	1,593	98.8	79	12,674.0	1,013,883
岡山市	37	1	－	26.3	636	16,720	140.1	506	709	86.5	32	14,554.4	538,513
広島市	63	－	－	27.5	1,017	27,988	122.7	888	1,090	100.0	63	11,426.6	719,873
北九州市	※ 63	－	－	27.9	783	21,822	※ 126.1	※ 801	※ 1,010	※ 98.4	62	※ 12,479.4	786,200
福岡市	※ 71	－	－	27.3	1,436	39,204	77.5	※ 988	766	※ 95.8	68	※ 10,425.6	740,218
熊本市	42	－	－	26.6	737	19,578	118.3	578	684	100.0	42	14,580.0	612,358
各市注釈	京都市:うち2校 休校中 大阪市:令和7年 度学校現況調査 確報値 北九州市:うち、1 校は夜間中学 福岡市:うち、1校 は夜間中学			仙台市:夜間学級(夜間中学)2学級を 含む 大阪市:アに同じ			さいたま市: 中等教育学 校を除く。 北九州市: 夜間中1校 を含む	さいたま市:左 記に同じ。 北九州市:夜 間中1校を含 む 福岡市:夜間 中1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。 北九州市: 夜間中1校 を含む	さいたま市: 左記に同 じ。 北九州市: 夜間中1校 を含む 福岡市:分 母に夜間中 1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。 名古屋市:分校 扱いでも単独で グラウンドを保有 する学校につい ては、1校として 計算 北九州市:夜間 中1校を含む 福岡市:分母に 夜間中1校を含 む	さいたま市:左記 に同じ。 横浜市:グラウン ド面積は中高一 貫校、分校除く	

(注)

- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数を含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(4)義務教育学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教室 充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	2	11.1	19	155	33.3	36	12	0.0	0	8,836.5	17,673
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	3	24.0	101	2,428	78.8	66	52	100.0	3	9,730.0	29,191
相模原市	2	5.1	23	118	66.7	36	24	50.0	1	9,463.5	18,927
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	10	20.4	210	4,283	133.0	194	258	100.0	10	8,835.8	88,358
大阪市	1	21.2	40	839	74.0	27	22	100.0	1	10,670.0	10,670
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	2	19.0	47	892	136.6	41	56	100.0	2	13,262.0	26,523
岡山市	1	20.4	19	387	130.0	20	26	100.0	1	29,962.0	29,962
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各市注釈											

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 全日制学校数	(生徒数)	市立	(生徒数)	学級数	(1学級当 たりの生徒 数)	その他 公立	(生徒数)	私立	(生徒数)	全日制学校数のうち中高一貫教育校			
											併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)
単位	校	(人)	校	(人)	学級	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)
札幌市	50	(39,467)	7	(4,964)	126	(39.2)	26	(19,791)	18	(14,733)	-	(-)	-	(-)
仙台市	※ 33	(29,706)	※ 3	(2,352)	※ 66	(35.6)	※ 16	(12,349)	※ 14	(15,005)	8	(6,551)	-	(-)
さいたま市	29	(34,562)	3	(2,892)	72	(40.2)	16	(15,501)	10	(16,169)	※ 1	※ (240)	※ -	※ (-)
千葉市	29	(25,529)	2	(1,435)	36	(39.9)	19	(16,271)	8	(7,493)	5	(4,267)	-	(-)
川崎市	※ 25	(20,762)	5	(3,586)	95	(37.7)	14	(11,145)	6	(6,031)	※ 1	※ (549)	※ -	※ (-)
横浜市	※ 89	(78,035)	8	(6,601)	171	(38.6)	44	(36,807)	37	(34,627)	※ 2	※ (1,280)	※ -	※ (-)
相模原市	※ 15	(14,998)	-	(-)	-	(-)	10	(10,023)	5	(4,975)	※ 1	※ (-)	-	(-)
新潟市	26	(18,843)	1	(725)	18	(40.3)	17	(11,752)	8	(7,091)	3	(2,318)	-	(-)
静岡市	26	(17,356)	2	(1,617)	45	(35.9)	11	(7,361)	13	(8,378)	6	(3,870)	-	(-)
浜松市	※ 28	(21,364)	※ 1	(1,106)	※ 27	(41.0)	※ 17	(12,328)	10	(7,286)	6	※ (-)	※ 1	※ (-)
名古屋市	61	(64,721)	13	(11,347)	289	(39.3)	21	(19,995)	27	(33,379)	9	(10,931)	-	(-)
京都市	※ 51	(39,231)	8	(4,879)	126	(38.7)	17	(12,429)	26	(21,923)	1	(823)	-	(-)
大阪市	※ 80	(67,613)	※ -	(-)	※ -	(-)	※ 44	(29,895)	※ 36	(37,718)	※ -	※ (-)	※ -	※ (-)
堺市	24	(17,109)	1	(646)	18	(35.9)	15	(10,571)	8	(5,892)	-	(-)	-	(-)
神戸市	52	(36,303)	5	(4,979)	126	(39.5)	21	(14,133)	26	(17,191)	8	※ (-)	-	(-)
岡山市	25	(19,771)	1	(461)	12	(38.4)	15	(11,329)	9	(7,981)	※ 1	(461)	-	(-)
広島市	※ 40	(30,580)	※ 6	(4,958)	※ 133	(37.2)	※ 16	(11,462)	※ 18	(14,241)	※ 6	※ (4,268)	※ -	※ (-)
北九州市	※ 36	(22,209)	1	(590)	15	(39.3)	20	(12,088)	15	(9,531)	-	(-)	-	(-)
福岡市	40	(42,113)	4	(3,625)	93	(39.0)	14	(14,893)	22	(23,595)	※ ...	※ (-)	※ ...	※ (-)
熊本市	-	(-)	2	(1,430)	※ -	(-)	※ -	(-)	※ -	(-)	※ ...	※ (-)	※ ...	※ (-)
各市注釈	仙台市：うち1校は定時制と併設 川崎市：うち6校は定時制と併設 横浜市：うち5校は定時制と併設 相模原市：うち2校は定時制と併設 浜松市：うち4校は定時制と併設 京都市：うち1校は定時制と併設 大阪市：令和7年度学校基本調査確定値。全日制学校数のうち6校は定時制と併設。定時制学校数のうち6校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。 広島市：うち1校は定時制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。 北九州市：うち3校は定時制と併設 仙台市：左記に同じ 浜松市：令和7年度静岡県学校名簿（令和7年4月1日現在）による。 大阪市：高等学校については、令和4年4月に大阪府へ移管している。 広島市：左記に同じ 仙台市：左記に同じ 浜松市：左記に同じ 大阪市：ア「市立」に同じ 広島市：左記に同じ 熊本市：熊本市立以外の公立及び私立は把握していない。 仙台市：左記に同じ 浜松市：左記に同じ 大阪市：ア「学級数」に同じ 熊本市：ア「学級数」に同じ さいたま市：市立のみ計上。 川崎市：市立のみ計上。 横浜市：市立のみ計上。 大阪市：中高一貫教育校については、大阪府立分のみ。中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上。 岡山市：市立のみ計上。 広島市：左記に同じ 福岡市：市立は0だが、その他公立・私立については把握していない。 熊本市：左に同じ さいたま市：左記に同じ 川崎市：左記に同じ 横浜市：左記に同じ 相模原市：把握していない。 浜松市：把握していない。 大阪市：左記に同じ 神戸市：把握していない。 広島市：左記に同じ 熊本市：左に同じ さいたま市：左記に同じ 川崎市：左記に同じ 横浜市：左記に同じ 相模原市：把握していない。 大阪市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ 熊本市：左に同じ													

(注)

- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出
- ・昼夜間制高校は、定時制に計上
- ・中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上

(6)中等教育学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.9	12	479	457
仙台市	1	1	-	-	34.5	12	414	399
さいたま市	1	1	-	-	39.6	12	475	459
千葉市	1	1	-	-	39.8	12	479	156
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	※	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	1	1	-	-	34.3	14	480	470
新潟市	1	1	-	-	39.2	9	353	313
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	※	※	-	-	※	※	※	※
岡山市	※	1	-	-	※	※	-	-
広島市	1	1	-	-	29.5	12	355	336
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-
各市注釈	横浜市:中等教育学校については市立のみ計上。 大阪市:令和7年度学校基本調査確定値 神戸市:中等教育学校については公立のみ計上 岡山市:公立のみ計上	神戸市:左記に同じ			神戸市:アに同じ 岡山市:把握していない	神戸市:左記に同じ 岡山市:左に同じ	神戸市:左記に同じ	神戸市:左記に同じ

(注)

・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

(7)特別支援学校（令和7年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当たり児童数及び生徒数	ウ プール		エ 1校当たりグラウンド保有面積	グラウンド総面積		
			学級数	児童数及び生徒数				
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	5	5.7	63	290	0.0	0	3,114.6	15,573
仙台市	12	4.1	321	1,309	41.7	5	3,730.7	44,768
さいたま市	2	2.8	40	111	100.0	2	0.0	0
千葉市	3	5.8	75	438	100.0	3	8,832.3	26,497
川崎市	4	3.9	167	658	75.0	3	3,808.5	15,234
横浜市	※ 13	3.5	426	1,472	85.0	11	2,686.0	34,910
相模原市	3	3.7	152	561	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...
新潟市	※ 2	3.9	88	342	100.0	2	3,984.5	7,969
静岡市	7	※ -	※ -	958	※ -	※ -	※ -	※ -
浜松市	※ 8	3.9	301	1,168	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...
名古屋市	※ 5	※ 6.0	※ 224	※ 1,347	※ 80.0	※ 4	※ 2,510.0	※ 10,040
京都市	8	3.9	326	1,287	50.0	4	2,697.1	21,577
大阪市	※ 17	4.1	785	3,183	-	-	-	-
堺市	2	4.4	110	502	100.0	2	7,950.5	15,901
神戸市	6	3.7	383	1,408	100.0	6	3,160.0	18,957
岡山市	※ -	-	-	-	-	-	-	-
広島市	※ 1	※ 4.9	※ 120	※ 588	※ 100.0	※ 1	※ 4,186.0	※ 4,186
北九州市	※ 8	※ 4.1	※ 338	※ 1,381	75.0	6	4,310.0	34,480
福岡市	※ 10	※ 4.4	※ 470	※ 2,062	※ 70.0	※ 7	※ 4,690.2	※ 46,902
熊本市	2	6.7	22	148	0.0	0	4,970.0	9,940
各市注釈	横浜市：市立のみ。 新潟市：市立のみ。 浜松市：令和5年度静岡県学校名簿（令和5年4月1日現在）による。 名古屋市：市立のみ 大阪市：令和7年度学校基本調査確定値。市立については、平成28年4月に府へ移管している。 岡山市：市立のみ。 広島市：市立のみ。 北九州市：市立のみ 福岡市：市立のみ。 名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 北九州市：市立のみ 福岡市：左記に同じ 1学級当たり生徒数は、訪問教育学級を含めて算出 静岡市：把握していない。 名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 北九州市：市立のみ 福岡市：左記に同じ 相模原市：把握していない。 静岡市：把握していない。 浜松市：把握していない。 名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ 相模原市：左記に同じ 静岡市：左記に同じ 浜松市：左記に同じ 名古屋市：左記に同じ、1校は高等学校と併設のため、計上せず。 広島市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ							

(注)

・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値

(8) 私立学校への助成状況（令和6年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	703,057	126,023	25,965	551,069	47,263	47,263	-	-	4,131	4,131	-	-	91,892	91,892	-	-
仙台市	165,972	5,068	1,500	158,077	1,327	-	-	1,327	2,190	-	-	2,190	35,300	-	-	35,300
さいたま市	220,538	-	2,655	217,883	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	1,000
千葉市	149,847	-	6,000	143,847	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	261,323	0	8,785	252,538	-	-	-	-	※ 1,043	※ 735	※ 308	-	※ 1,165	※ 1,165	※ -	-
横浜市	298,650	28,000	36,000	234,650	※ 2,166	2,166	-	-	※ 10,811	10,811	-	-	※ 40,346	40,346	-	-
相模原市	8,219	-	-	※ 8,219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	7,307	-	48	7,259	-	-	-	-	0	-	-	0	35,016	-	-	35,016
静岡市	17,283	-	-	17,283	3,249	-	-	3,249	7,312	-	-	7,312	44,076	-	-	44,076
浜松市	47,206	-	3,018	44,188	896	-	-	※ 896	3,980	-	-	※ 3,980	9,433	-	-	※ 9,433
名古屋市	191,859	101,277	8,490	82,092	-	-	-	-	-	-	-	-	53,985	53,980	5	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	14,400	-	2,317	12,083
大阪市	151,074	-	-	151,074	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	28,097	-	-	28,097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	174,239	155,502	2,512	16,225	-	-	-	-	-	-	-	-	107,775	-	-	107,775
岡山市	4,051	-	-	4,051	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	56,575	424	10,255	45,896	-	-	-	-	2,515	-	469	2,046	66,826	-	9,280	57,546
北九州市	378,525	204,107	13	174,405	※ 1,608	981	-	627	※ 3,679	2,810	-	869	34,634	33,572	0	1,062
福岡市	685,497	-	-	685,497	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	3,598	-	3,598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,000	-	24,000	12,000
各市注釈				相模原市：令和6年度私立幼稚園教育振興補助金として各私立幼稚園に対して交付している補助金は、研修費・設備整備費を区分せず交付しているため、「その他補助」に金額を計上している。	北九州市：企業版ふるさと納税を活用した私立学校（小中学校等）の支援事業を別途実施。	横浜市：市内に各種の私立学校を設立した学校法人に対して補助金交付を行っている。そのため、校種ごとの金額は各法人の事業実施に応じた金額か、児童・生徒・教員数に応じて按分した金額になる。	浜松市：各法人への補助として交付しており、小中高を区別せず、生徒数で按分。また、内訳を区分していないため、全額その他補助に計上。	川崎市：各種学校に対する補助金は含まず、北九州市：イに同じ	川崎市：令和6年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したものの。	川崎市：令和6年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したものの。	川崎市：令和6年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したものの。	浜松市：各法人への補助として交付しており、小中高を区別せず、生徒数で按分。また、内訳を区分していないため、全額その他補助に計上。	川崎市：ウ「補助金額」に同じ	川崎市：ウ「設備整備費補助」に同じ	川崎市：ウ「研修費補助」に同じ	浜松市：各法人への補助として交付しており、小中高を区別せず、生徒数で按分。また、内訳を区分していないため、全額その他補助に計上。

(注)

・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

(9) 市立大学 (令和7年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	川崎市立看護大学	横浜市立大学	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学	公立大学法人京都市立芸術大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	令和4年4月1日	※設置は、公立大学法人横浜市立大学 (横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)	昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 390 デザイン研究科 50 看護学部看護学科 349 看護学研究科 41 助産学専攻科 10	-	-	-	看護学部 398 看護学研究科 27	国際教養学部 国際教養学科 1,283 国際商学部 国際商学科 1,203 理学部 理学科 541 国際総合科学部 国際総合科学科 8 データサイエンス学部 データサイエンス学科 278 医学部医学科 561 医学部看護学科 435 都市社会文化研究科 47 国際マネジメント研究科 51 生命ナノシステム科学研究科 135 生命医科学研究科 116 医学研究科医科学専攻 445 医学研究科看護学専攻 77 データサイエンス研究科 95 計 966 総計 5,275	-	-	-	-	(学部) 医学部 医学科 587 保健医療学科 看護学専攻 121 リハビリテーション学専攻 80 薬学部 薬学科 390 生命薬科学科 217 経済学部 経済経営学科 279 公共政策学科 319 マネジメントシステム学科 282 会計ファイナンス学科 232 人文社会学部 現代社会学科 294 国際文化学科 311 心理教育学科 283 芸術工学部 情報環境デザイン学科 130 産業イノベーションデザイン学科 127 建築都市デザイン学科 170 看護学部 看護学科 319 総合生命理学科 総合生命理学科 181 データサイエンス学部 データサイエンス学科 241 (大学院) 医学研究科 331 薬学研究科 165 経済学研究科 96 人間文化研究科 101 芸術工学研究科 74 看護学研究科 69 理学研究科 74 データサイエンス研究科 15	美術学部 558 美術科 288 デザイン科 124 工芸科 123 総合芸術科 23 音楽学部 269 音楽学科 269 大学院 238 美術研究科(修士) 141 (博士) 30 音楽研究科(修士) 57 (博士) 10
エ 教員数(人)	73	-	-	-	41	822	-	-	-	-	881	99
各市注釈												

大阪市		堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
大阪公立大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-
令和4年4月1日 (沿革 大阪市立大学 昭和24年4月1日設置 平成18年4月1日公立大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立) 令和4年度から学生募集停止	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-
総数 15,185 ※ 学部計 11,581 現代システム科学域 知識情報システム学類 260 環境社会システム学類 342 教育福祉学類 218 心理学類 185 現代システム科学域 60 文学部 教養課程 170 哲学歴史学科 90 人間行動学科 191 言語文化学科 107 文化構想学科 108 法学部 法学科 744 経済学部 経済学科1191 商学部 教養課程 550 商学科 407 公共経営学科 148 理学部 数学科 161 物理学科 306 化学科 341 生物学科 165 地球学科 102 生物化学科 146 工学部 航空宇宙工学科 144 海洋システム工学科 127 機械工学科 512 建築学科 141 都市学科 196 電子物理工学科 425 情報工学科 305 電気電子システム工学科 260 応用化学科 278 化学工学科 171 マテリアル工学科 179 化学バイオ工学科 224 農学部 応用生物科学科 206 生命機能化学科 208 緑地環境科学科 200 獣医学部 獣医学科 171 医学部 医学科 379 リハビリテーション学科 203 看護学部 看護学科 633 生活科学部 食栄養学科 265 居住環境学科 176 人間福祉学科 186 大学院計 3,604 現代システム科学研究科 143 文学研究科 136 法学研究科 98 ※法曹養成専攻含む 経済学研究科 67 経営学研究科 76 都市経営研究科 135 情報学研究科 259 理学研究科 555 工学研究科 1,199 農学研究科 232 獣医学研究科 27 医学研究科 285 リハビリテーション学研究科 67 看護学研究科 150 生活科学研究科 175	総数 572 ※ 学部計 456 商学部 教養課程 0 商学科 10 公共経営学科 17 経済学部 経済学科 40 法学部 法学科 42 文学部 哲学歴史学科 5 人間行動学科 8 言語文化学科 12 文化構想学科 3 理学部 数学科 10 物理学科 16 化学科 14 生物学科 9 地球学科 2 工学部 機械工学科 13 電子・物理工学科 10 電気情報工学科 16 化学バイオ工学科 4 建築学科 7 都市学科 15 医学部 医学科 198 看護学科 2 生活科学部 食品栄養科学科 0 居住環境学科 0 人間福祉学科 3 大学院計 116 経営学研究科 7 経済学研究科 3 法学研究科 5 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 16 理学研究科 4 工学研究科 7 医学研究科 30 生活科学研究科 13 創造都市研究科 16 看護学研究科 3 都市経営研究科 12	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 395 大学院(博士前期) 36 大学院(博士後期) 16 科目等履修生 1 合計 448 エ 教員数 54 ア神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 668 ロシア学科 189 中国学科 244 イスパニア学科 197 国際関係学科 396 第2部英米学科 389 学部・2部 計2,083 大学院 修士課程 66 博士課程 35 大学院 計101 合計 2,184	-	国際学部 国際学科 475 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 239 情報工学科 207 知能工学科 189 システム工学科 189 医用情報科学科 104 芸術学部 美術学科 182 デザイン工芸学科 181 大学院 国際学研究科 30 情報科学研究科 182 芸術学研究科 76 平和学研究科 18	外国語学部 英米学科 609 中国学科 254 国際関係学科 388 経済学部 経済学科 484 経営情報学科 479 学科未確定(1年生) 302 文学部 比較文化学科 628 人間関係学科 348 法学部 法律学科 757 政策科学科 322 地域創生学群 地域創生学類 515 国際環境工学部 環境化学工学科 204 (エネルギー循環化学工学科を含む) 機械システム工学科 191 情報システム工学科 318 建築デザイン学科 222 生命工学科 197 (環境生命工学科を含む) 学部計 6,218 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 2 社会システム研究科 23 国際環境工学研究科 311 (博士後期) 社会システム研究科 21 国際環境工学研究科 149 (専門職学位) マネジメント研究科 51 大学院計 557	-	-
1738	- ※	-	79	-	197 (広島平和研究所を含む)	266	-	-
ウ総数:令和4年に開学した大阪公立大学に入学した学生数。	ウ総数:令和3年度までに大阪公立大学に入学した学生数。なお、その学生は「市立大学生」として卒業することとなる。エ:教員は全て大阪公立大学の教員となる。							

(10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当たりの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人当たりの個人貸出冊数	令和6年度 延個人貸出冊数	エ 市民1人当たりの図書購入費	令和6年度 図書購入費
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※	12	※		※	48.0	
仙台市		7	※		※	91.9	※
さいたま市		25				73.7	
千葉市	※	15	※	※	※	79.7	※
川崎市		12				60.9	
横浜市		18				69.2	
相模原市	※	29	※			66.1	
新潟市	※	19	※		※	119.2	※
静岡市		12	※	※		162.2	
浜松市	※	24	※	※	※	159.1	※
名古屋市	※	21	※		※	60.0	※
京都市		20	※	※		117.8	
大阪市		24				44.9	
堺市	※	15	※		※	98.3	※
神戸市		12				112.9	※
岡山市	※	10				137.2	※
広島市	※	13	※	※	※	107.9	※
北九州市		14	※			72.4	
福岡市		12				41.6	
熊本市	※	5	※	※	※	89.7	※
各市注釈	札幌市：図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。 千葉市：公民館図書室は含まない。 相模原市：公民館等図書室を含む。 新潟市：図書館条例による図書館のみ。 浜松市：分室扱いの1施設含む。 名古屋市：令和7年3月31日時点 堺市：図書施設(2施設)と、返却・予約資料の貸出のみのサービスポイント(1施設)を含む 岡山市：設置数は、図書館条例での設置館9館＋サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。 広島市：分室扱いの2施設を含む。 熊本市：図書館のみ。 千葉市：左記に同じ 静岡市：算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用。数値は全て令和7年3月31日時点のもの。 浜松市：人口は令和7年4月1日時点 京都市：令和6年3月31日時点。図書のみ。 広島市：蔵書数及び人口等の数値は全て、令和7年3月31日時点のものである。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。 熊本市：令和7年4月1日推計人口。 札幌市：区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等を含む。 仙台市：図書のみ 千葉市：令和5年3月31日現在の数値。また、公民館図書室は含まない。 相模原市：令和7年3月31日時点の数値 新潟市：令和6年3月31日時点の数値、19図書館のほか20地区図書室を含む。図書・視聴覚資料、電子書籍を含む。 浜松市：令和7年3月31日時点。電子図書は含まない。 名古屋市：図書。令和5年3月31日時点。 堺市：令和7年3月31日現在。ふるさと納税(図書館児童資料充実事業指定寄付金)による購入分は、蔵書数・図書購入費に含まない 広島市：左記に同じ 北九州市：令和7年3月31日現在 熊本市：令和7年3月31日時点。視聴覚・雑誌・新聞・電子書籍を除く。 札幌市：「イ」蔵書数に同じ 仙台市：図書・雑誌(電子書籍を除く) 千葉市：「イ」蔵書数に同じ 新潟市：令和6年3月31日時点のもの、19図書館のほか20地区図書室を含む。図書・雑誌・視聴覚資料、電子書籍を含む。 浜松市：電子図書は含まない。また、貸出延長は含まない。 名古屋市：令和5年4月1日時点 京都市：図書を含む。 広島市：左記に同じ 熊本市：「イ」蔵書数に同じ 仙台市：「ア」蔵書数に同じ 千葉市：左記に同じ 新潟市：電子書籍を除く。 浜松市：電子図書は含まない。 令和7年3月31日時点。 名古屋市：図書・雑誌(新聞・電子書籍・追録を除く)。令和7年3月31日時点。 堺市：「イ」蔵書数に同じ 神戸市：垂水図書館、北図書館移転のための資料費を含む 岡山市：「ア」蔵書数に同じ 広島市：左記に同じ。また、雑誌新聞費を除く。 熊本市：雑誌・新聞・追録・電子書籍を除く。						

21 港湾（令和6年実績）

区分	(1)海上出入貨物							(2)外貨コンテナ貨物取扱個数
	ア 外貨			イ 内貿				
	輸入	輸出		移入	移出			
単位	t	t	t	t	t	t	TEU	
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	
仙台市	※ 35,981,099	※ 11,224,135	※ 9,864,761	※ 1,359,374	※ 24,756,964	※ 11,711,086	※ 13,045,878	※ 86,972
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	
川崎市	55,037,771	31,053,529	26,645,963	4,407,566	23,984,242	10,775,580	13,208,662	81,342
横浜市	101,225,498	71,224,363	42,209,851	29,014,512	30,001,135	19,141,530	10,859,605	2,755,211
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	28,900,214	13,336,952	12,410,329	926,623	15,563,262	8,876,719	6,686,543	173,464
静岡市	※ 15,070,668	※ 9,286,694	※ 6,114,299	※ 3,172,395	※ 5,783,974	※ 3,992,899	※ 1,791,075	※ 403,418
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	156,706,387	111,016,297	67,471,761	43,544,536	45,690,090	23,172,270	22,517,820	2,588,363
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※ 85,599,343	※ 34,750,740	※ 26,175,328	※ 8,575,412	※ 50,848,603	※ 28,192,546	※ 22,656,057	※ 2,315,312
堺市	36,870,231	16,017,286	15,328,247	689,039	20,852,945	12,295,180	8,557,765	0
神戸市	92,978,639	50,057,188	21,109,708	28,947,480	42,921,451	17,893,437	25,028,014	2,133,121
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	100,634,094	24,511,858	19,090,037	5,421,821	76,122,236	39,521,791	36,600,445	420,859
福岡市	32,137,053	18,180,459	9,785,615	8,394,844	13,956,594	9,825,115	4,131,479	807,205
熊本市	3,720,759	94,318	53,664	40,654	3,626,441	2,176,383	1,450,058	5,309
各市注釈	仙台市：数値は令和6年暫定値							
	静岡市：数字は令和6年速報値。内貿易におけるフェリー貨物は除く							
	大阪市：（全ての項目において）令和6年実績は確定値							

22 上水道（令和6年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量			(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金				
	年間総配水量	給水人口 (令和7年3月末)					年間有収水量	最多口径	10m ³	20m ³	適用年月日
単位	m ³	m ³	人	m ³	m ³	%	m ³	mm	円	円	
札幌市	97.8	191,430,820	1,958,037	558,870	524,468	93.5	179,044,933	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	108.4	114,983,123	1,060,363	343,732	327,439	94.2	112,584,322	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	99.9	135,004,580	1,350,982	392,310	369,876	94.7	127,911,025	20	1,573	3,498	平成12年4月1日
千葉市	101.4	4,549,016	44,884	14,027	12,463	99.2	4,513,121	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	116.0	180,212,100	1,553,892	522,600	493,732	93.8	168,962,895	20	792	2,321	平成22年4月1日
横浜市	106.8	402,663,800	3,769,110	1,174,100	1,103,188	92.5	372,638,422	20	1,070	3,017	令和3年7月1日
相模原市	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...
新潟市	126.9	95,827,956	755,416	282,204	262,543	93.5	89,584,887	13	1,804	3,234	令和7年1月1日
静岡市	129.4	85,011,044	656,789	250,310	232,907	79.9	67,935,575	20	1,430	2,607	令和2年10月1日
浜松市	115.1	87,288,394	758,199	255,521	239,146	89.9	78,433,258	13	1,100	2,156	※ 平成19年7月1日
名古屋市	110.1	271,132,663	2,463,362	801,498	742,829	95.6	259,322,507	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	122.4	174,781,818	1,428,439	※ 507,397	※ 479,393	※ 91.7	※ 160,426,664	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	142.0	397,586,189	2,800,023	※ 1,164,200	※ 1,097,027	※ 92.0	※ 368,310,214	25	1,045	2,112	平成27年10月1日
堺市	112.1	90,961,690	811,700	264,830	249,210	92.6	84,230,604	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	122.9	182,427,570	1,483,847	533,050	499,802	※ 91.5	※ 166,958,426	20	1,010	2,660	令和6年10月1日
岡山市	123.0	84,788,681	695,455	250,546	231,663	90.8	77,016,096	13	1,254	2,882	令和6年4月1日
広島市	105.9	128,217,800	1,211,310	372,544	351,282	95.5	122,497,664	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.8	104,638,291	944,242	318,802	286,680	90.2	94,418,568	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.6	156,364,500	1,653,500	466,100	428,396	96.0	150,162,097	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	113.5	80,969,257	713,329	234,426	221,834	86.4	69,993,540	13	1,155	2,640	平成21年9月1日
各市注釈	相模原市:企業庁所管のため不明。	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 京都市:分水量220,502m ³ /年を含む。 大阪市:分水量2,296,493m ³ /年を含む	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ 神戸市:年間有収水量は分水量を含む。有収率算定の際は、分水量を除き、年間配水量180,467,440m ³ /年、年間有収水量169,473,719m ³ /年で算出している。	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ 神戸市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 浜松市:平成22年3月31日までの経過措置有り。

(注)

- ・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。
- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

23 工業用水道（令和6年度実績）

区分	(1) 1給水工場年間 配水量	年間総配水量	給水工場数	(2) 1日 最大配水量	(3) 1日 平均配水量
単位	m	m	工場	m	m
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,601,977.3	120,148,300	75	376,300	329,173
横浜市	493,336.4	32,560,200	66	123,780	89,206
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	121,674.9	13,384,240	110	44,450	36,669
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	※ 62,461.0	※ 21,424,110	343	※ 78,080	※ 58,696
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	206,785.8	15,302,147	74	66,340	41,809
岡山市	536,677.1	7,513,479	14	24,511	20,529
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	612,465.0	42,872,550	70	148,780	117,459
福岡市	61,083	1,832,483	30	6,413	5,021
熊本市	48,373.0	48,373	10	152.4	132.5
各市注釈	大阪市:配水量に上水道からの応援給水量は含まない	大阪市:左記に同じ		大阪市:(1)に同じ	大阪市:左記に同じ

24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率	排水区域面積	(2) 処理区域面積率	処理区域面積	(3) 人口普及率	処理区域内人口	(4) 下水処理場数
単 位	%	km ²	%	km ²	%	人	所
札幌市	99.2	248.3	99.2	248.3	99.8	1,964,800	10
仙台市	96.2	173.6	96.2	173.6	98.8	1,047,041	5
さいたま市	107.8	126.1	107.8	126.1	95.3	1,287,789	1
千葉市	96.1	123.8	96.1	123.8	97.5	960,144	2
川崎市	※ 95.0	※ 107.3	※ 95.0	※ 107.3	※ 99.6	※ 1,547,488	※ 5
横浜市	93.6	316.2	93.6	316.2	※ 100.0	3,754,138	11
相模原市	55.7	36.7	118.5	78.1	97.6	697,966	—
新潟市	101.2	131.4	101.2	131.4	87.4	662,664	4
静岡市	86.2	90.8	86.2	90.8	88.6	593,525	7
浜松市	145.5	143.9	145.5	143.9	82.2	642,027	6
名古屋市	96.4	291.9	96.4	291.9	99.4	2,316,100	15
京都市	※ 104.5	※ 156.6	※ 104.5	※ 156.6	※ 99.5	※ 1,423,800	※ 5
大阪市	99.2	193.8	99.2	193.8	99.9	2,752,401	13
堺市	92.4	102.2	92.4	102.2	98.5	798,410	3
神戸市	85.1	173.1	85.1	173.1	98.7	1,467,141	6
岡山市	78.6	81.8	78.6	81.8	69.3	480,723	8
広島市	90.2	146.9	90.2	146.9	96.5	1,129,460	5
北九州市	82.0	166.6	82.0	166.6	99.9	906,899	5
福岡市	104.0	172.0	104.0	172.0	99.7	1,655,940	6
熊本市	115.4	124.6	115.3	124.5	91.2	665,398	5
各市注釈	川崎市:排水(処理)区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積 京都市:令和5年度末現在。 京都市:左記に同じ 川崎市:(1)に同じ 京都市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 横浜市:人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。 京都市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 川崎市:下水汚泥焼却施設を含む。 大阪市:うち1か所は舞洲スラッジセンター						

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和6年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

		(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
1日当たりの 下水処理能力	1日当たりの 平均下水処理水量		水洗化戸数	処理区域内戸数	10㎡	20㎡	適用年月日
㎡	㎡	%	戸	戸	円	円	
1,147,000	914,160	99.9	972,545	973,038	660	1,397	平成9年4月1日
438,700	335,016	※ 99.6	※ 540,672	※ 542,692	773	1,917	平成14年6月1日
23,000	13,206	98.0	610,769	623,023	919	2,459	平成26年6月1日
340,100	191,676	99.5	484,893	487,119	853	2,140	令和6年4月1日
1,034,900	493,818	99.7	784,800	787,005	748	2,156	平成16年4月1日
2,146,225	1,479,200	99.8	1,893,754	1,897,163	737	2,035	平成13年4月1日
-	-	99.4	348,734	351,008	963	2,036	令和元年10月1日
208,750	223,650	92.7	306,763	331,054	1309	3,047	平成16年7月1日
516,770	402,088	92.0	270,254	293,754	1402	2,777	令和5年4月1日
343,000	262,539	97.1	319,025	328,637	1661	2,948	平成29年10月1日
1,900,500	1,042,594	99.9	1,327,196	1,328,985	616	1,804	平成12年1月1日
1,256,650	762,590	※ 99.4	※ 571,384	※ 574,728	770	2,013	平成25年10月1日
2,066,000	1,667,100	100.0	1,827,905	1,827,940	605	1,276	令和元年11月1日
303,900	207,842	96.6	385,960	399,396	1281	2,821	平成29年10月1日
710,200	534,881	99.9	796,922	797,621	660	1,760	令和2年4月1日
79,580	48,054	94.0	167,370	178,125	1273	3,011	平成20年4月1日
468,100	358,197	98.9	564,159	570,459	786	2,260	平成20年7月1日
621,000	394,989	99.6	489,995	491,905	697	2,248	平成11年11月1日
704,200	509,900	99.8	※ 890,834	※ 892,616	979	2,651	平成17年6月1日
285,400	252,805	97.7	294,912	301,760	1036	2,346	平成21年9月1日
		仙台市: 戸数ではなく世帯数 京都市: 水洗化普及率は令和5年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続給水装置数	仙台市: 左記に同じ 京都市: 左記に同じ 福岡市: 戸数ではなく世帯数	仙台市: 左記に同じ 京都市: 左記に同じ 福岡市: 左記に同じ			

25 交通
(1) バス

区 分		単 位	札幌市	仙 台 市	さいたま市	千 葉 市	川 崎 市	横 浜 市	相 模 原 市	新 潟 市	静 岡 市
ア 営 業 キ ロ		km	-	565.1	-	-	197.7	516.9	-	-	-
イ 停 留 所 数		所	-	1,079	-	-	491	1,237	-	-	-
ウ 在 籍 車 両 数		両	-	458	-	-	309(うち乗合304)	815(うち乗合788)	-	-	-
エ 料 金 体 系 〔適用年月日〕			-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部区域内については120円(市内中心部の一定区域)及び100円(地下鉄東西線八木山動物公園駅、薬師堂駅、荒井駅周辺の一定区域) 〔令和元年10月1日〕	-	-	均一制 現金:220円 ICカード:220円 ※川崎病院線 大人・小児ともに100円 〔令和4年10月1日〕 ※たまプラーザ駅～向丘遊園駅南口路線 川崎市内 現金:220円 ICカード:220円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和4年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-	-
オ 一 日 平 均	実 働 車 両 数 (貸 切 除 く)	両	-	388	-	-	256	611	-	-	-
	走 行 キ ロ (〃)	km	-	42,653	-	-	29,298	64,700	-	-	-
	乗 車 人 員 (〃)	人	-	94,603	-	-	128,150	310,688	-	-	-
	運 送 収 益	千円	-	17,868	-	-	21,551	53,015(税込)	-	-	-
各市注釈			-		-	-			-	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和6年度実績の数値

浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	764.6	322.3	-	-	373.16	-	-	194.35	-	-
-	1,477	713	-	-	732	-	-	405	-	-
-	1,014	810	-	-	483	-	-	82	-	-
-	均一制210円	均一制 230円 〔平成26年4月1日〕 ※一部、競合する先行事業者の運賃と調整している路線あり	-	-	均一制 230円 ※一部対キロ 区間制あり 〔令和6年10月1日〕	-	-	特殊区間制 〔令和元年10月1日〕 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	900.9	698	-	-	427	-	-	61	-	-
-	97,582	81,652	-	-	43,935	-	-	8,300	-	-
-	310,666	339,523	-	-	156,531	-	-	10,749	-	-
-	42,474	61,632(税込)	-	-	24,326	-	-	2,112	-	-
-			-	-		-	-		-	-

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区 分		単 位	札幌市	仙 台 市	さいたま市	千葉市	川崎市	横 浜 市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
ア 営 業 キ ロ		km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
イ 駅 数		駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
ウ 在 籍 車 両 数		両	368	148	-	-	-	310	-	-	-	-
エ 料 金 体 系 〔適用年月日〕			対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超え～6キロまで 250円 6キロ超え～9キロまで 310円 9キロ超え～12キロまで 340円 12キロ超え～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
オ 実 働 車 両 数		両	284	104	-	-	-	259	-	-	-	-
オ 一 日 平 均	走 行 キ ロ	km	92,508	31,413	-	-	-	98,947.2	-	-	-	-
	乗 車 人 員	人	629,794	255,432	-	-	-	625,292	-	-	-	-
	運 送 収 益	千円	121,598	47,814	-	-	-	117,097(税込)	-	-	-	-
	各 市 注 記				-	-	-		-	-	-	-

(注)

- ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
- ・オの一日平均は、令和6年度分実績の数値

名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡	広島	北九州	福岡	熊本
93.3	31.2	—	—	38.1	—	—	—	31.4	—
87	31	—	—	27	—	—	—	36	—
782	222	—	—	214	—	—	—	234	—
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 1区(3キロまで) 220円 2区(3キロ超から7キロまで) 260円 3区(7キロ超から11キロまで) 290円 4区(11キロ超から15キロまで) 330円 5区(15キロ超) 360円 〔平成26年4月1日〕 2区・3区 〔令和元年10月1日〕 1区・4区・5区	—	—	○西神・山手線、海岸線：対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 北神線：新神戸～谷上間の7.5km区間 280円 ※北神急行線の市営化に伴い、西神・山手線、海岸線とは別に北神線として運賃体系を設定 ※西神・山手線、海岸線と北神線を乗り継ぐ場合は、西神・山手線、海岸線の運賃を100円、北神線の運賃を110円割引 〔令和2年6月1日〕	—	—	—	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	—
626.1	240	—	—	184	—	—	—	186	—
176,989	55,744	—	—	61,521	—	—	—	54,847	—
1,263,017	402,175	—	—	307,691	—	—	—	※ 524,221	—
201,817	78,859(税込)	—	—	52,587	—	—	—	101,938	—
		—	—		—	—	—	福岡市：福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。	—

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和6年中)	人口1万人当たりの出火件数	(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和6年中)
単位	件	件	台	基	件
札幌市	420	2.0	113	18,793	115,540
仙台市	247	2.3	134	17,646	65,434
さいたま市	354	2.6	97	16,796	86,567
千葉市	298	3.0	108	※ 15,684	69,429
川崎市	398	2.6	105	25,816	89,114
横浜市	678	1.8	316	59,816	256,481
相模原市	153	2.1	63	10,271	44,339
新潟市	143	1.8	※ 108	17,845	46,469
静岡市	200	2.4	115	※ 18,612	49,311
浜松市	210	2.7	84	18,559	44,201
名古屋市	510	2.2	222	44,995	160,212
京都市	267	1.9	172	21,726	104,999
大阪市	721	2.6	242	35,336	268,122
堺市	※ 212	※ 2.3	※ 108	※ 24,990	※ 71,436
神戸市	386	2.6	101	34,163	99,275
岡山市	※ 187	※ 2.6	※ 72	※ 5,802	※ 36,227
広島市	※ 242	※ 2.1	※ 146	※ 33,782	※ 68,231
北九州市	220	2.4	114	25,396	64,863
福岡市	279	※ 1.7	82	21,392	100,181
熊本市	※ 181	2.3	88	20,449	45,926
各市注釈	堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:消防事務受託市町村を含む数値。 広島市:消防事務受託市町村を除いた数値。 熊本市:消防事務受託市町村を含む数値。 堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:左記に同じ 広島市:左記に同じ 福岡市:人口は、令和6年3月末時点「福岡市登録人口」による。 新潟市:ポンプ46、工作9、指揮8、はしご6、化学6、特殊30、3点セット3 計108 堺市:消防事務委託市分を含む数値 岡山市:消防事務受託市町村を含む数値。ヘリ含む。 広島市:消防事務受託市町村を含む数値。 千葉市:消防水利数は、市街地及び準市街地以外の地域に設置されている消防水利の数を含む。 静岡市:消防事務委託市町村を含む数値。 堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:消防事務受託市町村を含む数値。 消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。 広島市:消防事務受託市町村を含む数値。 消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。				

(注)

・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値

・(1)の数値は、令和6年住宅・土地統計調査より算出

・(6)救急出動件数は、火災事案も含む数値

・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値

(5) 搬送人員 (令和6年中)	(6) 救助出動件数 (令和6年中)	(7) 救急車保有数
人	件	台
99,626	1,896	36
56,050	828	30
73,069	1,179	※ 32
58,464	1,095	27
72,467	1,986	31
207,471	1,948	※ 87
37,245	787	※ 20
42,086	163	25
44,783	688	28
38,403	291	24
142,184	2,851	67
90,350	1,282	35
218,805	4,703	76
※ 63,113	※ 1,359	※ 27
84,564	2,814	35
※ 33,049	※ 290	※ 22
※ 56,945	※ 1,021	※ 40
58,178	502	※ 23
87,291	3,154	34
40,032	406	27
堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	さいたま市:日勤救急隊含む 横浜市:日勤救急隊含む 相模原市:日勤救急隊含む 堺市:消防事務委託市分を含む数値。 岡山市:左記に同じ 広島市:消防事務委託市町分を含む数値。 北九州市:日勤救急隊含む

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア	市徴収基準額表	<table><tr><th colspan="3">入所児童の属する世帯の階層区分</th></tr><tr><th>区分</th><th colspan="2">定 義</th></tr><tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯</td></tr><tr><td>B 1</td><td colspan="2">市町村民税が非課税の世帯</td></tr><tr><td>C 1</td><td rowspan="10">A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯</td><td>48,600円未満</td></tr><tr><td>D 1</td><td>48,600円以上 67,000円未満</td></tr><tr><td>D 2</td><td>67,000円以上 97,000円未満</td></tr><tr><td>D 3</td><td>97,000円以上 140,000円未満</td></tr><tr><td>D 4</td><td>140,000円以上 169,000円未満</td></tr><tr><td>D 5</td><td>169,000円以上 254,000円未満</td></tr><tr><td>D 6</td><td>254,000円以上 301,000円未満</td></tr><tr><td>D 7</td><td>301,000円以上 341,000円未満</td></tr><tr><td>D 8</td><td>341,000円以上 397,000円未満</td></tr><tr><td>D 9</td><td>397,000円以上</td></tr><tr><td colspan="3">ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額</td></tr><tr><td>B 0</td><td colspan="2">市町村民税が非課税の世帯</td></tr><tr><td>C 0</td><td rowspan="3">A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯</td><td>48,600円未満</td></tr><tr><td>D01</td><td>48,600円以上 67,000円未満</td></tr><tr><td>D02</td><td>67,000円以上 77,101円未満</td></tr></table> (備考) ①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。 ②階層区分について ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む) ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、 ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額 ③多子軽減について 令和6年度からは、保護者と生計を一にする子ども(※)について、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合	入所児童の属する世帯の階層区分			区分	定 義		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯		B 1	市町村民税が非課税の世帯		C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	D 1	48,600円以上 67,000円未満	D 2	67,000円以上 97,000円未満	D 3	97,000円以上 140,000円未満	D 4	140,000円以上 169,000円未満	D 5	169,000円以上 254,000円未満	D 6	254,000円以上 301,000円未満	D 7	301,000円以上 341,000円未満	D 8	341,000円以上 397,000円未満	D 9	397,000円以上	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額			B 0	市町村民税が非課税の世帯		C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	D01	48,600円以上 67,000円未満	D02	67,000円以上 77,101円未満
入所児童の属する世帯の階層区分																																																
区分	定 義																																															
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯																																															
B 1	市町村民税が非課税の世帯																																															
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満																																														
D 1		48,600円以上 67,000円未満																																														
D 2		67,000円以上 97,000円未満																																														
D 3		97,000円以上 140,000円未満																																														
D 4		140,000円以上 169,000円未満																																														
D 5		169,000円以上 254,000円未満																																														
D 6		254,000円以上 301,000円未満																																														
D 7		301,000円以上 341,000円未満																																														
D 8		341,000円以上 397,000円未満																																														
D 9		397,000円以上																																														
ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額																																																
B 0	市町村民税が非課税の世帯																																															
C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満																																														
D01		48,600円以上 67,000円未満																																														
D02		67,000円以上 77,101円未満																																														
イ	第二子以降軽減状況	「ア (備考) ③多子軽減について」のとおり																																														
ウ	保育料収納率	99.49 %(令和6年度現年度分)																																														

幌 市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

仙

ア 市徴収基準額表	<table><tr><th rowspan="4">階層区分</th><th rowspan="4">階層認定の基準</th><th colspan="4">保育利用(2号・3号認定)3歳未満児</th></tr><tr><th colspan="4">利用者負担額＜保育料＞(主食費・副食費含む)</th></tr><tr><th colspan="2">保育標準時間</th><th colspan="2">保育短時間</th></tr><tr><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第1子</th><th>第2子</th></tr><tr><td>A</td><td>生活保護世帯</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>B</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>C1</td><td>市町村民税均等割のみ課税世帯</td><td>7,650</td><td>2,290</td><td>7,650</td><td>2,290</td></tr><tr><td>C2</td><td rowspan="17">市町村民税所得割課税世帯</td><td>所得割額 48,600円未満</td><td>8,860</td><td>2,650</td><td>8,860</td></tr><tr><td>C3</td><td>54,000円未満</td><td>11,700</td><td>3,970</td><td>11,700</td></tr><tr><td rowspan="2">C4</td><td>57,700円未満</td><td rowspan="2">15,300</td><td rowspan="2">5,810</td><td rowspan="2">15,300</td></tr><tr><td>69,000円未満</td></tr><tr><td rowspan="2">C5</td><td>77,101円未満</td><td rowspan="2">20,700</td><td rowspan="2">8,690</td><td rowspan="2">20,400</td></tr><tr><td>83,000円未満</td></tr><tr><td>C6</td><td>97,000円未満</td><td>27,400</td><td>12,600</td><td>27,000</td></tr><tr><td>C7</td><td>114,000円未満</td><td>33,500</td><td>16,750</td><td>33,000</td></tr><tr><td>C8</td><td>134,000円未満</td><td>39,000</td><td>19,500</td><td>38,400</td></tr><tr><td>C9</td><td>169,000円未満</td><td>44,500</td><td>22,250</td><td>43,800</td></tr><tr><td>C10</td><td>221,000円未満</td><td>49,900</td><td>24,950</td><td>49,100</td></tr><tr><td>C11</td><td>301,000円未満</td><td>55,400</td><td>27,700</td><td>54,500</td></tr><tr><td>C12</td><td>397,000円未満</td><td>59,200</td><td>29,600</td><td>58,200</td></tr><tr><td>C13</td><td>457,000円未満</td><td>62,400</td><td>31,200</td><td>61,400</td></tr><tr><td>C14</td><td>519,000円未満</td><td>65,200</td><td>32,600</td><td>64,100</td></tr><tr><td>C15</td><td>611,000円未満</td><td>67,600</td><td>33,800</td><td>66,500</td></tr><tr><td rowspan="2">C16</td><td>611,000円以上</td><td rowspan="2">70,000</td><td rowspan="2">35,000</td><td rowspan="2">68,900</td></tr><tr><td>市町村民税の未申告または確認のできない世帯</td></tr></table>	階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				利用者負担額＜保育料＞(主食費・副食費含む)				保育標準時間		保育短時間		第1子	第2子	第1子	第2子	A	生活保護世帯	円	円	円	円	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	C4	57,700円未満	15,300	5,810	15,300	69,000円未満	C5	77,101円未満	20,700	8,690	20,400	83,000円未満	C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	市町村民税の未申告または確認のできない世帯
階層区分	階層認定の基準			保育利用(2号・3号認定)3歳未満児																																																																																																																
				利用者負担額＜保育料＞(主食費・副食費含む)																																																																																																																
				保育標準時間		保育短時間																																																																																																														
		第1子	第2子	第1子	第2子																																																																																																															
A	生活保護世帯	円	円	円	円																																																																																																															
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0																																																																																																															
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290																																																																																																															
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860																																																																																																															
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700																																																																																																															
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300																																																																																																															
		69,000円未満																																																																																																																		
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400																																																																																																															
		83,000円未満																																																																																																																		
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000																																																																																																															
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000																																																																																																															
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400																																																																																																															
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800																																																																																																															
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100																																																																																																															
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500																																																																																																															
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200																																																																																																															
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400																																																																																																															
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100																																																																																																															
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500																																																																																																															
C16		611,000円以上	70,000	35,000	68,900																																																																																																															
	市町村民税の未申告または確認のできない世帯																																																																																																																			
	・令和7年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・保育ママ・地域枠)する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただきます。 ・この他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接ご確認ください。 注) 1. 年齢について ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。 ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和7年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。 2. 利用者負担額<保育料>の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控除・住宅借入金【4月～8月分】:令和6年度の市町村民税(令和5年1月～12月収入分) 【9月～翌3月分】:令和7年度の市町村民税(令和6年1月～12月収入分) ・政令指定都市の所得割額は6%相当(名古屋市は5.7%)の税率を適用して計算します。 ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算する場合があります。 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。																																																																																																																			
イ 第二子以降軽減状況	以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。保育利用(2・3号認定)の3歳未満児の利用者負担額について、第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。教育利用(1号認定)および保育利用(2号認定)の3歳以上児の副食費について、第3子以降のお子さまは免除されます。 ○教育利用(1号認定) 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(※)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ○保育利用(2・3号認定) 対象施設(※)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ※対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育施設 対象利用制度: 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯保護者と生計が同一の子等が対象です。																																																																																																																			
ウ 保育料収納率	現年度分 :99.12% 滞納繰越分:28.19% 総括 :97.41%																																																																																																																			

台 市

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児				階層認定の基準
利用者負担額 ＜保育料＞	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降	
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		
無償	免除	免除	施設で 定める額	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
		市町村民税均等割のみ課税世帯		
	施設で 定める額	市町村民税所得割額 57,700円未満		
		77,101円未満		
		77,101円以上		
			市町村民税の未申告または 確認のできない世帯	

の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育施設等を利用

等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

さい	
ア 市徴収基準額表	各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分
	階層区分 定 義
	第 1 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯
	第 2 市町村民税非課税世帯
	第 3 市町村民税均等割額のみの世帯
	第 4 48,600円未満
	第 5 48,600円以上 63,900円未満
	第 6 63,900円以上 97,000円未満
	第 7 97,000円以上 137,600円未満
	第 8 137,600円以上 169,000円未満
	第 9 169,000円以上 301,000円未満
	第 10 301,000円以上 397,000円未満
	第 11 397,000円以上
	※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和6年4月1日時点の年齢となります。 ※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。 ※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。
イ 第二子以降軽減状況	●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)…………… 通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)…………… 無料 ●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。 ●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。
ウ 保育料収納率	98.1%(令和6年度) 現年度分:99.54% 過年度分:21.95%

た ま 市

利 用 者 負 担 額 （ 単位： 円／月 ）			
3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分		千
ア 市徴収基準額表	令和7年度保育料(月額)	
	階層 区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯
	要保護	
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯
	※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課	
イ 第二子以降軽減状況	【R7.8月まで】 ●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い児童(1 ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子どもに関する教 理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉法第6条の2第2項に規定)・医療型児童発達 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目かを決定する となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満の世帯が、下記 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者又は国民	
	【R7.9月から】 ●千葉市独自で年齢制限と同時に入所要件を撤廃し、同一世帯の中で最も年齢の高い児童(1人目)の保育料は基準	
ウ 保 育 料 収 納 率	99.4%(令和6年度現年)	

葉 市							
保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
世帯等							
0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
基準額							
利用者負担額となります。 配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。 税額から決定する場合があります。							
人目の保育料は基準額、次に年齢の高い児童(2人目)の保育料は1/2額、その他の児童(3人目以降)の保育料は無料とします。 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定)・特別支援学校幼稚部(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定)・児童心支援(児童福祉法第6条の2第3項に規定) 際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用 要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃し、要保護世帯等料金が適用となります。 年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯 額、次に年齢の高い児童(2人目)の保育料は1/2額、その他の児童(3人目以降)の保育料は無料とします。							

		川 崎					
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況 (令和7年度) ※令和6年4月改定	階層 区分		保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				
			保育標準時間		保育短時間		
			3歳未満児保育料				
			基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	
	A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	0	0	0	
	B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
	C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	
	C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	
	C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	
	C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	
	C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	
	C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	
	C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	
	C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	
	C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	
	C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	
	C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	
	C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	
	C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	
	C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	
	C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	
	C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	
	C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	
	C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	
	C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	
	C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	
	C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	
	C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	
	C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	
	C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	
	C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	
注1 この表の市民税の額は、令和7年4月～令和7年8月分保育料については、世帯の令和6年度市民税額の世帯の令和7年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附 注2 3歳以上の保育料は無料です。 注3 きょうだいの年齢、利用施設・事業にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。) 注4 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。 注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B 階層を除く)							
ウ 保 育 料 収 納 率	99.62%(令和6年度決算)						

市

小規模保育(B型)、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育(C型)		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
保育標準時間		保育短時間				
3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	3歳未満
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	44,500
29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	
40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	61,000
45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	80,000
58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	(保育単価限度)
59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	(保育単価限度)

年額、令和7年9月～令和8年8月分保育料については、
金控除の適用はありません。。

無料としています(幼児教育・保育の無償化により保育料が

	横 浜							
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況	令和6年4月1日現在							
	負担 区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)			
		対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所			
		きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子	
		保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0
	C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0
	市民税 所得割額※	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
		D2 10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D3 48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
		D4 50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D5 57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
		D6 77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D7 97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D8 102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D9 120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D10 138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D11 169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D12 174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D13 192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
		D14 211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D15 228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D16 246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D17 255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D18 264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D19 273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D20 282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D21 291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D22 301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D23 309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
		D24 335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
		D25 361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D26 387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D27 397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
		E0 市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E1 D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E2 D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E3 D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E4 D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E5 D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
	「第3子」以降のお子さんの利用料は無料							
ウ 保 育 料 収 納 率	令和6年度現年度徴収率:99.65%							

市

(単位:円)

3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和7年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	市区町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400
D13		154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400
D14		169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500
D15		199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900
D16		236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500
D17		260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000
D18		280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700
D19		301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300
D20		339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200
D21		373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500
D22		410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700

- ※1 利用者負担額は令和4年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和7年4月~令和7年8月については令和6年度、令和7年9月~令和8年3月については令和7年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和7年度の利用者負担額が変更になる方は、令和8年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①~⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は各子育て支援センターで配付しています。

- ※6 ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の利用者負担基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- ※7 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができます。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。
- ※8 令和7年4月~令和7年8月の利用者負担額については、令和6年度税制改正に伴い実施される定額減税を反映した後の市区町村民税所得割で算定します。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

保育料金額表①																
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用																
				保育料						副食材料費						
年齢区分（令和7年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）						3歳以上児（1号・2号認定）						
3号保育時間区分				保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定			
階層区分				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除	
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除	
C	市町村民税所得割額	非課税世帯		11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除	
		市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）													
D1		64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除				免除
D2A		76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除				免除
D2B		80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-	免除			
D3A		102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除			
D3B		105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除	-	-	
D4		129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0						
D5		152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0						
D6		186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0						
D7		225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0						
D8		265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0						
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0							
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0							
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0							

◀保育料金額表①に関する注意点▶

○子どもの数え方

第1子……教育・保育施設等〔P.1※2〕を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子

第2子……教育・保育施設等〔P.1※2〕を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子

第3子以降…高校3年生までの子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※高校3年生までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和7年度は、平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた方が該当します。

※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

保育料金額表②							
下記ⅠからⅣの全てに該当する場合に適用							
Ⅰ							
次の（1）から（3）までの世帯に該当しない							
（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯							
（2）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）							
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者							
イ 療育手帳の交付を受けている者							
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者							
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの							
（3）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯							
Ⅱ							
市町村民税所得割課税額（6％課税額）が57,700円未満							
Ⅲ							
生計を一にする子ども等の人数が本人を含め2人以上							
Ⅳ							
生計を一にする子ども等の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。							
年齢区分（令和7年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	市町村民税所得割額	非課税世帯		5,500	0	5,400	0
		市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）				
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000

◀保育料金額表②に関する注意点▶

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、

3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。

保育料金額表③							
下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用							
Ⅰ							
次の(1)から(3)までの世帯に該当する							
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯							
(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）							
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者							
イ 療育手帳の交付を受けている者							
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者							
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの							
(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯							
Ⅱ							
市町村民税所得割課税額（6％課税額）が77,101円未満							
年齢区分(令和7年3月31日現在)				3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額 (8％課税額)		算定基準額 (6％課税額)	円未満			
	64,800		48,600				
	76,900		57,700				
	80,000		60,000				
	102,900		77,101				
D1				6,650	0	6,500	0
D2A				8,150	0	8,000	0
D2B				8,150	0	8,000	0
D3A				9,000	0	8,850	0

《保育料金額表③に関する注意点》

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。

		静岡	
ア 市 徴 収 基 準 額 表		◆第2子保育料無償化について◆ 令和5年4月から、0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料について、第2子が無償とするとともに、世帯の所得やきょうだいの年齢に関係なく第何子かを	
		第1子の利用者負担額(月額・円)	
		3号(0～2歳クラス)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	市民税均等割非課税世帯	0	0
C	市民税所得割非課税世帯	7,500	7,500
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
市民税所得割課税世帯	D1	所得割額 64,800円未満	8,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100
	D2	80,000円未満	13,300
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200
	D3	89,300円未満	14,800
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800
	D4	102,801円未満	17,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000
	D5	129,300円未満	20,500
	D6	153,300円未満	25,500
	D7	177,300円未満	31,500
	D8	225,300円未満	32,500
	D9	252,000円未満	39,000
	D10	265,300円未満	42,000
	D11	281,300円未満	45,000
	D12	329,300円未満	45,000
D13	401,300円未満	46,500	
D14	452,000円未満	52,000	
D15	529,300円未満	55,200	
D16	529,300円以上	57,200	
		※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)	
		①令和7年度利用者負担額は、4～8月分を令和6年度の市民税額、9～3月分を令和7年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)	
		②第2子以降の利用者負担額は無料です。世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に	
		③この利用者負担額のほか、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があります。	
		④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計	
		⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の	
		⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年度分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の	
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	0～2歳(クラス年齢)の児童の利用者負担額について、世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関わらず、		
ウ 保 育 料 収 納 率	99.7%		

決定し、保育料を算定します。

令和7年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	
生活保護世帯等	
市民税均等割非課税世帯	
市民税所得割非課税世帯	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
所得割額	48,600円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
60,000円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
67,000円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
77,101円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
97,000円未満	
115,000円未満	
133,000円未満	
169,000円未満	
189,000円未満	
199,000円未満	
211,000円未満	
247,000円未満	
301,000円未満	
339,000円未満	
397,000円未満	
397,000円以上	

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。

して利用者負担額を算定いたします。

最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。

市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

保護者が監護し生計が同一の子で第何子を決定した上で、第2子以降の保育料が無料となります。

		浜		松					
ア 市徴収基準額表									
		階層	区 分						
		1	生活保護世帯						
		2	市民税 非課税世帯	21	ひとり親世帯等				
				22	その他				
		3	市民税 所得割非課税世帯	31	ひとり親世帯等				
				32	その他				
		4	市 民 税 所 得 割 課 税 額	24,300 円未満		41	ひとり親世帯等		
						42	その他		
		5		24,300 円以上 48,600 円未満		51	ひとり親世帯等		
						52	その他		
		6		48,600 円以上 60,700 円未満		61	ひとり親世帯等		
						62	その他		
		7		60,700 円以上 72,800 円未満		71	ひとり親世帯等		
						72	その他		
		8		72,800 円以上 77,101 円未満		81	ひとり親世帯等		
				72,800 円以上 84,900 円未満		82	その他		
		9		84,900 円以上				97,000 円未満	
		10		97,000 円以上				121,000 円未満	
		11		121,000 円以上				145,000 円未満	
		12		145,000 円以上				169,000 円未満	
		13		169,000 円以上				235,000 円未満	
		14		235,000 円以上				301,000 円未満	
		15		301,000 円以上				349,000 円未満	
		16		349,000 円以上				397,000 円未満	
		17		397,000 円以上					
イ 第二子以降 軽減状況		月額保育料欄の下段は、第2子の保育料です。また、第3子以降は無料となります。							
ウ 保育料収納率		99.10%(令和6年度現年分保育料)							
エ その他									

市

(単位:円/月)

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

第1子、その下の子を第2子と数えます。(令和6年9月から)

名 古 屋 市

令和7年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和7年4月～）（2・3号認定子ども）

階 層 区 分			市の基準月額	
			3歳未満児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円
B階層	令和7年度分（4月分から8月分までは令和6年度分）の市民税	非課税世帯	0	0
C階層	1	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000 円 ～ 40,800 円 未 満	7,500	7,400
	4	40,800 円 ～ 43,800 円 未 満	11,200	11,100
	5	43,800 円 ～ 55,200 円 未 満	13,900	13,700
	6	55,200 円 ～ 67,000 円 未 満	17,500	17,300
	7	67,000 円 ～ 88,800 円 未 満	22,100	21,800
	8	88,800 円 ～ 110,000 円 未 満	25,800	25,400
	9	110,000 円 ～ 131,600 円 未 満	29,400	29,000
	10	131,600 円 ～ 180,000 円 未 満	34,900	34,400
	11	180,000 円 ～ 236,800 円 未 満	42,700	42,000
	12	236,800 円 ～ 281,000 円 未 満	50,300	49,500
	13	281,000 円 ～ 351,500 円 未 満	58,300	57,400
	14	351,500 円 ～ 411,800 円 未 満	63,400	62,400
	15	411,800 円 ～ 518,000 円 未 満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

		京						
ア 市徴収基準額表		3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額						
		階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
				保育短時間 認定	保育標準時間認定			
					8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0		
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	
	㉒	397,000円以上 ～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	
	保育利用時間について							
			徴収区分	保育利用時間				
		保育短時間認定	保育利用時間8時間まで					
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで						
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで						
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで						
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで						
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで						
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで						
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。								
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。								

都

市

(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)								
子どもはぐみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
25,100	25,800							
26,200	27,000							
27,400	28,200							
34,400	35,400							
35,600	36,600							
36,500	37,600							
43,200	44,500							
49,800	51,300							
56,900	58,600							
58,900	60,700							
67,800	69,900							
74,100	76,300							
91,600	94,400							

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額

階層 区分		徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
			保育短時間 認定	保育標準時間認定			
				8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②		市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900
	㉒	397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都

市

(0～2歳児 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
22,600	23,300							
26,100	26,900							
27,300	28,100							
32,500	33,500							
34,900	36,000							
36,400	37,500							
39,600	40,800							
40,900	42,200							
43,100	44,400							
44,600	46,000							
48,000	49,500							
51,500	53,100							
64,000	66,100							

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

		京						
ア 市徴収基準額表		3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額						
		階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定				
				基準額				
				保育短時間 認定	保育標準時間認定			
					8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0		
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	
	㉒	397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	
	保育利用時間について							
			徴収区分	保育利用時間				
		保育短時間認定	保育利用時間8時間まで					
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで						
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで						
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで						
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで						
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで						
		11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで					
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。								
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。								

(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
23,200	23,800							
24,200	24,900							
25,300	26,000							
31,800	32,700							
32,900	33,800							
33,700	34,700							
39,900	41,100							
46,000	47,300							
52,500	54,100							
54,400	56,000							
62,600	64,500							
68,400	70,400							
84,500	87,100							

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和7年4月以降

大阪市

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定	保育短時間認定
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分（令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分）の市町村民税が非課税である世帯		0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分（令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分）の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」）	2,000	2,000
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	8,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	3,500
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	10,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	5,000
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	11,700
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	13,800
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	7,000
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	15,500
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	8,000
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	8,000
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	18,100
第9	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分（令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分）の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000
			左記のうち上記以外の世帯	21,500
第10	同一世帯の保護者等全員の令和7年度分（令和7年4月から令和7年8月までの間にあっては令和6年度分）の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	77,101円以上 79,000円未満	21,500	21,300
第11		79,000円以上 97,000円未満	24,900	24,700
第12		97,000円以上 115,000円未満	28,300	27,900
第13		115,000円以上 133,000円未満	32,700	32,300
第14		133,000円以上 169,000円未満	39,400	39,000
第15		169,000円以上 211,201円未満	45,100	44,500
第16		211,201円以上 217,000円未満	45,100	44,500
第17		217,000円以上 256,000円未満	50,700	50,100
第18		256,000円以上 301,000円未満	53,000	52,400
第19		301,000円以上 358,000円未満	59,200	58,600
第20		358,000円以上 397,000円未満	61,700	61,100
第21		397,000円以上 432,901円未満	65,900	65,300
第22		432,901円以上 536,000円未満	65,900	65,300
第23		536,000円以上	70,600	70,000

(1) 保護者等

子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。

ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。

なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。

(2) 市町村民税の所得割

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。

(3) ひとり親世帯

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。

(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

○ きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等について年長順に数えて、2人目以降の子どもの保育料は無料です。

		堺		
ア 市徴収基準額表	税額等による階層区分			
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯		
	B1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	
	B2		市町村民税非課税世帯(一般世帯)	
	C1		市町村民税課税世帯(均等割の額のみの世帯)	
	C2		市町村民税所得割額 48,600円未満	
	D1	A階層を除き前年分の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの	48,600円以上	70,900円未満
	D2		70,900円以上	108,200円未満
	D3		108,200円以上	138,100円未満
	D4		138,100円以上	198,400円未満
	D5		198,400円以上	297,400円未満
	D6		297,400円以上	338,500円未満
	D7		338,500円以上	397,000円未満
	D8		397,000円以上	
イ 第二子以降軽減状況	国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子以降の0～2歳児の保育料を無償化			
ウ 保育料収納率	令和6年度現年度 98.06% 過年度 7.67%			

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10,000	9,800	0	0	0	0
12,000	11,700	0	0	0	0
17,000	16,700	0	0	0	0
25,000	24,500	0	0	0	0
30,000	29,400	0	0	0	0
40,000	39,300	0	0	0	0
45,000	44,200	0	0	0	0
54,000	53,000	0	0	0	0
56,000	55,000	0	0	0	0
67,000	65,800	0	0	0	0

</

戸

市

(単位:円)

利用者負担額【月額】 ()内は保育短時間認定における額

3歳未満児 (0～2歳児クラス)			3歳以上児 (3～5歳児クラス)	
第1子	第2子	第3子以降	第1子 第2子	第3子以降
0			副食費免除あり ※副食費はかかりません	
0				
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0		
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)			
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)			
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)			
49,700 (48,900)	24,900 (24,500)			
66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		副食費免除 なし ※副食費がかかります	所得割課税額 57,700円 (注4) 副食費免除 あり ※副食費はかかりません

3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円です

ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります(この場合、認定通知書の階層区分に「*」と追記されます)。

(単位:円)

3歳未満児(0～2歳児クラス)		3歳以上児 (3～5歳児クラス)
第1子	第2子以降	
0	0	副食費 免除あり ※副食費はかかりません
3,100		
4,500		
9,000		

又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。

いる世帯等は77,100円未満)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、

を提出することで扶養順の子に数えることができ、利用者負担額の軽減・副食費の免除の対象となる場合があります。

がわかるもの。

gaku.html#tashikeigen



第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

	岡				
ア 市徴収基準額表	利用者負担額表(令和4年度)				
	各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				
	階層区分	定 義			
	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			
	B階層	非課税			
	C階層	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	均等割のみ課税	
			2	所得割の額が	10,800円未満
			3	10,800円以上	48,600円未満
			4	48,600円以上	57,700円未満
			5	57,700円以上	65,000円未満
			6	65,000円以上	81,000円未満
			7	81,000円以上	97,000円未満
			8	97,000円以上	121,000円未満
			9	121,000円以上	145,000円未満
			10	145,000円以上	169,000円未満
			11	169,000円以上	199,000円未満
			12	199,000円以上	229,000円未満
			13	229,000円以上	301,000円未満
			14	301,000円以上	397,000円未満
			15	397,000円以上	
	※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について … 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって				
イ 第二子以降 軽減状況	国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、 している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。				
ウ 保育料収納率	令和6年度実績 現年度 99.58% 過年度 28.46% 合計 97.17% ※公立認定こども園利用料を含む				

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

内の金額となり、第3子以降は無料となります。

等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額
場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童

も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用

		広 島	
ア 市徴収基準額表	各 月 初 日 の 保 護 者 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分		
	A	生活保護法による被保護世帯	
	B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)	
	C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満
	C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満
	C3		44,100円以上 48,600円未満
	C4		48,600円以上 54,000円未満
	C5		54,000円以上 59,000円未満
	C6		59,000円以上 64,000円未満
	C7		64,000円以上 79,000円未満
	C8		79,000円以上 97,000円未満
	C9		97,000円以上 114,000円未満
	C10		114,000円以上 133,000円未満
	C11		133,000円以上 151,000円未満
	C12		151,000円以上 169,000円未満
	C13		169,000円以上 205,000円未満
	C14		205,000円以上 256,000円未満
	C15		256,000円以上 301,000円未満
	C16		301,000円以上 397,000円未満
	C17		397,000円以上
(注) 上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。			
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	同時入所要件や年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降を無償としている。		
ウ 保 育 料 収 納 率	R6決算 現年度分 99.55% 滞納繰越分 34.94% 計 97.88%		

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

		北		九		州	
ア 市徴収基準額表		(単位:円)					
		階層区分		定 義	3 歳 未 満 児		
					保育標準時間		保育短時間
		A		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
		B		市民税非課税世帯	0	0	
		C		1	市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
				2	市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
		D		1	〃 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
				2	〃 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
				3	〃 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
				4	〃 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
				5	〃 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
				6	〃 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
				7	〃 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
				8	〃 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
				9	〃 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
				10	〃 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
				11	〃 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
				12	〃 397,000円以上	63,300	62,200
		ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額					
		B		市民税非課税世帯	0	0	
		C		1	市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
2	市民税所得割課税額 48,600円未満			7,050	6,950		
D		1	市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100		
		2	市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100		
注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。							
イ 第二子以降軽減状況		令和5年12月より、上のお子さんの保育所等の利用の有無や年齢にかかわらず、2人目以降のお子さんは無料となります。上のお子さんが、生計を一にすると認められない場合は、無償化の対象外となります。 ひとり親世帯・在宅障がい児(者)がいる世帯等で市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合は、1人目のお子さんの軽減措置が					
ウ 保育料収納率		93.8%(令和6年度実績)					

市

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

学生などで別の住所の場合も無償化の対象となりますが、上のお子さんの収入状況等により、
あります。

	福																																																														
ア 市徴収基準額表	<table><tr><th colspan="4">利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分</th></tr><tr><th colspan="4"></th></tr><tr><th>階層区分</th><th colspan="3">区 分 （ 税 額 ）</th></tr><tr><td>A</td><td colspan="3">・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td></tr><tr><td>B</td><td rowspan="12">A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>C1</td><td colspan="2">市町村民税のうち所得割非課税世帯</td></tr><tr><td>C2</td><td colspan="2">市町村民税のうち所得割が48,600円未満</td></tr><tr><td>D1</td><td>〃</td><td>48,600円～61,000円未満</td></tr><tr><td>D2</td><td>〃</td><td>61,000円～73,000円未満</td></tr><tr><td>D3</td><td>〃</td><td>73,000円～85,000円未満</td></tr><tr><td>D4</td><td>〃</td><td>85,000円～97,000円未満</td></tr><tr><td>D5</td><td>〃</td><td>97,000円～126,000円未満</td></tr><tr><td>D6</td><td>〃</td><td>126,000円～149,000円未満</td></tr><tr><td>D7</td><td>〃</td><td>149,000円～169,000円未満</td></tr><tr><td>D8</td><td>〃</td><td>169,000円～255,000円未満</td></tr><tr><td>D9</td><td>〃</td><td>255,000円～301,000円未満</td></tr><tr><td>D10</td><td>〃</td><td>301,000円～397,000円未満</td></tr><tr><td>D11</td><td>〃</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr></table>			利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分								階層区分	区 分 （ 税 額 ）			A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			B	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		C2	市町村民税のうち所得割が48,600円未満		D1	〃	48,600円～61,000円未満	D2	〃	61,000円～73,000円未満	D3	〃	73,000円～85,000円未満	D4	〃	85,000円～97,000円未満	D5	〃	97,000円～126,000円未満	D6	〃	126,000円～149,000円未満	D7	〃	149,000円～169,000円未満	D8	〃	169,000円～255,000円未満	D9	〃	255,000円～301,000円未満	D10	〃	301,000円～397,000円未満	D11	〃	397,000円以上	
利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分																																																															
階層区分	区 分 （ 税 額 ）																																																														
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯																																																														
B	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯																																																													
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯																																																													
C2		市町村民税のうち所得割が48,600円未満																																																													
D1		〃	48,600円～61,000円未満																																																												
D2		〃	61,000円～73,000円未満																																																												
D3		〃	73,000円～85,000円未満																																																												
D4		〃	85,000円～97,000円未満																																																												
D5		〃	97,000円～126,000円未満																																																												
D6		〃	126,000円～149,000円未満																																																												
D7		〃	149,000円～169,000円未満																																																												
D8		〃	169,000円～255,000円未満																																																												
D9		〃	255,000円～301,000円未満																																																												
D10	〃	301,000円～397,000円未満																																																													
D11	〃	397,000円以上																																																													
	注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限 ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認が 注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されて 注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税 注4 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。																																																														
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	市独自で令和5年度より第2子無償化を開始。																																																														
ウ 保 育 料 収 納 率	現年度 98.98 % 過年度 16.02 % 計 90.29 %																																																														

保 育 料 の 額 (月 額)		
第1子		第2子以降
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
0 円	0 円	0 円
0	0	0
14,200	13,900	0
17,000	16,700	0
19,800	19,400	0
22,600	22,200	0
25,400	24,900	0
28,200	27,700	0
31,900	31,300	0
35,600	34,900	0
39,300	38,600	0
44,600	43,800	0
53,000	52,000	0
64,000	62,900	0
83,200	81,700	0

〈参考〉国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0 円	0 円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限度〕	78,800 〔保育単価 限度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限度〕	102,400 〔保育単価 限度〕

も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。

できませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。

いますが、保育料算定にあたっては、旧の税率(6%)を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。

額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

このほか、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

	熊		
ア 市徴収基準額表	令和7年度		
	入所児童の属する世帯の階層区分		
	階層区分		
	第1	生活保護世帯	
	第2	市民税非課税世帯	
	第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満
	第3－2	〃 24,300円以上	48,600円未満
	第4－1	〃 48,600円以上	65,000円未満
	第4－2	〃 65,000円以上	81,000円未満
	第4－3	〃 81,000円以上	97,000円未満
	第5－1	〃 97,000円以上	121,000円未満
	第5－2	〃 121,000円以上	145,000円未満
	第5－3	〃 145,000円以上	169,000円未満
	第6－1	〃 169,000円以上	213,000円未満
	第6－2	〃 213,000円以上	257,000円未満
	第6－3	〃 257,000円以上	301,000円未満
	第7－1	〃 301,000円以上	349,000円未満
	第7－2	〃 349,000円以上	397,000円未満
	第8	〃 397,000円以上	
	注 1	表中の年齢については、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日現	
	注 2	階層区分は保護者の市民税所得割額の合算額により算定し	
	注 3	市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(	
	注 6	この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費など	
	注 7	平成 30 年度(2018 年度)より熊本市など政令指定都市の	
	注 8	保護者が、里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリー	
		施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設)の長	
イ 第二子以降 軽減状況	注 4	同一世帯に生計を一にする 18 歳未満の兄・姉がいる場合、	
	注 5	母(父子)世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障	
ウ 保育料収納率	現年度	99.0%	
	過年度	17.2% 計 92.3%(令和6年度)※還付未済含まず	

本市

保 育 料 の 額 (月 額)			
3号認定(3歳未満)		2号認定(3歳以上)	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
0 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

在の満年齢により決定します。

、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当

配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用

の実費等の負担が必要な場合があります。

市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6/8 を御覧ください。

ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所である場合、階層①となります。

そのうちの最年長の児童から順に数えて 3 人目以降の 3 号認定児童、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療 型児童発達、また、3 人目以降の児童については 無料となります。市民税所得割では、生計を一にする兄・姉がいる 場合には、上の子の年齢を問わずについては無料 となります。

害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、市民一部)の場合、1 人目は、3 号 認定については 4,000 円となり、2 人

2 住宅融資制度

区 分		単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 制 度 名			札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資 (住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度 (台風被災者) (令和3年度をもって新規受付終了)	川崎市勤労者生活資金貸付制度 (住宅の増改築・修繕費用)
(2) 申込者資格			・本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 ・被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 ・完済時の年齢が80歳未満の方 ・貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 ・市町村民税を滞納していない方	-	次のすべてに該当する勤労者（事業主や事業専従者を除く） 1．市内に1年以上居住している方（市内居住予定者を含む。）または市内の事業所に勤務している方 2．同一事業所に1年以上勤務している方 3．年齢満18歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 4．前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5．安定継続した年収（前年税込年収）が150万円以上の方	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者
(3) 融 資 対 象 住 宅			被災家屋 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家屋 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅（中古住宅、マンションを含む）購入、現に居住している住宅の増改築・補修（リフォーム）	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	現に居住している住宅の増改築・修繕
(4)	ア 融 資 対 象 金 額	円	被災家屋 1,200,000円 (市長は別に限度額を定めることができる) 傾斜家屋 2,000,000円 (基礎改修工事費の7割以内)	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	10万円～300万円
	イ 利 率	%	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.2%（別途保証料年0.8%）	年利2.0%以下	年1.0%（別に保証料0.7%から1.2%）
	ウ 返 済 期 間		7年以内 (被災家屋は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)	10年以内
	エ 返 済 方 法		元金均等割賦払	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還（ボーナス時増額返済併用可）	元利均等割賦返済
	オ 担 保 ・ 保 証 人		連帯保証人が必要	-	なし	-	-
(5)	令和6年度融 資 実 績	件	0件	-	5件	令和6年度利子補給件数 27 件	0件
		(円)	0円	-	11,690,000円	利子補給金額 (664,804円)	0円
(6) そ の 他			・本市の直接貸付 ・災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」				住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市中		
(1) 制 度 名		住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金 利子補給制度	-	-	浜松市勤労者住宅建設資金 等償還利子助成事業	マンション共用部分リ フォーム融資利子補給制 度	名古屋市グリーンリフォーム ローンS 融資利子補給制度等	名古屋市フラット35 S 等融資利子補給制度
(2) 申込者資格		住宅リフォーム等において 金融機関等から融資を受け た者	以下の条件を全て満たす 人 1 借入先が神奈川県内の 中央労働金庫で融資期 間が10年以上 2 利子補給申請時に該 当する住宅に居住し、同 一事業所に1年以上勤務 している 3 市民税を完納してい る ※すでに住宅を所有して いる人、事業主や自営業 の人を除く ※建て替え、リフォー ム、土地のみの購入、融 資内容が住宅金融支援機 構融資、フラット35は 対象外	-	-	・静岡県労働金庫から住 宅建設資金を借り入れた 勤労者（事業主に雇用さ れている者） ・市税を完納しているこ と又は市から徴収の猶予 もしくは換価の猶予を受 けていること ・市県民税額が30万円以 下であること ※上記の規定にかかわら ず、暴力団員等と密接な 関係を有する者・暴力団 員等と密接な関係を有す る者が役員等となってい る法人・その他の団体は 交付の対象外	・「名古屋市中マンション の管理の適正化の推進に 関する条例」に基づき、 管理状況の届出をしてい ること。 ・資格申請時点で、築15 年以上のマンションで あって、工事費の見積額 が修繕積立金額の残高を 上回っていること。 ・利子補給の申請につい て総会で決議がされてい ること。 ・申請の対象となるマン ションの長期修繕計画が 標準様式に沿って作成・ 見直しされており、これ に基づき算定された修繕 積立金額が著しく低額で ないこと。 ・長期修繕計画の内容及 びこれに基づき算定され た修繕積立金額について 決議されていること。	【利子補給】 ・融資の契約者と利子補給 を申込み者が同一であること ・融資の対象となる住居が名 古屋市内に所在していること 【適合証明書発行手数料】 ・融資の契約者と手数料補助 を申込み者が同一であること ・融資の対象となる住居が名 古屋市内に所在していること ・利子補給の申請を行ってい ること ・適合証明書検査機関に適合証 明書発行手数料の支払いを 行っていること ※融資とは、(独)住宅金融 支援機構のグリーンリフォーム ローンSをいう	・融資の契約者と利子補 給を受ける者が同一である こと ・融資の対象となる住宅 が名古屋市内に所在して いること ・融資の対象となる住宅 が融資の契約者自ら居住 するための住宅であるこ と ・満18歳に達する年度 末までの子ども（出産予 定の子どもを含む。）と 同居している世帯である こと ※融資とは、(独)住宅金 融支援機構のフラット3 5 S又はフラット35リ ノベにより中古住宅の取 得を目的とした融資をい う
(3) 融資対象住宅		・市内に建築されている住 宅 ・個人が所有する住宅（分 譲マンションの場合は、居 住者である所有者の中から 管理組合等の代表理事が選 任されていること） ・原則として賃貸借契約を 締結していないもの	新築、購入または増築する 市内の自己所有の住宅	-	-	・浜松市内に自ら居住す るために購入した新築住 宅、建売住宅又は中古住 宅（マンションを含む） ・居住の用に供する部分 の床面積が150㎡以下	管理組合が(独)住宅金融 支援機構から「マンション 共用部分リフォーム融 資」を受けて修繕工事を 実施する分譲マンション	(独)住宅金融支援機構のグ リーンリフォームローンS を満了す断熱改修工事を 行う既存住宅	(独)住宅金融支援機構の フラット35 S又はフラ ット35リノベを利用 して取得した名古屋市中 の中古住宅（マンション を含む）
(4) 融 資 条 件	ア 融 資 対 象 金 額	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム 工事：350万円 ②マンション共用部分リ フォーム工事：150万円／ 戸、工事費の80%のいず れか少ない額 ③マンション共用部分工 事（アスベスト除去、耐震 改修）：150万円／戸、工 事費の80%のいずれか少 ない額 ④木造住宅耐震改修工 事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工 事：800万円	100万円～600万円（対象 借入金額）	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	利子補給額は、機構の金 利が1%（1%未満の場合 は、当該金利分）低利に なるように名古屋市中が 管理組合に対し予算の範囲 内において助成。	融資額最大1,000万円に 対する利子補給	融資額100万円以上8,000 万円以下に対する利子補 給（最大50万円）
	イ 利 率	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金 金利	年3%以内	-	-	利子補助金利 0.6	年1%以内	【利子補給率】 融資時点の新機構団体の 利率。ただし、高齢者向け 返済特例を利用する場合は、 その利率	【利子補給率】 0.25%
	ウ 返 済 期 間	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年 間 ③：10年間	24ヶ月（補給期間）	-	-	利子補助の期間 10年	当該融資に対する初回返 済日の属する月から起算 して最長10年間。なお、 当該融資の返済期間が10 年に満たない場合は、最 終返済日の属する月まで とし、当該融資の全額を 繰上返済した場合は、繰 上返済を実行した日の属 する月まで。	【利子補給期間】 最長10年間	【利子補給期間】 最長5年間
	エ 返 済 方 法	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により 算出した利息に相当する 額とし、当該相当する額 を120で除した額に6を乗 じて得た額を毎年2回、 労働金庫を通じて対象者 に交付する	-	-	-
	オ 担 保 ・ 保 人	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 令 和 6 年 度 融 資 実 績		30年度をもって事業終了	利子補給件数 225件	-	-	令和6年度利子補給件数 225件	令和6年度利子補給件数	(ア)令和6年度利子補給件数 0件 (イ)令和6年度適合証明書 発行手数料件数 0件	令和6年度利子補給件数 7件
		30年度をもって事業終了	利子補給金額 2,690,900円	-	-	23,351,621円	2,146,680円	(ア) 0円 (イ) 0円	令和6年度利子補給金額 224,882円
(6) そ の 他		住宅リフォーム等において 金融機関等から融資を受け た者に対する利子補給金制 度。平成21年度をもって新 規申込の受付は終了。ま た30年度をもって事業終 了。	利子補給金額は、借入 金、借入利率（上限 3%）に応じて市で算出 した額と、実際に支払っ た利子額の1/2の額を比 較して低いほうの額	-	-	-	利子補給は、利子補給期 間（最長10年間）、毎年 交付申請及び実績報告を したうえで、利子返還実 績に応じて、1年分ずつ交 付。		令和6年度から実施

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		京都市					
(1) 制 度 名		京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資
(2) 申込者資格		①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の断熱改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム補助金交付要綱」に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を売却した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は火災保険契約を締結できる者 ⑥取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者
(3) 融資対象住宅		本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅
(4) 融 資 条 件	ア 融 資 対 象 金 額	抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※：1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万	700万
	イ 利 率	年1.70（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.50（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）
	ウ 返 済 期 間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年（機構返済期間が限度）	30年（機構返済期間が限度）
	エ 返 済 方 法	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）
	オ 担 保 ・ 保 人	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定
(5) 令和6年度融資実績		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
(6) そ の 他		※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協調により、市域の融資実績の全件を府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止

（注）利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
(1)	制 度 名	大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	-	-	岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
(2)	申込者資格	(1) 自ら居住するため、対象住宅を、対象融資を受けて取得する者 (2) 持家一次取得者 (3) 申込時において、新婚世帯又は子育て世帯の世帯員である者 (4) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (5) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新婚世帯の配偶者として、本制度要綱又は大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	-	-	平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、岡山市内で住宅の建設購入及び補修のためにR3.7.31までに金融機関等の申し込みをした方 住宅を建設又は購入するとき (1) リ災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けた方 ※ただし、半壊に至らない場合であっても地盤・擁壁・法面の崩落等により通常の補修では、引き続き居住することが出来ないと認められた場合は対象 (2) 岡山市内で住宅を建設・購入される方（他市町村からの転入者含む） (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方 補修するとき (1) リ災証明書の発行を受けた方 (2) 岡山市内で被災した住宅を補修する方 (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
(3)	融 資 対 象 住 宅	(1) 床面積（マンションの場合は専有面積）が50㎡以上のもの (2) 新築住宅については、建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの (3) 中古住宅については、耐震性を有することが確認できるもの その他条件あり	-	-	本市の区域内の住宅	-	-	-	水害のおそれがある住宅
(4)	ア 融 資 対 象 金 額	-	-	-	建設・新築購入又は中古購入 建設資金 16,500千円 (16,800千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,400千円) ※リバースモーゲージ 建設資金 21,600千円 (22,000千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) 補修 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) ※リバースモーゲージ 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) () 内は、令和元年10月1日以降に金融機関等に申し込まれた場合	-	-	-	1,500,000
	イ 利 率	年0.1%以上	-	-	建設・新築購入又は中古購入 年0.63%以内 ※リバースモーゲージ 年2.12%以内 補修 ※リバースモーゲージ 年0.63%以内 年2.12%以内	-	-	-	年3%
	ウ 返 済 期 間	10年以上	-	-	当該借入金に係る利子の支払い開始日から10年以内（利子補給期間）	-	-	-	10年以内
	エ 返 済 方 法	-	-	-	元利均等・元金均等月賦償還（ボーナス時増額返済併用可）	-	-	-	元利均等月賦償還
	オ 担 保 ・ 保 証 人	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
(5)	令和6年度融資実績	令和6年度利子補給件数 13,430件	-	-	令和6年度利子補給件数 50件	-	-	-	-
		1,042,293,000円	-	-	4,032,019円	-	-	-	-
(6)	そ の 他	平成17年から実施	-	-	※令和3年8月2日で新規受付終了	-	-	-	-

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

指定都市基本施策比較検討調

＜令和6年度 決算編＞

令和8年6月発行

福岡市議会事務局調査法制課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL (092) 711-4749

FAX (092) 733-5869

※この資料は、市議会ホームページの
市議会★情報BOX内でもご覧いただけます。